

研究紀要

金沢城研究

第6号

平成20年3月

金沢城調査研究所開設記念シンポジウム「金沢城と伝統技術」

講演 「建築史からみた金沢城の伝統技術」	中村 利則	1
パネルディスカッション		7

〔特集〕文化年間の二ノ丸御殿再建を探る

近世後期の城郭建築にみる障壁画と儀礼	太田 昌子	16
--------------------	-------	----

－文化度造営金沢城二ノ丸御殿の障壁画と年頭儀礼をめぐって－

文化期金沢城二の丸再建における石材調達等に関する考察	白峰 匠	43
----------------------------	------	----

－『御造営方日並記』の内容分析から－

文化期二ノ丸御殿再建にみる造営奉行と領民	川口 悟	66
----------------------	------	----

天保年間の金沢城辰巳櫓の再建計画について	木越 隆三	77
----------------------	-------	----

『造作辨圖解 上下』と『加州金澤御城來因略記』	正見 泰	93
-------------------------	------	----

－金沢城石川門・河北門整備の根拠史料に関する検証－

【資料紹介】藩老横山家の3枚の下屋敷図について	木越隆三・池田仁子	103
-------------------------	-----------	-----

【資料紹介】金沢城作事所に関する断簡資料(2)	石野 友康	120
-------------------------	-------	-----

(五)

金沢城代横山家出生にみる家臣と医者と女性	池田 仁子	134
----------------------	-------	-----

(三)

第6号の刊行によせて

平成13年7月に開設された金沢城研究調査室は、平成19年4月に石川県金沢城調査研究所に昇格し、研究体制も充実いたしました。これを機に、金沢城研究調査室時代から進めてきました調査研究の成果をもとに、発展的な調査研究である「金沢城石垣構築技術等比較研究事業」を立ち上げました。

この事業は、金沢城を核とした城下町金沢に蓄積された、伝統の匠の技を、全国的な視点から解明し、金沢の石工技術の普遍的価値を明らかにしようという意図であります。今年度は、研究所開設記念シンポジウム「金沢城と伝統技術」を開催したほか、客員研究員による石垣技術の比較研究や、全国を対象とする石垣普請関連の絵図・文献の調査などにも着手いたしました。

本書は、金沢城研究調査室時代から数えて6号となりましたが、シンポジウム「金沢城と伝統技術」の記録のほか、文化年間の金沢城二ノ丸御殿に関する3編の論文が収載されております。太田昌子氏は、二ノ丸御殿の内部装飾としての襖絵と杉戸絵について、儀礼との関係を中心に考察しています。白峰旬氏は、二ノ丸御殿再建時の石材調達等に関して考察を行っています。川口悟氏は、二ノ丸御殿再建時における藩主・家臣（奉行）・領民の関係を明らかにしています。3氏とも、文化年間の金沢城二ノ丸御殿の様子を知りうる『御造営方日並記』の分析を通して、興味深い議論を展開しています。

また、池田仁子氏から寄せられた論稿では、金沢城代横山家の出生儀式を通して、武家の生活、城下町の生活文化史の解明を試みています。その他、所員による日頃の研究成果の報告も掲載されており、多彩な内容となっております。

最後になりましたが、玉稿をお寄せいただきました太田、白峰、川口、池田の4氏、シンポジウム「金沢城と伝統技術」の講演収録につき、御高配いただいた中村利則氏に感謝を申し上げますとともに、本書が県民の皆様の高い関心に応え、金沢城の保存・活用の一助となり、広く近世城郭史研究に資するものとなれば幸いと存じます。

平成20年3月

石川県金沢城調査研究所

所長 北垣 聰一郎

シンポジウム「金沢城と伝統技術」

一、平成19年10月6日（土）石川県文教会館ホールにおいて、石川県と石川県教育委員会の主催で開催したシンポジウム「金沢城と伝統技術」の講演、パネルディスカッションの記録である。

- 講演 「建築史からみた金沢城の伝統技術」

中村 利則（京都造形芸術大学教授）

- パネルディスカッション

パネラー 嶋崎 丞（石川県立美術館長）

太田 昌子（金沢美術工芸大学教授）

飛田 範夫（長岡造形大学教授）

北垣聰一郎（石川県金沢城調査研究所長）

中村 利則

コーディネーター 木越 隆三（石川県金沢城調査研究所副所長）

二、このシンポジウムは石川県金沢城調査研究所の開設記念として開催され、「金沢城と伝統技術」に関する研究成果を、一般県民に広く公開したものである。

三、この記録は、当日配布したパンフレットおよび録音テープをもとに、講演、パネルディスカッションの要旨を収載したものである。

文化期金沢城二の丸再建における石材調達等に関する考察 —『御造営方日並記』の内容分析から—

白峰 旬

はじめに

本稿で扱う史料である『御造営方日並記』(金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵)は、文化5年(1808)～同7年(1810)の金沢城二の丸再建における造営奉行であった高畠厚定の業務日誌(公務日誌)である。『御造営方日並記』は、石川県教育委員会文化財課金沢城研究調査室(現金沢城調査研究所)の編集・発行により、金沢城史料叢書1、2として上巻、下巻に分けて活字翻刻されている⁽¹⁾。

『御造営方日並記』の史料的性格については、上記の上巻における解説(木越隆三氏、石野友康氏が執筆)に詳しい⁽²⁾。その解説によれば、『御造営方日並記』は15冊が現存し、そのほかに文化5年8月から同年12月の5ヶ月間を記載した1冊が存在していたらしい。『御造営方日並記』の記載範囲は、文化6年正月4日～同7年6月23日まであり、記載されていない日もあることから記載されたトータルの日数は352日であることも指摘されている。この点を考慮すると、『御造営方日並記』は文化5年～同7年の金沢城二の丸再建過程のすべての期間をカバーして記載しているわけではないことがわかるとともに、記載された範囲である文化6年正月～同7年6月はその日数を合計すると532日であるので、この期間の記載日数である352日は全体の66.2% (小数点第2位を四捨五入) であることもわかる。また、『御造営方日並記』は、文化7年6月23日条で突然終わっているが、本来はその続きである同年7月の記載箇所も存在したと推測される(ちなみに、上記の解説によれば、造営方役所が閉鎖されたのは同年7月27日である)、その部分の現存の有無についても、今後検討する必要がある。

『御造営方日並記』は文化5年～同7年の金沢城二の丸再建工事(普請・作事)を統括した造営奉行の一人である高畠厚定の業務日誌という性格上、造営方役所での普請・作事に関する各費目の支出銀高が個々に記載されており、連日の事務処理の内容を詳細に把握することができる。そして、『御造営方日並記』の内容からは二の丸再建に関する具体的プロセスのほか、再建における実態等に関して、①再建工事中は大工や日用など城内に不特定多数が入り込むことへの警戒として、門札⁽³⁾を使用させて城門の出入りを厳重にした、②工事中に怪我人、病人が出た場合はその都度医師が診察し、歩横目が病状や怪我の状況などを見届けた、③労務管理として人足、日用、職人などのサボリについては横目が管理して厳しく対応した⁽⁴⁾、④工事中は節句(正月7日・3月3日・5月5日・7月7日・9月9日)や盆などに休日が設定された(表1参照)、⑤石引きで浅野川を越えた日、石引きで大石を城中に入れた日、各種建物の建揚げの日、年末の丁場仕舞いの日、などに酒が下賜された(表2参照)、⑥作事に該当する項目であっても『御造営方日並記』には「普請」と表記されている箇所がある、⑦この普請・作事には加賀藩の各種役人のほか、日用・大工など膨大な数の人員がかかわった、⑧前藩主前田治脩の死去(文化7年正月7日)の影響により、文化7年正月～同年4月17日までは造営(普請)をおこなっていないが、文化7年正月については当初から普請をおこなわない予定になっていた、⑨『御造営方日並記』における城郭用語に関する使用状況を見ると、「升形」、「狭間」、「出狭間」、「出シ窓」⁽⁵⁾などの用語は使用されているが、「虎口」、「石落し」などの用語は使用されていない、⑩鶴の丸は石場・材木置き場・壁土・木品等の置き場所になっていた、⑪四十間長屋・同所続櫓・越後屋敷については再建するために材木も用意したが結果的には造営しなかった、⑫現在は橋爪門・続櫓と呼称しているが、『御造営方日並記』には「橋爪御櫓」と表記されている、⑬造営方の入用銀は毎月300貫目ずつ渡すことになっていた、⑭石の値段は普請奉行が詮議して造営奉行に報告するこ

表1 金沢城二の丸再建普請中の休日一覧表

(『御造営方日並記』より)

年月日	普請が休みである理由	典拠
文化6年正月7日	節句	上-8、10頁
正月15日	前例はわからないが詮議のうえ節句同様に休日に決定	上-27、28頁
正月27日	前田利行（大聖寺藩主前田利之の叔父）が死去したため →鳴物は正月29日まで遠慮	上-57頁
2月24日	二の丸御殿の上棟式のため戸室石の石引きは休み	上-156頁
3月3日	節句→普請所休み	上-183頁
4月朔日	神事（卯辰觀音院）	上-190頁
4月2日	神事（卯辰觀音院）	上-190頁
5月4日	前藩主前田治脩が来るので午後は裏口御門の普請は休み	上-239頁
5月5日	節句	上-240頁
5月6日	移徙の祝いの能	上-240頁
5月7日	移徙の祝いの能	上-240、243頁
7月7日	節句	上-368、369、370頁
7月13日	去年と同様に八半時（午後3時頃）に普請終了	上-387頁
7月14日	盆中	上-387頁
7月15日	盆中	上-387頁
7月16日	盆中	上-387頁
9月9日	節句	下-50、53頁
10月15日	柳の間への出仕中、藩主前田斉広が御出の間は普請を中断	下-107頁
12月朔日	出仕中、藩主前田斉広が御出の間は普請を中断	下-130頁
文化7年正月～4月17日	当初は正月16日まで普請を休む予定であったが（下-203頁）、前藩主前田治脩が正月7日に死去した影響により、4月17日まで普請は休み、4月18日から普請（造営）が再開された（下-270頁）	
2月21日	前藩主前田治脩の四十九日の法事のため造営方役所は休み	下-246、247頁
2月28日	前藩主前田治脩の百ヶ日の法事のため造営方役所は休み	下-252頁
3月3日	節句→役所は休み	下-256、258頁
4月25日	表式台・竹の間等の完成祝い	下-287、288頁
5月5日	節句	下-304頁
5月10日	9代藩主前田重教の法事のため	下-309頁
5月11日	9代藩主前田重教の法事のため	下-309頁
5月12日	9代藩主前田重教の法事のため	下-309頁
5月13日	大聖寺藩主前田利之が登城の場合は、普請及び役所は休み	下-313頁

※上表の典拠欄における、「上-〇〇頁」、「下-〇〇頁」は、それぞれ『御造営方日並記』上巻、下巻の頁数を示す。

とになっていた、などの諸点を具体的に読み取ることができる。

また、二の丸御殿の上棟式（文化6年2月24日）⁽⁶⁾のことが準備段階から当日の様子まで具体的に記載されているほか、二の丸御殿造営及び橋爪門造営の棟札についてその具体的文言が記載されている。そのほか、鉄砲狭間の高さの具体的寸法設定についても記載されている。

作事の工程を『御造営方日並記』の記載をもとにまとめると表3のようになる。それをもとに考察すると、橋爪門・橋爪櫓・五十間長屋・菱櫓の各工期は、橋爪門…文化5年11月～同6年2月（4ヶ月）、橋爪櫓…文化6年7月6日～同7年4月頃カ（約7ヶ月）、五十間長屋…文化6年8月10日～同7年5月以降カ（約8ヶ月）、菱櫓…文化6年10月13日カ～同7年5月頃カ（約5ヶ月）というよう

表2 金沢城二の丸再建普請中に酒を下賜した日の一覧表

(『御造営方日並記』より)

年月日	酒を下賜した理由	典 摄
文化5年12月27日	仕事仕舞いにより、日用537人へ酒1石7升4合、鰯1074枚を下賜した。	上-34、38頁
同 日	(仕事仕舞いにより) 穴寄大工等54人へ酒等を下賜した。	上-39頁
同 日カ	下御広式丁場仕舞いにより、酒を下賜した。	上-18頁
文化6年正月10日	戸室(山)より中石を出し、この日に浅野川を越えたので酒を下賜した。	上-17頁
同 日	中石を全体で12丁ばかり出し、牛坂の中程へ引き上げた。人夫130人(そのうち24人は町方〔人夫〕)。酒3斗1升を下賜した。	上-20頁
正月24日	この日、三ツ目大石を城中へ引き入れたので酒を下賜した。	上-51頁
2月11日	橋爪門の建揚げにより、酒2升6合を下賜した。	上-101、108、109頁
2月16日カ	穴寄大工63人に酒1斗2升6合を下賜した(酒を下賜した理由は不詳)。	上-125頁
2月26日	戸室石の石引きでは、この日、川を越える予定であるため、酒を下賜する予定。ただし、実際には「水高」のため川越えできなかった。※よって、この日川越えできなかつたので、この日には酒を下賜しかなかつた可能性が高い。	上-162、169頁
2月29日	能舞台の建揚げにより、酒代3歩を下賜(棟梁5人、大工86人、穴寄大工1人、手伝い45人)した。	上-176頁
3月2日	奥書院・松の間の建揚げにより酒と鰯を下賜した。	上-179、181、188頁
7月6日	橋爪櫓の建揚げにより、御普請所懸りの諸職人等に酒等を下賜した。八半時(午後3時頃)に普請は終了。	上-367、368頁
8月10日	五十間長屋の建揚げにより、酒・鰯を下賜(酒1石5斗8升6合、鰯1586枚)した。これとは別に日用156人分の酒・鰯も下賜した。	下-18、29頁
9月28日	役小者12人に酒を下賜した(酒を下賜した理由は不詳)。	下-94頁
10月7日	竹の間の建揚げにより酒を下賜した。	下-90頁
10月13日カ	菱櫓(日用493人分・穴寄大工)・表式台(日用497人分・穴寄大工)・実検の間(日用476人分・穴寄大工29人分)の建揚げにより酒を下賜した。	下-102頁
11月6日	御玄関の建揚げにより酒を下賜した。	下-127、129頁
12月28日(注1)	能舞台の建揚げにより、日用等へ酒等を下賜した。	下-131、178頁
12月28日(注1)	丁場仕舞いにより、諸職人281人・日用頭5人・日用359人へ酒を下賜した。	下-190、300、302頁
文化7年6月15日	唐門の建揚げにより、諸職人等へ酒等を下賜した。	下-360、363、364頁

※上表の典撰欄における、「上-〇〇頁」、「下-〇〇頁」は、それぞれ『御造営方日並記』上巻、下巻の頁数を示す。

(注1)『御造営方日並記』下巻(300、302頁)では12月27日と記載しているが、同190頁では同月28日と記載しているので、同月28日が正しいと思われる。

になり、南側から北側へ向かって、橋爪門・橋爪櫓・五十間長屋・菱櫓という順番で作事を進めていったことがわかる。

このように『御造営方日並記』からは普請・作事に関して多くの知見を得ることができるが^⑦、本稿では、『御造営方日並記』の内容分析をもとに、文化6年～同7年の金沢城二の丸再建における石材調達等に着目して考察をおこなうこととする。

1. 石材の調達(産地と用途)

『御造営方日並記』における石材関係の出銀高の記載がある各箇所を見ると、各石材の銀高(購入銀高のほかに、仕上げや伏せ渡しの手間料などもある)、産出地、用途、サイズ、関係する石屋などの記載があり、特に、それぞれの石材の寸法が明記されていることは、石材の規格化という点で着目される。

『御造営方日並記』によれば、文化6年正月から同7年6月まで連日のように造営方役所では石材

表3 金沢城二の丸再建作事の工程

(「御造営方日並記」より)

年月日	作事の工程	典 摠
文化5年11月	橋爪門の手(執)斧初め (棟札の記載)	上-166頁
文化6年正月5日	御普請所の仕事初め	上-4頁
正月12日	橋爪門の上屋にとりかかる	上-21頁
正月13日	御居間先の土蔵の櫛戸にとりかかる	上-21頁
正月22日より	橋爪門を通行止めにする (橋爪門の建揚げのため)	上-37頁
正月晦日	御居間先の土蔵の建揚げ	上-62、66頁
同 日	御広式屋根瓦にとりかかる	上-62頁
2月11日	橋爪門の建揚げ	上-106、108、118頁
同 日	橋爪二の門の建揚げ	上-148頁
2月15日	橋爪門の番所の建揚げ	上-120頁
2月24日	二の丸御殿の上棟式	上-157頁
同 日	二の丸御殿の竣工 (棟札の記載)	上-171頁
2月29日	能舞台の建揚げ	上-173頁
2月	橋爪門の竣工 (棟札の記載)	上-166頁
3月2日	奥書院・松の間の建揚げ	上-179、181頁
4月5日	楽屋多門続二重廻にとりかかる	上-199頁
4月7日	裏式台前唐舗にとりかかる	上-216頁
4月26日(注1)	藩主前田斉広が二の丸御殿に移徙	上-217頁
5月3日	対面所の垂木にとりかかる	上-237頁
同 日	湯殿の木拵えにとりかかる	上-237頁
5月6日	移徙の祝能	上-243頁
5月7日	移徙の祝能	上-245頁
5月11日	近日、御台所の屋根瓦葺きにとりかかるため、この日よりその足代にとりかかる	上-259頁
5月19日カ	橋爪門の番所の屋根瓦葺きが始まる	上-277頁
6月4日	小書院の地面の「かめかち」が始まる	上-285頁
6月9日カ	裏口御門の屋根が完成	上-302頁
6月15日より	普請会所の仮小屋を取り払う	上-316頁
6月18日	小書院の小屋組にとりかかる	上-325頁
6月24日	橋爪門の雁木坂の高懸廻屋根の足代にとりかかる	上-336頁
6月25日	橋爪櫓と五十間長屋の足代にとりかかる	上-338頁
7月2日	竹の間の木拵えにとりかかる	上-357頁
7月6日	橋爪櫓の建揚げ	上-364、365、367、369頁
同 日	菱櫓の木拵えにとりかかる	上-367頁
7月9日	小書院等の石場の胴突きにとりかかる (注2)	上-373頁
7月11日	楽屋多門の出窓にとりかかる	上-378頁
7月30日	御台所の屋根廻りが完成	下-1頁
8月10日	五十間長屋の建揚げ	下-17、18頁
8月11日	楽屋多門の屋根にとりかかる	下-17頁
8月13日	実検の間の木拵えにとりかかる	下-24頁
同 日	楽屋多門・小書院の足代にとりかかる	下-27頁
9月2日より少しあと	五疋建廻の地形にとりかかる	下-35頁
9月4日より少しあと	御広式下部屋・湯殿・牧部屋の増築と物置の新築にとりかかる	下-42頁

9月10日	表式台の足代にとりかかる	下-51頁
9月22日	表式台の建前にとりかかる	下-76頁
10月3日	御書物所・厩の木拵えにとりかかる	下-80頁
10月7日	竹の間の建揚げ	下-90頁
10月13日 カ(注3)	菱檜・表式台・実検の間の建揚げ	下-102頁
10月21日	楽屋の建継と御茶部屋・御書物所の建揚げにとりかかる	下-116頁
11月6日	御玄関の建揚げ	下-127頁
12月朔日	能舞台の建揚げ	下-131頁
12月10日	この日までに五十間長屋と菱檜の壇石を完成させる予定	下-104頁
12月14日	楽屋多門・御長屋の足代取り払い	下-157頁
12月18日 カ	裏口御門が完成	下-165頁
12月24日付	当年竣工しなかった箇所の書上	下-183~185頁
12月24日	表式台・竹の間等の造営完成	下-176頁
12月27日	表式台・竹の間等を御用番に引き渡す(城代欠席のため御用番へ引き渡す)	下-189頁
12月28日	実検の間の床の内張付が完成	下-193頁
文化7年正月7日	前藩主前田治脩が死去	下-390頁
正月16日	造営方の役所初めの予定	下-185頁
2月朔日	普請開始の予定(結果的には前藩主前田治脩の死去により延期される)(注4)	下-185頁
4月18日	昨年造営をやり残した箇所について造営を再開	下-270、278頁
同 日	橋爪檜の棟札を大工頭大西政時が調筆	下-271頁
4月23日	裏式台の足代にとりかかる	下-282頁
4月25日	表式台・竹の間等の完成祝い	下-288頁
4月29日より 少し前	竹の間等が完成	下-294頁
5月2日	実検の間の壁上塗りが完了	下-301頁
5月9日	裏式台の屋根があらまし完成	下-308頁
5月10日	裏式台の足代を取り払う	下-308頁
5月15日	唐門等の木拵えにとりかかる	下-315頁
5月21日	表東の間・御用所の壁の塗り直しにとりかかる	下-326頁
同 日	菱檜の壁が完成	下-330頁
5月22日	五十間長屋の壁が完成	下-330頁
同 日	奥書院・松の間等の綴り瓦に1両目中よりとりかかる	下-331頁
5月26日 カ(注5)	菱檜等の足代を取り払う	下-336頁
5月26日 カ(注6)	鏡の間・楽屋うしろの足代を取り払う	下-336頁
5月26日 カ(注7)	大工小屋を取り払う	下-336頁
6月15日	唐門の建揚げ	下-359、364頁
6月24日	唐門下の唐敷石(の設置に)とりかかる	下-373頁

*上表の典撰欄における、「上-〇〇頁」、「下-〇〇頁」は、それぞれ『御造営方日並記』上巻、下巻の頁数を示す。

(注1) この時点(4月26日)で二の丸御殿の表式台はまだ造営されていない(上-219頁)。

(注2) 脊突きとは地盤を突き固めることを意味する。

(注3) この日は、菱檜・表式台・実検の間の建揚げにあたって、大工・日用へ酒代を下賜した銀高について、『御造営方日並記』に記載があった日付であり、この日に菱檜・表式台・実検の間の建揚げがおこなわれたかどうかは不詳である。

(注4) このことから、文化7年正月は当初の予定より(前藩主前田治脩の死去に関係なく)普請をしないことになっていたことがわかる。

(注5) この日に菱檜の足代が取り払われたかどうかは不詳。

(注6) この日に鏡の間・楽屋うしろの足代が取り払われたかどうかは不詳。

(注7) この日に大工小屋が取り払われたかどうかは不詳。

を購入していることがわかり、石材の納入にあたって数多くの石屋が介在していることもわかる。このように多くの石屋の記載があるのに対して、石の臥せ渡し関連で穴生（後藤小十郎）の記載が見られるのは文化7年6月2日条のみである。また、戸室石に関しては、田嶋村の八右衛門、清水村の市郎右衛門という人物名の記載も見られるので、田嶋村（現金沢市田島町）、清水村（現金沢市清水町）は戸室山の山麓（北麓）に位置する村であることから、村請として石材を納入したと考えられる。

【石材の産地（供給地）】

『御造営方日並記』における主な石材の産地と用途をもとに作成したものが表4である（川石〔河石〕は除く）。まず、石材の産地としては、戸室石・鷹巣（鷹栖）石・越前石・鶴川石の4ヶ所であるが、表4における頻出回数のそれぞれの合計をもとに考えると、鶴川石の頻出回数の合計は戸室石・鷹巣（鷹栖）石・越前石のそれに比較して極端に少ないので、主な石材の産地は戸室石・鷹巣（鷹栖）石・越前石であったことがわかる。その中で、戸室石の頻出回数の合計が最も多いので、石材の産地として一番多いのは戸室石だったことがわかる。その次に多いのが鷹巣（鷹栖）石であり、三番目が越前石である。

戸室石は現金沢市南東部に位置する戸室山から産出された石（安山岩）であり、石の色から青戸室石、赤戸室石として有名である。青戸室石は石質が硬く、赤戸室石は比較的柔らかい石材である⁽⁸⁾。

鷹巣（鷹栖）石は鷹巣山（現金沢市西市瀬町と瀬領町の境に位置する山）から産出された石である。越前石とは笏谷石のことを指し、現福井市の足羽山山麓から産出した石（凝灰岩）であり、三国湊から全国各地に運ばれた越前の特産物として有名である。鶴川石は現小松市鶴川町で産出された石（凝灰岩）である。

なお、川石（河石）については、どの川から採取したものかということは『御造営方日並記』には記載がない。

このほか、表4には出てこないが、『御造営方日並記』には、坪野石⁽⁹⁾、安宅石⁽¹⁰⁾も使用した

表4 金沢城二の丸再建に調達された主な石材の産地と用途

（『御造営方日並記』より）				
石材の産地	戸室石	鷹巣石 (鷹栖石)	越前石	鶴川石
石材の用途				
腕木石	2			
土台石	16		1	
土台石（古石を使用）		1		
土台	9	1		
脛上縁			1	
縁		1		
御縁下			1	
縁石	3			
木呂石	5			
胡麻石	1			
棟折石	1			
葛石（かつら石）	1		8	
目戸石	3			
石樋	3			
樋石	6	9	1	
樋	1	2		
万年戸樋（万年樋）		2		
蓋	1	2		
（樋石の）蓋石	2	1		
唐敷石	1			
礎盤	4		2	
礎盤（古石を使用）	1			
礎盤石	1		1	
水溜石（水溜）	3		1	
水溜石			1	
砂留石		1		
砂留箱		3		
抜石	1			
板石	3	6	6	1
流		2	2	
石流		2	1	
流石		4	1	
イロリ石（いろり石）		11		
いろり（石いろり）		2		
底付圍炉裏石		1		
疵付いろり石		1		
いろり石橋		2		
本山炉石			1	
石すひつ（注1）			1	
腰石		1	5	
水舟（庭入用）			1	
下檀石	1			
胎内（くぐり）				1
胎内（くぐり）入口石段	1			2
五十間長屋の上段・下段	1			
井（戸）の胴丸	1			
井（戸）の胴	2			
池の胴	1			
風抜箱石	1			
台所釜檻（石）		1		
対面所土蔵段石			1	
部屋方階段（古石を使用）	1			
段石	1			
用途不明	30	6	7	0
合計	108	62	40	7

*上表における数字は、『御造営方日並記』におけるそれぞれの頻出回数を示す。

(注1)「すひつ」（炭櫃）とは、「いろり」のことを意味する（『大辞林』第三版、三省堂、2006年、1351頁、“炭櫃（すびつ）”の項）。

ことが記されている。坪野石は、現金沢市坪野町から産出された黒灰色の石であり非常に硬い⁽¹¹⁾。『御造営方日並記』では「坪野黒石」とも表記している⁽¹²⁾。安宅石は、現小松市安宅町から産出された石のことであると推測される。

このように石材の供給地は、現金沢市内から産出した戸室石・鷹巣（鷹栖）石・坪野石、現小松市内から産出した鶴川石・安宅石、現福井市内から産出した越前石というように区分できる。この点を考慮すると戸室石・鷹巣（鷹栖）石・坪野石は金沢城まで陸送され、鶴川石・安宅石・越前石は宮腰（金沢城下の外港）まで海送され、そこから金沢城まで宮腰往還を使って陸送された、と考えられる。なお、これらの石材の中で加賀藩領外から運ばれたのは越前石のみである。

【石材の用途】

表4を見るとわかるように、石材の用途は多岐にわたっており、当然のことながら、二の丸の御殿建築と関係するものが多い（ただし、目戸石や木呂石のようにその用途が不明のものもある）。

石材の産地と用途の関係を見ると、土台石と樋石は、戸室石・鷹巣（鷹栖）石・越前石に共通して見られ、板石は、戸室石・鷹巣（鷹栖）石・越前石・鶴川石すべてに見られる。また、戸室石では礎盤、部屋方階段に古石を使用し、鷹巣（鷹栖）石でも土台石に古石を使用しているので、古石をリサイクル（再利用）したケースもあったことがわかる。

戸室石は、表4を見るとその用途が幅広いことがわかり、表4における頻出回数を見ると、土台石（土台も土台石と同義である）としての使用が一番多い。これは、戸室石（青戸室石）の石質が硬いことに起因すると考えられる。戸室石にのみ見られる用途としては、腕木石、石樋、唐敷石などがあり、これは戸室石（赤戸室石）は石質が比較的柔らかい石材であったため加工しやすかったという点が関係すると思われる。

鷹巣（鷹栖）石は、上述の戸室石とは対照的に、土台石としての使用は少ない。表4における頻出回数を見るとイロリ石（いろり石）が一番多い。しかも、イロリ石（いろり石）は鷹巣（鷹栖）石のみに見られる。その次に多いのが樋石であり、三番目が板石である。その一方で、礎盤石としての使用は全く見られない。こうした点を考慮すると、鷹巣（鷹栖）石は、基礎となる石（土台石、礎盤石など）には、材質的に強度が弱く向いていなかった、ということかも知れない。逆に、イロリ石、樋石、板石が多いということは、加工しやすくそうした用途に向いていた、ということを示していると思われる。

越前石も鷹巣（鷹栖）石と同様に土台石としての使用は少ない。表4における頻出回数を見ると葛石が一番多く、その次が板石、三番目が腰石である。葛石は石垣上端部に使用される石であることや、腰石としても多く使用されていることを考慮すると、越前石は石質として硬い石であり、そうした用途に向いていたことがわかる。また、礎盤石として使用されているのが戸室石と越前石だけであることも同様の理由と思われる。なお、石質として硬い石であったにもかかわらず、土台石としての使用が少ない理由は不明である。

鶴川石は、表4を見るとわかるように、頻出度数も少なく、それ程幅広い用途に使われているわけではない。つまり、鶴川石は石材としては補助的に使用されたと考えられ、その理由としては、鶴川石は石の産出量がそれ程多くなかったのではないかと推測されるほか、石質としての強度の問題もあったのかも知れない。このことは、表4において鶴川石が土台石や礎盤石としては全く使用されていなかったこととも関連すると思われる。

なお、『御造営方日並記』文化6年正月6日条⁽¹³⁾には、居間・土蔵の腰板石には、鶴川石を届けさせたが、越前石でないといけないので、持ってきた鶴川石は御広式の胎内（くぐり）⁽¹⁴⁾に使用し、越前石のことを詮議するように造営奉行高畠厚定が造営方内作事奉行の村田恒升へ指示したことが記載されている。

このことは、鶴川石は腰板石には材質的に向いておらず、腰板石には越前石を使用すべきである、

という造営奉行高畠厚定の見解を示している。上記で指摘したように、越前石は腰石や板石として使用されることが多く硬い石であったのに対して、鶴川石はそれ程幅広い用途に使われず強度にも問題があったかも知れない、という点を考慮すると、高畠厚定のこの見解は首肯できるものであり、石の材質（越前石など）によって、その用途を使い分けていたことがわかり注目される⁽¹⁵⁾。

上述した戸室石・鷹巣（鷹栖）石・越前石・鶴川石以外に、川石（河石）・坪野石・安宅石の用途について以下に検討する。

『御造営方日並記』文化7年6月18日条⁽¹⁶⁾に、五疋建厩の空き地にある安宅石（2升5合くらい）を奥舞台の白洲へ敷かせ、これまであった河石は竹の間の空き地へ移すように造営奉行高畠厚定が同じ造営奉行の関屋政良に相談したことが記されている。この記載内容からすると、川石（河石）と安宅石の用途については、白洲へ敷かせるものであったことがわかるので、川石（河石）・安宅石とともに細かい石（小粒の石）であったことが理解できる。

安宅石が細かい石であったことは、『御造営方日並記』文化7年6月2日条⁽¹⁷⁾に、五疋建厩の空き地に集めてある安宅石を俵詰にするように内作事方へ造営奉行高畠厚定が指示した記載があることからもわかる。

川石について、『御造営方日並記』文化6年9月12日条⁽¹⁸⁾、文化6年12月23日条⁽¹⁹⁾では、それぞれ石の寸法を記載するのではなく、重量（目方）を記載しているので、この点からも川石が細かい石であったことが理解できる。なお、『御造営方日並記』において川石（河石）の記載が見えるのは、上記以外に文化6年12月5日条⁽²⁰⁾、文化7年6月8日条⁽²¹⁾であり、時期的にみて、普請・作事がある程度進捗して、二の丸御殿の敷地内において白洲を敷く段階になって使用されたと見なすことができる。

坪野石については、『御造営方日並記』文化6年4月10日条⁽²²⁾に、御園の礎盤が坪野石にて穴生の手合いにより完成したことが記されている。また、『御造営方日並記』文化7年6月11日条⁽²³⁾に、唐門の柱下の礎盤について詮議のうえ、坪野黒石を使用する予定で、内作事方においてその作料を詮議したところ、格別高値であるため、この礎盤は普請奉行と相談して、普請奉行の手合いにて完成させることになったことが記されている。この2つの記載を見ると、坪野石はいずれも礎盤石として使用されており、上述のように坪野石は石質が硬いことが礎盤石として使用された理由と思われる。ただし、坪野石はその作料が高値であること（前掲『御造営方日並記』文化7年6月11日条）が多く使用されなかったことと関係するのかも知れないし、作料が高値である理由は石質が硬いことと関連するとも考えられる。

以上のように、石材の用途については、それぞれの石質（強度など）によって使い分けていたことがわかる。

【石屋と石材産地の関係】

『御造営方日並記』に出てくる金沢城二の丸再建に関係した石屋と石材産地の関係をまとめたものが表5である。表5を見るとわかるように、業者は石屋の屋号がある者（20人）とそれ以外の屋号がある者（15人）に大別できる。石屋の屋号があるものは文字通り石屋を専業としていたと思われるが、石屋の屋号がない者は石屋以外の業務を兼業していた可能性も考えられる。なお、表5に出てくる石屋伊右衛門は石屋伊左衛門、能登屋喜兵衛は能美屋喜兵衛の誤記（『御造営方日並記』における誤記）である可能性も視野に入れて検討した方がよかろう。

まず、表5における頻出回数に着目すると石屋によって頻出回数にバラツキがあるので、すべての石屋が均一に業務をおこなったのではなく、多くの業務をこなした石屋とそうでない石屋に分かれることが看取できる。

石屋と石屋がそれぞれ扱った石材の産地の関係について表5を見ると、戸室石・鷹巣（鷹栖）石・越前石・鶴川石の4種すべてを扱う石屋（石屋与三兵衛、石屋与兵衛）がある一方で、戸室石のみを扱う石屋（石屋又八、石屋儀左衛門、野田屋小兵衛、浅地屋兵助）、鷹巣（鷹栖）石のみを扱う石屋

(石屋嘉右衛門、石屋加右衛門、石屋清兵衛、上野屋庄兵衛、橋本屋与兵衛)、越前石のみを扱う石屋(石屋仁左衛門、宮腰屋六右衛門)というように特定の産地の石材のみを扱う石屋もいたことがわかる。このように石屋によって扱う石材の種類について多寡があった、ということになり、このことが大手の石屋と中小の石屋という峻別と関連するのかも知れない。また、それぞれの産地の石材(越前石など)を専門に扱う石屋がいたということは、それらの石材を當時ストックしていたと考えられるので、越前石など金沢近郊以外の石であっても、その都度、海送によって取り寄せなくとも、それらの石屋から恒常に石材を供給できた場合もあったと思われる。

このほか、「御造営方日並記」において、月ごとの石切の手間料の記載がある石屋は石屋与三兵衛だけである。この点に関して、石屋与三兵衛だけが一括して石切業務を請け負っていたと考えるべきなのか、或いは、「御造営方日並記」の記載において見えるのがたまたま石屋与三兵衛だけであったのか、ということについては今後検討していく必要があろう。

【石屋と石材用途の関係】

石屋と石材用途の関係については、「御造営方日並記」によれば、特定の石屋

表5 金沢城二の丸再建に關係した石屋と石材产地に関する表

(『御造営方日並記』より)

石屋	回数	戸室石	鷹巣石 (黒柄石)	越前石	鶴川石	その他	各月ごとの 石切の手間料
能美屋喜兵衛	18	○	○	○		○	
石屋与三兵衛	14	○	○	○	○	○	○
石屋与兵衛	12	○	○	○	○	○	
石屋与三右衛門	12	○	○			○	
石屋伊左衛門	11	○	○			○	
石屋七左衛門	11	○	○	○			
石屋五郎三郎	6	○				○	
籠月屋吉右衛門	5					○	
石屋小兵衛	4	○		○		○	
石屋七兵衛	3	○		○			
石屋又八	3	○					
石屋吉兵衛	3		○	○			
石屋清吉	3		○	○			
小竹屋善兵衛	3			○	○		
石屋嘉右衛門	2		○				
釣瓶屋庄助	2					○	
小原屋小兵衛	2					○	
能登屋喜兵衛	2		○	○		○	
石屋五郎兵衛	1	○		○			
石屋仁左衛門	1			○			
石屋仁兵衛	1					○	
石屋伊右衛門	1					○	
石屋加右衛門	1		○				
石屋清兵衛	1		○				
石屋儀左衛門	1	○					
石屋清丞	1					○	
笹屋治助	1	○		○	○		
上野屋庄兵衛	1		○				
橋本屋与兵衛	1		○				
野田屋小兵衛	1	○					
宮腰屋六右衛門	1			○			
二俣屋源兵衛	1					○	
釣部屋彦助	1					○	
木越屋和助	1					○	
浅地屋兵助	1	○					

※上表における「回数」は、「御造営方日並記」におけるそれぞれの石屋の頻出回数を示す(数字の大きい順にソートをかけた)。

※上表における「その他」は、石材の产地の記載がないものを示す。

が特定の石材を扱うケースが見られる。例えば、小原屋小兵衛は川石のみを扱い、二俣屋源兵衛は栗石のみを扱っている。籠月屋吉右衛門は、檜垣の間・虎の間・瀧の間・牡丹の間・芙蓉の間・竹の間のそれぞれの胎内くぐり関係の石材ばかりを扱っている。石屋伊左衛門は礎盤石や土台石を多く扱い、石屋吉兵衛は砂溜箱（鷹巣石）を9ヶ所扱っている。また、表式台の唐敷石を扱っているのは石屋五郎三郎だけである。

このように、それぞれの石屋が、扱う石材の用途を限定しているケースがある点を考慮すると、石屋がそれぞれの石の用途によって専業化していた場合もあったというよう推測できよう。ただし、こうしたケースがすべてではなく、能美屋喜兵衛、石屋与兵衛、石屋与三右衛門のように、幅広い用途の石材を扱った石屋もいたので、特定の用途の石材に専業化した石屋（中小の石屋）と、種々の用途の石材を手広く扱う石屋（大手の石屋）に二極化していたと想定できる。

2. 戸室山への出張、及び、採石

『御造営方日並記』における、戸室山への出張、及び、採石関係の記載について時期区分すると、(1) 文化6年正月～同年3月、(2) 文化6年9月、(3) 文化6年10月、(4) 文化7年6月というようになるので、以下に各時期の特徴をまとめることとする。

【文化6年正月～同年3月】

この時期には、(A) 戸室山からの石引きを大規模におこなっている点（正月～2月）と、(B) 戸室山へ歩横目が単独で、或いは、歩横目と横目足軽が1組になって出張している点（正月～3月）が特徴である。また、正月には穴生後藤小十郎が扶持方石切1人、二十人石切6人とともに戸室山へ青石の切り出しに赴いている。

(A) 戸室山からの採石と石引き

まず、戸室山からの石引きについては、『御造営方日並記』には大石、中石、青石の3種の石材の石引きに関する記載がある。この場合、大石、中石とは石の大きさを表し、青石とは上述した戸室青石を指し、石の色を表していると考えられる。

大石の石引きについては、文化6年正月24日に三ツ目大石を城中へ引き入れ、酒が下賜されたことが『御造営方日並記』に記載されているが⁽²⁴⁾、大石を戸室山から出した月日については特に記載がない。『御造営方日並記』には、正月12日から石引きが開始された、という記載があるので⁽²⁵⁾、これが大石の石引き開始のことを指すのかも知れないが確定的には断定できない。或いは、歩横目と横目足軽が大石御用のため別所村（現金沢市戸室別所。戸室山西麓の村）へ赴き止宿したのが正月18日であるので、大石の石引きはその日以降である可能性も考えられる。上述のように城中へ大石を入れたのが正月24日であるから、同月19日に大石の石引きを開始したと仮定すると、城中へ大石を入れたのは石引き開始の5日後ということになる。

これとは別の大石については、正月8日に横目足軽が宮腰道について見分して、大石の所在を報告しているが、この所在地である若宮（現金沢市若宮町）、藤江（現金沢市藤江北・藤江南）、寺中（現金沢市寺中町）はいずれも宮腰から金沢城の間に位置している。この点を考慮すると、海送された大石（越前石など）が宮腰で陸揚げされ、宮腰往還を使って金沢城まで運ばれる途中の状況を横目足軽が実見して造営奉行高畠厚定へ報告したものであることがわかる。よって、正月8日の見分報告に出てくる大石は戸室山から石引きした大石ではないと見なすことができる。なお、正月13日には、「宮腰道造り」が完成した旨の報告を受け、残り半分は見合させて「氣色宜」より取り掛かるように指示しているが、これは大石を陸送するための宮腰一金沢城の間の道造りであると考えてよかろう。

中石の石引きについては、応手（現在の比定地は不明）（正月6日）→さか川（現在の比定地は不明）（正月8日カ）→浅野川を越えて酒を下賜し、牛坂（現金沢市旭町）の中程へ引き上げる（正月10日）、という過程がわかる。この中石はその後、金沢城下へ入り、さらに城中へ入ったと推測され

るが、『御造営方日並記』には、城中へ入った日についての記載はない。

このほか、『御造営方日並記』には、正月13日に中石を清水道（清水村のことか？）へ出したことを示唆する記載のほか⁽²⁶⁾、正月19日に別所村まで中石を引き出したという記載があるが⁽²⁷⁾、清水村や別所村は戸室山周辺の村々であることから、正月10日の時点で浅野川を越えた上述の中石とは別の中石と考えた方がよからう。このほか、正月14日、15日、16日、18日（戸室山の石を清水宮前〔清水村〕より大渡の切出〔現在の比定地は不明〕まで出す）、23日（石を子八坂〔現在の比定地は不明〕より牛坂まで出す）に石引き、或いは、石引きに関連する動きがあったが、『御造営方日並記』には中石とは記載されておらず、中石の石引きと関係するものかどうかは詳しくわからない。

なお、正月20日から2日間、普請方の役小者30人が戸室山の除雪に出ているが、これは戸室山での石引きを円滑におこなうことと関係するように思われる。

青石の石引きについては、正月23日（戸室青石の切り出しについて動員計画）→正月25日（この日より青石を切り出す。このため、穴生後藤小十郎が扶持方石切1人、二十人石切6人とともに戸室山へ赴く）→2月6日（青石を2つに割り立てる）→2月11日（青石の割り立てが終わる）→2月12日（青石を引き渡す）→2月26日（「水高」のため青石は川越え〔浅野川の川越えか？〕できず）、という過程がわかる。

このように、切り出し→割り立て→引き渡しという過程については、青石の切り出し（正月25日）の16日後に割り立てが終了し、その翌日に引き渡し（2月12日）がおこなわれたことがわかる。造営奉行高畠厚定は歩横目の金田伊兵衛に対して、青石の受け取りと石引きについて「先頃以来之振」のように心得るよう指示しているので、青石の切り出し・割り立て終了後の引き渡し・受け取りや、その後の石引きについて、先例が確立していたことが窺われるが、その具体的な内容については『御造営方日並記』には記載がない。

戸室石の石引きの距離については、2月16日に1丁（約109m）、17日に2丁（約218m）ばかり、18日に2丁、19日に7丁（約763m）、20日の昼までに2丁の石引きをおこなった。これらについては、青石という記載はないが、前後の戸室青石の石引きの日程を考慮すると、戸室青石の石引きとして考えてよからう。1日あたりの石引きの距離が少ないので、山間部での石引きであったので地形の高低差があったためであると推測できるほか、後述のように青石の重量が重かったことも関係すると考えられる。2月24日は二の丸御殿の上棟式のため戸室石の石引きは休みになったことや、同月25日に戸室石を茶之木（現在の比定地は不明）へ引き付けたことも、同じ理由で戸室青石の石引きを指していると考えられる。

上述のように、2月26日は「水高」のため青石は川越え（浅野川の川越えか？）できなかったが、当初の予定では、同日に川越えをして酒を下賜し、その翌日（27日）に城中へ石を入れる予定であった。よって、この川が浅野川のことであるとすると、浅野川を川越えした翌日には城中へ石を入れることが通常の予定コースであったと想定される。

実際には2月26日に川越えできなかつたので、その翌日に城中へ石を入れることも無理であったと思われるが、当初の予定通り2月27日に城中へ石を入れたと仮定すると、2月12日の青石引き渡し（つまり、12日が青石の石引きの開始日にあたると思われる）の15日後に城中に入ったということになり、石引きには約半月を要したということになる。

このように考えると、上述のように、青石の切り出しから割り立ての終了までが約半月、青石の引き渡しから石引きをおこなって城中に石を入れるまでがさらに約半月かかっているので、青石の切り出しから城中に青石を入れるまでには約1ヶ月かかるという計算になる。

ちなみに、上述した大石の石引き（石引き開始の5日後に城中へ大石を入れたと推測した）と比較すると、青石の場合、石引きの開始から城中に石を入れるまで約半月を要したことは長すぎる感じがするかもしれないが、この青石は重量が約11トンという巨大な石⁽²⁸⁾を2つに割り立てたものなので、

その点も関係すると思われる。なお、上述のように、青石の切り出しのために穴生後藤小十郎が扶持方石切1人、二十人石切6人とともに戸室山へ赴いているのは、青石がこのように巨大な石であったことによるものと思われる。

以上の諸点に関する考察以外に、戸室山からの石引きの人数について検討すると、正月10日の中石の石引きでは人夫130人で12丁（約1.3km）ばかり出して牛坂へ引き上げている。正月23日の戸室青石の切り出しに関する動員計画では役小者30人と山方人足30人の合計60人を動員する予定であった。正月23日の石引きでは、山人足146人、町方人足25人が子八坂より牛坂まで石を出した。2月25日の石引きでは人夫136人がかかわった。このように、130人以上を一度に動員するケースが多かったことがわかる。

(B) 戸室山への歩横目・横目足軽の出張

『御造営方日並記』を見るとわかるように、歩横目と横目足軽が戸室山へ出張を行った期間は文化6年正月～同年3月である。『御造営方日並記』の記載をもとに、戸室山への出張を関係者別（役職別）にまとめたものが表6である。

表6を見ると、歩横目は5人、横目足軽は6人が戸室山へ出張を行ったことがわかり、穴生の後藤小十郎も1回だけ戸室山へ出張を行ったことがわかる。表6によれば、一人あたりの出張回数は、1回が4例、2回が3例、3回が3例、4回が2例であり、一人で3～4回戸室山へ出張するケースもあったことがわかる。出張の期間については、『御造営方日並記』にはすべての出張の出発日と帰着日が記載されているわけではないので不明な点が多いが、出発日・帰着日とともにわかっているケースをもとに考えると、2日間が1例、4日間が1例、5日間が1例、6日間が2例、8日間が1例というようになり、5日間前後の事例が多いことがわかる。

止宿した村は、別所村か清水村のいずれかであり、この両村は戸室山の山麓にある村であるので、歩横目・横目足軽の戸室山への出張目的は、戸室山現地で石の切り出し・割り立て・石引きを監督することであった、と考えられる。そして、造営奉行から指示を受けることや、造営奉行に対して報告することも業務に含まれていたと思われる。

表6をもとに、別所村と清水村の月別の止宿事例数を見ると、文化6年正月は別所村止宿が7例、清水村止宿は無し、同年2月は別所村止宿が1例、清水村止宿が1例、同年3月は別所村止宿が無し、清水村止宿が2例である。これらの点を考慮し、さらに清水村は戸室山の北麓、別所村は戸室山の西麓に位置することも勘案すると、採石の場所が戸室山の西麓（正月～2月）から北麓（2月～3月）へ時期的に移動していったことが推測される。

歩横目と横目足軽が戸室山へ出張した際に1組となって行ったのかどうか、という点を調べるために作成したものが表7である。表7を見ると、歩横目と横目足軽が1組になって行ったケースが8例、歩横目と横目足軽が1組になって行ったと推測されるケースが2例、歩横目が単独で行ったケースが4例である。ちなみに、横目足軽が単独で行ったケースはない。

歩横目と横目足軽の個々人の組み合わせについて表7を見ると、歩横目金田伊兵衛、横目足軽山上所平の1組と、歩横目藤井庄太夫、横目足軽江口久次郎の1組はそれぞれ2回同じ組で行っているが、他の組は個々人のメンバーの組み合わせは固定していないことがわかる。よって、歩横目と横目足軽が1組として戸室山へ出張に行く場合、個々人のメンバーを固定するのではなく、歩横目1人と横目足軽1人という役職構成を固定していたと考えるべきであろう。

戸室山への横目足軽の出張については、上述の検討以外に、『御造営方日並記』に記されている余荷銀⁽²⁹⁾の支出という点からも検討できる。その点をまとめたものが表8である。表8を見ると、余荷銀（出張費）が支出されているのは、横目足軽の出張のケースのみであり、歩横目については記載がないことがわかる。余荷銀と出張日数の関係を見ると、止宿した場合は1人1日1匁、日帰りの場合は1人1日4分という基準があったように考えられる。戸室山出張について表6に見られず、表8で

表6 穴生・歩横目・横目足軽の戸室山への出張一覧表（役職別）

〔『御造営方日並記』より〕

役職	氏名	出発日	帰着日	止宿した村	出張期間	出張銀高
穴生	後藤小十郎	① 正月25日	?	?	?	?
→戸室山の青石を切り出すため、穴生後藤小十郎のほかに扶持方石切1人、二十人石切6人も赴く						
歩横目	山瀬専右衛門	① 正月5日	正月10日の夜	?	6日間	?
		② 正月13日	?	?	?	?
		正月24日→大石引出しのため見回り				
		2月26日→「水高」のため戸室青石は川越えできないことを報告				
歩横目	藤井庄太夫	③ 3月4日	?	清水村	?	?
		① 正月9日	?	別所村	?	?
		② 正月18日	正月23日の夜前	別所村	6日間	?
		→大石御用				
歩横目	大平儀右衛門	③ 3月2日	?	?	?	?
		正月24日→大石引出しのため見回り				
		① ?	2月7日	?	?	?
		② 2月17日	?	?	?	?
歩横目	石黒門馬	① 正月11日	?	?	?	?
		② 正月22日	正月23日の夜	別所村	2日間	?
		③ 2月13日	2月17日の夕	清水村	5日間	?
		→石の見回り				
歩横目	金田伊兵衛	① 正月13日	正月20日の夜前	別所村	8日間	?
		→正月15日に冥加として戸室石御用に出た人々について報告				
		② 2月6日	?	?	?	?
		→石の見回り				
		2月11日に戸室青石の受け取りと石引きについて造営奉行より指示される				
		③ 2月21日	?	別所村	?	?
横目足軽	石田次郎助 (注1)	④ 2月25日	?	?	?	?
		→石方見回り				
横目足軽	古田元之丞 (注2)	① 正月13日	?	別所村	?	?
		② 2月16日	?	?	?	5匁
横目足軽	中村團助	① 正月5日	正月8日	?	4日間	5匁
		正月24日→大石引出しのため見回り				
横目足軽	武藤喜一郎	① 3月4日カ	?	清水村	?	?
		② 正月22日カ	?	別所村カ	?	?
横目足軽	山上所平	① 2月6日	?	?	?	?
		→石の見回り				
		② 2月12日	?	?	?	?
		③ 2月25日	?	?	?	?
横目足軽	江口久次郎	→石方の見回り				
		① 正月18日	?	別所村	?	?
		→大石御用				
		② 3月2日	?	?	?	?

※上表における①、②などの数字は戸室山への出張の回数を示す。

※上表における出張銀高（余荷銀）は、表8をもとに記載した。

(注1)『御造営方日並記』文化6年正月13日条では石田次郎吉としているが、これは石田次郎助の誤記であると思われる。

(注2)『御造営方日並記』文化6年正月8日条では栗田元之丞としているが、これは吉田元之丞の誤記であると思われる。

表7 戸室山への出張メンバーの構成

(『御造営方日並記』より)

出発日	出張メンバー	区分
文化6年正月5日	歩横目山瀬専右衛門、横目足軽古田元之丞	1組で赴く
正月9日	歩横目藤井庄太夫	単独で赴く
正月11日	歩横目石黒門馬	単独で赴く
正月13日	歩横目金田伊兵衛、横目足軽石田次郎吉(助カ)	1組で赴く
正月13日	歩横目山瀬専右衛門	単独で赴く
正月18日	歩横目藤井庄太夫、横目足軽江口久次郎	1組で赴く
正月22日	歩横目石黒門馬、横目足軽武藤喜一郎	1組で赴く
2月6日	歩横目金田伊兵衛、横目足軽山上所平	1組で赴く
2月12日	横目足軽山上所平	1組か?
2月13日	歩横目石黒門馬	
2月16日	横目足軽石田次郎助	1組か?
2月17日	歩横目大平儀右衛門	
2月21日	歩横目金田伊兵衛	単独で赴く
2月25日	歩横目金田伊兵衛、横目足軽山上所平	1組で赴く
3月2日	歩横目藤井庄太夫、横目足軽江口久次郎	1組で赴く
3月4日	歩横目山瀬専右衛門、横目足軽中村団助	1組で赴く

表8 余荷銀と戸室山等への出張関係表

(『御造営方日並記』より)

出張期間(文化6年)	出張日数	余荷銀	出張した人物	出張目的
正月4日~18日(8日カ)	5日間カ	5匁	横目足軽古田元之丞	戸室山御用
正月7日	日帰り	4分	横目足軽(注1)	宮腰へ行く
正月8日~12日	5日間	10匁	横目足軽石田次郎助 横目足軽村田知兵衛	戸室山御用
正月10日~14日	5日間	5匁	横目足軽角間武助	戸室山行き
正月18日~24日	7日間	7匁	?	戸室山等御用
2月16日~20日	5日間	5匁	横目足軽石田次郎助	戸室山御用カ
2月16日~16日(20日カ)	5日間カ	5匁8分	横目足軽山上所平	戸室山御用カ

(注1)『御造営方日並記』文化6年正月8日条を見るとわかるように、この時、宮腰へ行ったのは横目足軽である(ただし、氏名は不明)。つまり、正月7日に横目足軽が日帰りで宮腰へ行き、翌8日に造営奉行高畠厚定へ報告したということになる。

戸室山出張が確認できる事例も追加して、あらためて戸室山出張について日程別にまとめたものが表9である。表9を見ると、正月、2月ともに頻繁に戸室山出張が繰り返されていることがわかる。このことは、文化6年正月~2月にかけて戸室山での採石が盛んにおこなわれていたことを示すものであろう。

上述のように、現存の『御造営方日並記』は、文化6年正月以降の記載箇所しか残っていないため、戸室山からの採石・石引きがいつから開始されたのか明確には知り得ない。また、『御造営方日並記』の文化6年3月部分の記載は3月朔日~5日までしか記載されていないため、3月6日~晦日(29日)の間に石引きがどのようにおこなわれたのかも詳しくはわからない。

『御造営方日並記』の文化6年4月以降の記載箇所では、上述した同年正月~3月におこなわれた歩横目・横目足軽を戸室山へ出張派遣するような大規模な採石・石引きは見られなくなる。そして、文化6年5月~同年7月には、歩横目石黒門馬や歩横目金田伊兵衛は黒部山へ木材の伐出し御用のた

表9 穴生・歩横目・横目足軽の戸室山への出張一覧表（日程別）

●…矢先、▼…歩横目、●…横足走、○…清本村に正宿

(「御造管方日並記」より)

15日		↓○						
16日		↓○					出発	カ
17日	出発	帰着		↓			↓	
18日	↓			↓			↓	
19日	帰着日不明			↓			↓	
20日			帰着	カ			帰着	カ
21日			出発					
22日		↓☆						
23日		帰着日不明						
24日			出発				出発	
25日			↓				↓	
26日			帰着日不明				帰着日不明	
27日								
3月2日	出発						出発	
3日	↓						↓	
4日	出発	帰着日不明					出発	カ
5日	↓○						↓○	
6日	帰着日不明						帰着日不明	

め出張に行っているので⁽³⁰⁾、歩横目の出張先が戸室山から黒部へ切り替わったことになり、この頃(文化6年5月～同年7月)には、戸室山からの大規模な石の切り出し・石引き作業は終了していたと考えられる。

【文化6年9月、10月、文化7年6月】

文化6年9月12日には橋爪櫓、菱櫓の腕木石の伐り出しのため、穴生方が戸室山へ赴いた。この場合、石屋ではなく穴生が戸室山へ行ったことは、腕木石の採石に関しては石屋では扱えない特殊な用途の石材として認識されていたのかも知れない。

『御造営日並記』における腕木石の記載を時系列に見ると、文化6年7月朔日に橋爪櫓等の出シ窓腕木石⁽³¹⁾を従来通りにするように城代前田孝友より造営奉行に指示が出され⁽³²⁾、翌2日には腕木石の寸法について御大工大西政時が書出しを提出した⁽³³⁾。そして、同月4日には、橋爪櫓の出窓の腕木石のことについて、造営奉行加藤泰道より穴生の後藤小十郎に対して詳しく申し渡しがあった⁽³⁴⁾。

同月5日には、橋爪櫓の腕木石3本の仕上げ手間料27匁の銀高の記載があり(石屋伊左衛門が値段を決める)⁽³⁵⁾、8月9日には、橋爪櫓の(出)窓の腕木石の袖くり3ヶ所の切り込み手間料45匁(石屋与三右衛門)の記載がある⁽³⁶⁾。9月10日には、菱櫓の出梁の腕木石6本(戸室青石3本、戸室赤石3本)の割り立てと切り出しの記載がある⁽³⁷⁾。腕木石6本の切り出しの惣入用高は、181匁6分ばかりであり、切り出しをおこなった役小者は延べ180人ばかりという計算であった(1日15人ずつで日数12日ばかり)。

そして、9月12日には、上述のように、橋爪櫓、菱櫓の腕木石の伐り出しのため、穴生方が戸室山へ赴いた⁽³⁸⁾。

以上の経過を見ると、橋爪櫓の出窓の腕木石を7月上旬～8月上旬にかけて(菱櫓の腕木石よりも)先に準備してつくられたことがわかる。これは、同年7月6日に橋爪櫓の建揚げがおこなわれたことと⁽³⁹⁾時期的に符合するものであり、橋爪櫓の建築開始時期に合わせて腕木石がつくられたのであろう。

7月4日に造営奉行より穴生後藤小十郎に対して、橋爪櫓の腕木石について詳しい指示があったということは、前々日(7月2日)に出された腕木石の寸法通りに戸室石を割り立てることについての指示である可能性が高い(ということは、戸室山からの石の切り出しは、それ以前〔6月頃か?〕にすでに終了していたことになる)。それに対して、橋爪櫓の腕木石の仕上げ手間料や切り込み手間料が石屋に支払われていることは、橋爪櫓の腕木石について、仕上げ作業や切り込み作業は石屋がおこなったことを示している。このように、穴生(腕木石の切り出しと割り立て)と石屋(腕木石の仕上げ作業や切り込み作業)のそれぞれの役割の違いを窺うことができる。

そして、9月10日に、菱櫓の出梁の腕木石6本の割り立てと切り出しの記載があり、同月12日から橋爪櫓、菱櫓の腕木石の伐り出しのため、穴生方が戸室山へ赴いたということは、菱櫓の腕木石は9月になって準備されたことを示している。この時期(9月上旬)に準備されたということは、10月13日頃に菱櫓の建揚げがおこなわれたことと⁽⁴⁰⁾時期的に符合するものであり、菱櫓の建築開始時期に間に合うように腕木石が準備されたと思われる。

同年10月には表式台前の唐敷石の切り出しのため、石屋五郎三郎を戸室山の石丁場に遣わす予定であったことがわかる。上記で検討したように、表式台の唐敷石の石材を扱った石屋は、石屋の中では石屋五郎三郎だけであり、その意味では上記の検討結果と符合している。なお、穴生ではなく、石屋が直接、戸室山へ行って採石したことは注目される。唐敷石は板石の形であるので、こうした単純な形の石材調達であったことも石屋が採石できることと関係するのかもしれない。ただし、石屋の戸室山派遣については、表式台前の唐敷石の請負と戸室丁場の渡し方について差し支えがないことを、造営奉行が城代へ上申している点を考慮すると、石屋が戸室山へ直接行って採石することが通例化されていなかった可能性もある。

表式台は文化6年9月22日に建前にとりかかり⁽⁴¹⁾、同年12月24日に完成しているので⁽⁴²⁾、上述の

ように、同年10月に表式台前の唐敷石の切り出しのため、石屋五郎三郎を戸室山の石丁場に遣わす予定であったことは、表式台の建築工事の進捗状況に合わせて唐敷石の切り出し作業を準備していたことがわかる。

同7年6月11日には、唐門下の唐敷石（板石）が戸室山にて完成したので、翌12日より役小者20人で釣り出し、13日からは普請奉行の手合い20人を増員した。唐門は同年6月15日に建揚げがおこなわれ⁽⁴³⁾、同月24日から唐門下の唐敷石の設置にとりかかっているので⁽⁴⁴⁾、唐門の建築開始に時期的に合わせて、唐門下の唐敷石を準備したことがわかる。

3. その他の普請関係

『御造営方日並記』におけるその他の普請関係の記載については、特に、（1）石垣普請関係、（2）穴生関係、という2点に着目し、その内容を以下に検討したい。

【石垣普請関係】

〔文化6年正月～2月…橋爪門に關係する石垣普請〕

文化6年正月には、橋爪門升形の石垣普請がおこなわれた（正月8日条、正月17日条）。この普請には、町石切10人ずつが正月10日から雇われ、同月17日には橋爪門の升形の石積方絵図と添紙面の控えが普請奉行より造営奉行高畠厚定（以下、造営奉行とは高畠厚定を指す〔ただし、造営奉行として名前を提示したものはのぞく〕）に提出された。この経過を見ると、橋爪門升形の石垣普請は町石切がおこなったことと、造営奉行は普請奉行から提出された石積方絵図を閲覧する立場にあったことがわかる。

同年2月9日には、橋爪一御門続きの石垣の孕んだ箇所について、少し取りよけて積み直す必要があるため、この日に見分のうえ、（石垣を）積み直すことを普請奉行と相談し、この箇所について塀を取りよけることを作事奉行へ相談した（2月9日条）。この石垣孕み箇所の積み直しに関して、まず造営奉行が見分し、そのうえで石垣積み直しについては普請奉行へ、塀の撤去については作事奉行へ、それぞれ相談していることがわかる。この経過からすると、石垣孕み箇所の積み直しの可否について造営奉行が実際に見分して判断してから、普請奉行と作事奉行へ指示を出したことがわかり、造営奉行・普請奉行・作事奉行のそれぞれの役割がよく理解できる。

このように、同年正月～2月にかけて橋爪門に關係する石垣普請があったことは、同年2月に橋爪門が竣工した⁽⁴⁵⁾ことと関係すると思われ、橋爪門の石垣普請と作事が同時期におこなわれていたことを示すものと言えよう。

〔文化6年5月～6月…五十間長屋下の石垣孕み箇所の修理に関する詮議〕

同年5月～6月には、五十間長屋下の石垣の孕んだ箇所について、積み直しを指摘する穴生の上申と、それに対して城代から指図がおこなわれた（5月4日、同月10日、6月6日、同月12日、同月13日の各条）。具体的には、5月4日、五十間長屋下の石垣の孕んだ箇所について、積み直しの必要性を指摘する穴生の紙面が普請奉行経由で造営奉行へ提出され、同月10日には造営奉行がこの件について再詮議するように普請奉行石川定功に対して指示している。6月6日には、造営奉行が五十間長屋下の石垣孕み箇所について「御直」の詮議内容の紙面を城代へ提出した。

同月12日、城代は五十間長屋下の石垣の積み直しをせず、現在のままで、五十間長屋を建てさせる旨を造営奉行に対して指図し、造営奉行は翌日に普請奉行と作事奉行に対してこのことを伝えた。この城代の指図により五十間長屋下の石垣孕み箇所の積み直しに関する穴生の上申は却下されることになる。そして、この時点（6月12日）では五十間長屋はまだ建てられていないことがわかり、問題の本質が五十間長屋下の石垣を積み直して建てるか、積み直しをせずに建てるかという点にかかわっていたことが理解できる。

同月13日、造営奉行は普請奉行石川定功に対して、五十間長屋下の石垣孕み箇所について、今回は

そのままにしておくようにという城代の指図を伝えるとともに、少々詰石等が必要な箇所・修理が必要な箇所がないか、十分に穴生と普請奉行が詮議するように指示した。このように、城代による石垣孕み箇所の修理却下の方針を伝える一方で、さらに詰石等が必要な箇所や修理が必要な箇所の有無について、穴生と普請奉行に詮議させているので、五十間長屋が建てられる前のこの時期に、五十間長屋下石垣の強度等の調査が綿密におこなわれていたことがわかる。また、こうした石垣調査は穴生と普請奉行の専権事項であったことがわかる。ちなみに、五十間長屋は、その足代にとりかかるのが6月25日であり⁽⁴⁶⁾、建揚げが同年8月10日であるから⁽⁴⁷⁾、同年5月～6月に五十間長屋下の石垣孕み箇所の修理をおこなうかどうか詮議していたことは、五十間長屋の建築を開始する8月10日の時点から見て約2～3ヶ月前にあたっていた、ということになる。

なお、この同年5月～6月における五十間長屋下の石垣孕み箇所の修理に関する詮議の上申・下命関係を図化したものが図1である。図1を見ると、穴生は普請奉行経由で造営奉行に上申したことや、造営奉行には最終的な石垣修理採否の決定権ではなく、城代の指示を仰いだことから城代が最終的な採否の決定権を持っていたことがわかる。また、造営奉行は普請奉行からの上申を城代に取り次ぐとともに、城代の決定を普請奉行や作事奉行に伝える役割を持っていたこともわかる。

[文化6年6月…特定部分の石垣普請の終了]

6月15～20日には、石垣普請の「跡仕廻」（後始末の意味）に40人（役小者、杖突）が動員されているので（6月14日条）、具体的な場所は不明ながら、この頃には、特定部分の石垣普請が終了したことがわかる。このことは、6月21日条に「御石垣御用ハ相済」⁽⁴⁸⁾と記されていることからもわかり、五疋建廻跡の石垣方小屋が不要になった、としている。

[文化6年6月…鼠多門続櫓台等の普請]

6月25日条の記載内容によれば、当時、普請奉行が鼠多門続櫓台等の普請について指示し、このことが造営方において差し支えがないかという点を、同月24日、造営奉行の加藤泰道に対して尋ねている。この場合、鼠多門続櫓台等の普請を指示したのは造営奉行ではなく、普請奉行であった、という点は注意されるべきで、これは鼠多門が玉泉院丸に位置する多門であることに起因すると考えられる。つまり、二の丸の再建工事は造営奉行が統括するが、玉泉院丸における鼠多門続櫓台等の普請は普請奉行の管轄下にあり、造営奉行の管轄下にはなかったことを示している。そして、文化6年6月当時は、二の丸の再建工事だけでなく、玉泉院丸においても石垣普請が並行しておこなわれていたことがわかる。

さらに、上述の普請奉行からの質問に対して、造営奉行の加藤泰道は、菱櫓台等に少々「綴ヶ所」⁽⁴⁹⁾があり、これは日数にして約10日かかる、と答えている。よって、文化6年6月当時はいまだ菱櫓の建築にとりかかっていなかったことがわかるとともに、菱櫓台等において少々「綴ヶ所」があったこともわかる。

[文化7年5月…本丸への上り口坂の石垣修復についての指示]

文化7年5月25日条には、五疋建廻地面より本丸への上り口坂（東ノ丸唐門へ至るルートのことか？）の石垣修復が必要である旨について、造営奉行から普請

図1 文化6年5月～6月における五十間長屋下の石垣孕み箇所の修理に関する詮議
（『御造営方日並記』より）



奉行へ指示することが記されている。この石垣修復が、その後、実際におこなわれたのかどうか『御造営方日並記』には関係する記載はないが、造営奉行が特定の場所を指定して石垣修復の必要性を指摘している点には注意したい。

以上のように、石垣普請や石垣修理に関する詮議が、作事がおこなわれた時期とリンクしていたケースがあるほか（橋爪門に関係する石垣普請、五十間長屋下の石垣孕み箇所の修理に関する詮議）、文化6年6月に特定部分の石垣普請が終了したことからもわかるように、石垣普請はある時期に一斉に終わるのではなく、各パートでそれぞれの時期に終わったことが理解できる。そして、造営奉行の役割として、石垣普請だけでなく石垣修理にも注意を払っていたことがわかる。

【穴生関係】

文化6年5月6日・7日の移徙祝いの能を拝見した人々に、穴生の奥源次郎・後藤彦三郎・後藤金平・後藤小十郎が含まれていたことは、この4人が文化6～7年当時の穴生を代表する人物であったことを示している。このほか、文化6年4月26日付で、橋爪門下敷石を戸室山より城中へ運搬した日用人数を割場宛に報告した切手に署名した穴生の奥源四郎という人物名も知ることができる。

こうした穴生の中で、最も多く登場するのが後藤小十郎である。具体的には、後藤小十郎は、①文化6年正月25日、扶持方石切1人、二十人石切6人とともに戸室青石を切り出すため、戸室山へ赴いた、②同年7月4日、橋爪櫓の出窓の腕木石のことについて、造営奉行の加藤泰道より詳しく指示を受けた、③同年7月11日、割場へ出す切手と賃銀のことについて造営奉行より質問を受けて回答している、④同年12月28日、「今般御石垣方御用」の心掛けがよく、格別出精して勤めたので、10俵の増加（先の切米と合わせて合計40俵）をされた、⑤同7年6月2日、唐門下の唐敷石の伐り出し等について造営奉行より普請奉行とともに指示を受けた、⑥同年6月21日、唐門の柱根の礎盤について造営奉行の指示を仰ぐとともに、玄関左右の唐敷石について造営奉行より指示を受けた、などの点がわかる。

特に、上記④にあるように、穴生の中で今回増されたのが後藤小十郎だけであった点は、その活躍ぶりを示すものであろう。後藤小十郎が普請奉行とともに造営奉行より指示を受けたケースが見られることは、後藤小十郎の技術官僚としての性格を如実に示すものであり、上記のように腕木石や礎盤石など技術的に見て重要な石材を担当していることも、その証左となるであろう。

そのほか、上述のように、文化6年5月4日には、五十間長屋下の石垣の孕んだ箇所について、積み直しの必要がある旨を穴生が造営奉行に対して上申している。同年6月13日にこの点に関連して、他に修理が必要な箇所がないかどうか造営奉行が普請奉行に対して穴生と十分に詮議するように指示していることからすると、この穴生とは後藤小十郎である可能性が高い。とすれば、後藤小十郎は穴生として石垣について修理箇所の有無を調査する役割も担っていたことになり、このことこそが穴生の本来の職務であった、ということになろう。

このように、『御造営方日並記』における穴生関係の記載を検討することによって、穴生の中でも特に後藤小十郎の果たした役割（戸室山での採石、石垣普請における重要石材の担当、石垣修理箇所の調査）を具体的に知ることができる。

おわりに—穴生の時代から石屋の時代へ—

『御造営方日並記』を通して読むとわかることだが、穴生に関する記載は意外と少ない。それに対して、石屋に関する記載（石材の納入関係）は、『御造営方日並記』の記載範囲では全期間にわたって記されており、その記載は驚くほど多いことに気付く。そして、多くの石屋が存在していたことがわかる。

この点をどのように理解すればよいのであろうか。一つの見解としては、穴生が加賀藩内において文化期には技術官僚化していて、普請現場全般に関与するのではなく、普請関係ではピンポイント的に重要な石材のみに関与し、石屋ではかかわることができない石垣修理箇所の統括的チェックなどの

業務に仕事面で特化していた、という見方はできるかも知れない。それに対して、石屋は二の丸の再建にあたって豊富な石材を商売として納入し施工する、いわば納入施工業者に徹した仕事をしていたわけで、入札⁽⁵⁰⁾で決定できるほど多くの石屋が存在していたという点は文化期の時代的特徴であると見てよかろう。

このように穴生と石屋との仕事面での棲み分けができていたとすれば、文化期の二の丸再建工事の普請現場で、実際に扱う石材量の多さという点では活躍したのは穴生ではなく、石屋だったのであって、その意味では、それまでの穴生の時代から石屋の時代へ変化していった、と見ることも可能であろう。

そもそも穴生の役割とは近世初頭においては、各藩における公儀普請対策といった性格が強く、そのため各藩が穴生を家臣として召し抱えたのであったが、時代が下り江戸時代中後期になると城郭に関する公儀普請(いわゆる天下普請)はなくなり、穴生の持つ役割も変化していった。その点を明確に示す史料として、加賀藩以外の他藩の事例であるが久留米藩における穴生の事例を以下に紹介したい。

戸波六太夫儀、就病者、御暇相願候、惣而古玄蕃様御代より穴生被召置候儀ハ、公儀御普請之節、御手前之穴生之無之候而ハ、公儀穴生ハ何角申、石垣果敢取不申、御勝手も悪敷、旁被召置候へ共、当時御普請も無之、已來左様之時ハ、公儀穴生之親類被召拘候而可相済、六太夫も御国中ニ罷在候様申渡置(「候」脱カ)ハ、病気快節ハ又被召拘旨相同、其通仕候様御意⁽⁵¹⁾

これは「古代日記書抜」⁽⁵²⁾という史料の貞享元年(1684)10月11日条の記載である。この史料内容をまとめると、①久留米藩の穴生である戸波六太夫は病気のため御暇を願い出た、②総じて有馬豊氏(久留米藩初代藩主)の時代から穴生を召し抱えているが、これは公儀普請の際、藩に穴生がないと、公儀穴生が何かと言つて石垣(普請)が終わらず、勝手も悪いので召し抱えていた、③しかし、現在は公儀普請もなく、(これから)以後そうした場合は、公儀穴生の親類を召し抱えれば済むことである、④戸波六太夫には在国するように申し渡してあるので、病気が回復すれば、また召し抱える旨を伺い、その通りにするように(藩主有馬頼元の)御意があった、という諸点が理解できる。

この中で重要なのは、そもそも久留米藩が穴生を召し抱えたのは公儀普請対策であつて、公儀穴生の手前、穴生を召し抱えてないと公儀普請をおこなうにあたって都合が悪いからであり、現在(貞享元年)は公儀普請がないので、穴生が藩にいなくても支障はなく、もし公儀普請があった場合は公儀穴生の親類を召し抱えればよい、としている点である。

このように、久留米藩では貞享元年の時点で、すでに穴生の存在意義は低下していたことが明確にわかるが、穴生の存在理由が公儀普請対策であった点を考慮すると、久留米藩に限らず貞享期頃には他藩においても同様に穴生の存在意義が低下していたことは容易に推察できる。

加賀藩においては、文化期においても穴生の後藤彦三郎(本稿で取り上げた後藤小十郎の実父)が活躍していることがわかるが⁽⁵³⁾、加賀藩は幕藩制下において最高の石高を誇る超大藩であり、金沢城自体が広大な面積に石垣を有していた関係上、石垣のメンテナンスを恒常的におこなうために加賀藩では穴生を職制として維持存続させたものと思われる。この結果、加賀藩の場合、穴生は職人(クラフトマン)という本来の身分から藩士としての技術官僚(テクノクラート)的性格を強めていき、上述のように文化期の二の丸再建工事の普請現場では数多くの石屋が石材を納入・施工して本来穴生がおこなっていたような職人身分の仕事を代替したと見ることができよう。こうしたことができた背景として、文化期当時、石材市場がマーケットとして確立していたと見ることもできるのではないだろうか。

以上のように、文化期の金沢城二の丸再建工事は、職人としての石屋集団と技術官僚としての穴生(特に後藤小十郎)が相互にそれぞれの特性を發揮しながら補完して職務を遂行したことがわかり、石材の納入・施工という点では石屋集団の存在意義が大きかったという点にその時代的特徴を見いだすことができる。

[付記] 『御造営方日並記』の本稿で扱った部分に関する基礎データ化の検討作業については、拙稿「文化期金沢城二の丸再建に関する史料的基礎データの検討－『御造営方日並記』のデータベース化の試みー」(『史学論叢』38号、別府大学史学研究会、2008年)を参照されたい。

[註]

- (1) 『御造営方日並記』上巻〈金沢城史料叢書1〉(石川県教育委員会文化財課金沢城研究調査室編集・発行、2004年)。『御造営方日並記』下巻〈金沢城史料叢書2〉(同編集・発行、2005年)。
- (2) 前掲『御造営方日並記』上巻(388~408頁)。
- (3) 二の丸の再建工事中に使用された門札は、『御造営方日並記』には「御門札、通之字札」と記されているので(前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年11月5日条、127頁)、「通」の字が書かれた札であったことがわかる。
- (4) 例えば、休憩時間でもないのに、町方日用が鉄砲狭間にあって隠れて寝ていたり(前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年5月3日条、238頁)、作事方日用が「人遠之所」へ隠れて休んでいたり(前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年6月20日条、328頁)して免職になったケースがある。この中で前者のケースでは、鉄砲狭間は普請をさぼって隠れるのには格好の場所だったのかもしれないが、想像するとユーモラスですらある。
- (5) 「出シ窓」については、正見泰氏が「『出し』とは、一般には「石落とし」の「出窓」型に分類されるもので「金沢城ではこれを『出し』と呼んでおり、屋根の形状の違いにより「唐破風の出し」と「千鳥破風の出し」と呼ばれている」(正見泰「金沢城本丸櫓群の図面類について—辰巳櫓・三階櫓の図面類の検証ー」、『研究紀要金沢城研究』4号、石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室、2006年)と指摘している。
- (6) 西和夫氏は、近世における上棟は現在と違って完成を意味する、と指摘しているので(西和夫「工匠たちの知恵と工夫」、彰国社、1980年、170頁)、二の丸御殿の上棟式とは完成した儀式であることがわかる。
- (7) こうした諸点に関する考察については、今後、順次別稿を用意する予定である。
- (8) 「石川県産の石材知識」(<http://www.kkmurasez.com/sizai/sekizai.htm>)。
- (9) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年4月10日条(229頁)。前掲『御造営方日並記』下巻、文化7年6月11日条(355頁)。
- (10) 前掲『御造営方日並記』下巻(344、367頁)。
- (11) 前掲註(8)と同じ。
- (12) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化7年6月11日条(355頁)。
- (13) 前掲『御造営方日並記』上巻(9頁)。
- (14) 胎内くぐりとは、廊下の下を通過することができる地下通路のことで、2~3mくらい下りる石段が付いていた。この点については、木越隆三氏より御教示を得た。
- (15) そのほか、膳所の流しを越前石で作り立て、縁下を鶴川石で作り立てた事例がある(前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年12月16日条、161頁)。
- (16) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化7年6月18日条(367頁)。
- (17) 前掲『御造営方日並記』下巻(344頁)。
- (18) 前掲『御造営方日並記』下巻(60頁)。
- (19) 前掲『御造営方日並記』下巻(173頁)。
- (20) 前掲『御造営方日並記』下巻(139頁)。
- (21) 前掲『御造営方日並記』下巻(351頁)。
- (22) 前掲『御造営方日並記』上巻(229頁)。
- (23) 前掲『御造営方日並記』下巻(355頁)。
- (24) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年正月24日条(51頁)。
- (25) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年正月12日条(22頁)。
- (26) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年正月13日条(25頁)。

- (27) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年正月20日条(40頁)。
- (28) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年2月6日条(146頁)には、この青石について「目形三千貫目」と記されている。1貫=3.75kgとして計算すると、3000貫=11.250kg=11トン250kgということになる。この青石は原石を山巻をして運搬し、幅1丈1尺ばかり(約3m33cm)、表面積75坪(約248m²)、厚さ平均2尺(約60.6cm)ばかりの五角形の石と、幅6尺3寸(約1m91cm)の六角形の石に切り落としたものである。これを、幅6尺(約1m82cm)ばかりの五角形の石と、幅6尺3寸(約1m91cm)の六角形の石に割り立てた。前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年2月6日条(146~147頁)には、このように、割り立てる前の石と、これを2つに割り立てた石の形と寸法について、3つの略図が記載されているので、これは貴重な記録であると言えよう。
- (29) 余荷とは、「本給金以外に受けとる金銭」(『日本国語大辞典(第二版)』13巻、小学館、2002年、658頁)の意味なので、この場合、余荷銀とは出張費(出費手当)のことを指すと考えられる。
- (30) 前掲『御造営方日並記』上巻、5月17日条、6月2日条、6月14日条、6月22日条、7月6日条(277、281、314、335、368頁)。
- (31) 「出シ窓」については、前掲註(5)を参照されたい。
- (32) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年7月朔日条(354頁)。
- (33) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年7月2日条(359頁)。
- (34) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年7月4日条(363頁)。
- (35) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年7月5日条(366頁)。
- (36) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年8月9日条(18頁)。
- (37) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年9月10日条(56頁)。
- (38) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年9月10日条(56頁)。
- (39) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年7月6日条(367頁)。
- (40) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年10月13日条(102頁)。
- (41) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年9月19日条(76頁)。
- (42) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年12月24日条(176頁)。
- (43) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化7年6月15日条(364頁)。
- (44) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化7年6月23日条(373頁)。
- (45) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年2月26日条における橋爪門の棟札の記載(166頁)。
- (46) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年6月23日条(338頁)。
- (47) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年8月10日条(19頁)。
- (48) 前掲『御造営方日並記』上巻(332頁)。
- (49) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化7年5月朔日条(298頁)には「菱御櫓下 石埋・石綴等」とあるので、菱櫓台等の「綴ヶ所」とは、菱櫓台の石垣の一部を埋め戻すような作業を指すと考えられる。
- (50) 入札の事例に関しては、前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年8月3日条(8頁)、文化7年5月朔日条(299頁)に記載がある。文化6年8月3日条のケースは、竹の間・虎の間・表式台等の石場について、二俣屋源兵衛等の4人が入札の結果、落札したものである。文化7年5月朔日条のケースは、裏式台前の「歩(ノ所)」に破損箇所ができたので、その修繕について石屋共に入札を申し渡すべき旨を造営奉行より造営方内作事奉行の関吉清に対して指示したものである。
- (51) 『福岡県史近世史料編・久留米藩初期(下)』(西日本文化協会、1997年、240頁)。
- (52) 『福岡県史近世史料編・久留米藩初期(下)』の解説によれば、「古代日記書抜」は、久留米藩三代藩主有馬頼利時代から四代藩主有馬頼元時代まで筆頭家老を勤めた有馬内蔵助の執務関係日誌の抜粋である。
- (53) 木越隆三「城郭石垣を築いた人々」(前掲『研究紀要金沢城研究』4号)、木越隆三「近世後期、石垣構築技術「秘伝」の形成過程—加賀藩穴生方後藤文庫の調査から—」(『研究紀要金沢城研究』5号、石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室、2007年)。

天保年間の金沢城辰巳櫓の再建計画について

木越 隆三

はじめに

金沢城跡で最も標高の高い区域は「本丸・東ノ丸」エリアであり、東西方向がやや長い長方形をなしている。その四隅は中央に置かれた三階櫓からみて、それぞれ、ほぼ南東（辰巳）・北東（丑寅）・北西（戌亥）・西南西（申酉）の方角に当たるので、方角干支の名称の付いた隅櫓が配され、その中間に大鎧櫓・小鎧櫓・中櫓などが配置されていた。金沢城東ノ丸に置かれた辰巳櫓は、このように文字通り辰巳の方角に置かれた隅櫓であり、城下町を睥睨する絶好の位置に置かれ、四つの隅櫓の中では最も意匠に工夫を凝らし、「見せる」ことを意識した櫓であった。城下町の南西部から城を見ると、とくに目立つ二重の隅櫓であり、北西の季節風が強い時期に城下町南部で火災が発生すれば、たちまち延焼する位置にあった。事実、寛永8年（1631）と宝暦9年（1759）の2回、城下町南部で起きた火災のため焼け落ちている。

辰巳櫓の創建は、櫓下に遺存する本丸東面の石垣遺構の年代からみて、文禄元年（1592）の高石垣創建時に遡ることは確実である⁽¹⁾。櫓の東面に文禄石垣があるのに対し、櫓下の南面石垣は、慶長年間に創建されたと判断されることから、慶長7年（1602）の雷火による本丸天守焼失の際に、創建されたばかりの辰巳櫓も延焼したと推定でき、併せて本丸南面の所謂「慶長石垣」が造成されたと推定している⁽²⁾。つまり、慶長7年の本



金沢城本丸・東ノ丸の櫓配置図（金沢城調査研究所作成）

丸天守・弾薬庫・辰巳櫓等が焼失した火災のあと、本丸南面の「慶長石垣」の造成がなされ、そのあと辰巳櫓も再建されたと想定されるのである。しかし、寛永8年（1631）の城下町大火で再び辰巳櫓は焼失し、間もなく再建されたと考えられる。寛永に再建された、この辰巳櫓は、その後火災に遭うこともなく100年以上存続したと推定されるが、寛文2年（1662）、地震で孕みが出、角石が破損するなどの損害を受け、幕府に修理願絵図を提出している⁽³⁾。その修復がどこまで実施されたかは、今のところ不明である。現在3分1残る慶長石垣の外観を観察した限りでは、寛文期の明瞭な修理痕跡を認めることはできないし、また辰巳櫓下石垣の上部3分2は、周知の通り明治40年（1907）に撤去されてしまったので、現存遺構からの修理履歴確認は、現状では限界がある。

その後、元文元年（1736）に、大がかりな石垣修理が実施されたことが、藩穴生方の後藤空兵衛の石垣修理履歴⁽⁴⁾や、石垣修覆時の足代等を描く「辰巳御櫓台石垣御普請仕形足代等之図」⁽⁵⁾などからわかる。この足代絵図に「辰巳御櫓下石垣御普請出来、元文元年辰五月、同御櫓御修覆、当秋中申付度と申儀相見江候得共、名前等相知レ不申事」とあるので、櫓下の石垣修理は元文元年五月に竣工⁽⁶⁾、そのあと辰巳櫓の建て替えがあったとみられる。これは災害による再建ではなく、石垣修理を契機に、寛永の再建から100年以上たち老朽化していた櫓建物を大改修したものとみられる。元文元年にリニューアルした辰巳櫓は、その23年後の宝暦9年（1759）、三度目の火災に見舞われた。宝暦の火災で焼

失したあと⁽⁷⁾、辰巳櫓など本丸櫓群の再建予定は何度かあったが⁽⁸⁾、再建されないまま明治維新を迎えたので、辰巳櫓が現存したのは宝暦9年までと判断される。

これまでの辰巳櫓絵図に関する調査によって、約30点の平面図や立面図等を確認しているが、絵図の景観年代や作成目的などを記載したものはごくわずかで、大半は慎重な比較検証によって、寛永再建以前のものか宝暦大火前のものか、など景観年代を推定しなければなかった。ところが、正見泰氏が、2回にわたり本研究紀要において、辰巳櫓関係図面の検討を行い、辰巳櫓絵図を大きく3類型に分け、辰巳櫓の変遷過程について、基本的な見通しを提案した⁽⁹⁾。

正見氏によれば、辰巳櫓立面図は大きくI・II・IIIの3類型に分類できるとし、I型立面に対応した平面図(A型)、II型立面に対応した平面図(B型)を確認し、紹介している。さらにI型・II型の立面図は、寛永の再建以後、宝暦大火以前のものと推定し、なかでもI型は享保以前、II型はI型建て替え後の宝暦以前の姿とした。上述の辰巳櫓の歴史からみると、I型は寛永の再建から元文元年の建て替えまでの姿、II型は元文元年の建て替え後、宝暦9年に焼失した辰巳櫓の姿であると言い換えることができよう。上述の「足代図」にI型の辰巳櫓が描かれているが、その際の石垣普請直後にII型に変化したとみてよからう。

III型と分類した20分1の辰巳櫓立面図2点については、宝暦大火後の再建計画時のものであるという大胆な推定がなされた。その根拠は、III型立面図に対応する平面図が、清水家史料のなかに残っていた辰巳櫓関係の図面類に数多く見られ、それらの絵図の書き込みや関連する算用書類から「亥年」に辰巳櫓再建計画があったことが推定できたからであった。これら清水文庫史料にみえる「亥年」は、いつか、同じ史料に掲載される人名の、生存期間を相互に比較検証した結果、「亥年」は天保10年(1839)であることが判明し、III型立面図や一連の辰巳櫓関係図(21点)は、天保9・10年の、辰巳櫓再建の計画のなかで、作成されたものであることが、浮かびってきたのである(正見泰2006)。

しかし、天保10年という年は、財政事情が厳しい時期で、藩老奥村栄実が登用され、緊縮財政を進めていた最中であり、本丸櫓再建を計画する時期として、きわめてタイミングが悪い、という印象をうける。そこで、あらためて清水文庫の「巽御櫓御入用銀指引書等」という算用書類と辰巳櫓絵図などを検討し、「亥年」を天保10年とした根拠を補強するとともに、櫓再建計画の内容や計画がどこまで進んだのか追究してみたい。未完に終わった城の作事ではあるが、櫓再建の工事がどのようになされていったのか、また設計監理をおこなう、藩御大工の仕事内容を、具体的に知るうえで益することもあるので、史料紹介に意を用いながら以下、検討してみたい。

金沢城辰巳櫓の歴史

文禄元年	1592	利家の命をうけた利長が本丸東面の高石垣を築造。 <辰巳櫓創建>
慶長7年	1602	雷火で本丸天守焼失、辰巳櫓下の塩硝蔵が爆発。 辰巳櫓も再建か。
元和6年	1620	本丸火災で御殿はじめ主要建物焼失。翌年にかけ本丸を西北に拡張し櫓など再建。
寛永8年	1631	城下町の火災に延焼し金沢城本丸・二ノ丸など全焼。翌年にかけ辰巳櫓など本丸櫓も順次再建。 <寛永大火> <再建⇒辰巳櫓I型>
元文元年	1736	辰巳櫓下石垣の修築完成、引き続き辰巳櫓改築。 <改築⇒辰巳櫓II型>
宝暦9年	1759	城下町の大半を焼く大火のため、金沢城辰巳櫓など本丸櫓はすべて焼失。 <宝暦大火>
安永年間	1772 ~81	辰巳櫓下石垣の改修を行う(担当穴生は正木甚左衛門)。小角のほうより崩れた箇所修理。 <櫓台形状が改変された>
寛政11年	1799	金沢の地震で石川門付近の石垣などに被害。以後、石垣修築を計画的に実施。
文化5年	1808	二の丸御殿が焼失したので、造営方役所を設置し再建事業開始。文化7年竣工。
文化13年	1816	本丸南面石垣修理、大鍋の石垣改修など行う(穴生は後藤彦三郎・小十郎)。
天保9・10年	1838・9	辰巳櫓再建が計画されたが、財政難のため中止。 <辰巳櫓III型>
明治40年	1907	大鍋櫓下石垣が崩壊、安全対策工事のため南面石垣は三分の一に切り下げ、辰巳櫓下の石垣も三段となる。

1 辰巳櫓再建経費を記録した算用記録

清水文庫の「巽御櫓御入用銀指引書等」という標題をもつ6点の切続紙綴り（金沢市立玉川図書館所蔵 請求番号18・6-62）については、その内容の重要さに比べ、これまで十分検証なされてこなかった。多くは算用記録であるが、計画にあたり設計図をどのように作成したか答申した切紙も1点含まれており、これらを読み解けば、「亥年」の再建計画の実態や、どこまで作業が進捗していたか推定できる。

まず、「巽御櫓御入用銀指引書等」の中の算用記録の検討からはじめたい。「巽御櫓御入用銀指引書等」6点のリストを、現状の綴り順ではなく、作成時期の古いものから並べ直すと、以下のようになる（○内の番号は綴り順、表題は筆者が付した仮題、以下では○内番号を史料番号とする）。

- ④ 8月13日「作事所達書控」
- ③ 亥8月「辰巳御櫓御入用」
- ① 亥8月16日「辰巳櫓入用指引書」
- ② 亥8月19日「去年入用出目銀等調書」
- ⑤ 亥12月「辰巳櫓未出来に付入用指引書」
- ⑥ 子6月「辰巳櫓御造営入用并振替候銀高等指引書」

史料④は、辰巳櫓再建にあたり、参考にした絵図などについての答書で、次節で詳しく触れることとし、ここでは史料①～③および⑤⑥の5点の算用記録について検証したい。まず史料⑤⑥の全文を掲げておこう（「」内は異筆、アミかけは朱筆）。

史料⑤ 「 覚

一、拾八貫八百五拾弐匁九分毫厘	戌十一月六日より亥十一月四日迄ニ請取申通 ノ表
一、三百目	竹品々代銀只今通ニ上ル分
一、壱貫弐拾目	銅延直手間料、右同断
一、拾五匁	絵図料紙代、右同断
メ弐拾貫百八拾七匁九分毫厘	
内 弔貫目	小竹屋善兵衛江御貯用材木代銀之内江相渡
五百七拾八匁九分毫厘	御平生方杉材木代銀之内□加登屋五兵衛へ相渡
弐百四拾六匁五分	小竹屋善兵衛材木代銀、中勘銀過上
メ弐貫八百弐拾四匁六分九厘	引
残 拾七貫三百六拾三匁弐分弐厘	只今通ニ付替申事
此私 拾四貫三百拾六匁六分	本切手出来有之
三貫四拾六匁六分弐厘	諸職人手間料追而本切手出来之事
メ	
一、六貫七百目	大工団渡中勘
一、壱貫弐百目	棟梁等四人御前銀
一、壱貫五百目	日用団渡中勘銀
メ九貫四百目	
本勘中勘	
メ弐拾六貫七百六拾三匁弐分弐厘	
右辰巳御櫓御造、未出来付、是迄之御入用如斯御座候事、	
亥十二月	」

史料⑥「

覚

最前図高九拾壹貫八百拾四匁九分式厘之内三拾貰六百六拾目計相減シ
一、五拾九貫百五拾目余

辰巳御櫓図銀高

内	武拾五貫六百七拾匁五分	御達御算用帳之表 木拵等出来御入用亥戌年迄懸り高
	武拾六貫七百六拾三匁式分式厘	
	壱貫九拾壹匁七分式厘	亥年懸り高
残而	メ武拾六貫七百六拾三匁式分式厘	
	三拾貰三百八拾目余	皆出来迄御入用ニ相当り
此形		
	四拾貰三百九拾目八分式厘	御手当銀有り
内		
	拾貫目	去暮御算用場江指出置
	三拾貰三百九拾目八分式厘	戊亥年草楨材木御買入、内作事・外作事・寺社方・小松江相渡候代銀、右手合より返上銀高
此内		
〔三〕	五貫九百八拾壹匁七分四厘	亥年御貯用材木代、内作事より上納分
〔七〕	五貫九百三拾七匁七分九厘	戌年御貯用材木代、内作事方より上納分
〔二〕	壱貫四百廿六匁三分式厘	御作事所建直手当、式間六寸角代手間料共内作事より上納分
	三百拾式匁式分	同断、別切手之分
	五貫七百目八分九厘	亥年御貯用材木代、外作事方より上納分
	五貫八百六拾七匁式分八厘	同断、寺社方より上納分
	八百三匁九厘	同断、別切手之分
	四貫三百五拾九匁五分壹厘	同断、小松より上納分
	メ三拾貰三百九拾目八分式厘	
	右辰巳御櫓御造營御入用指引并振替ニ相成候銀高等、如斯御座候事、	
	子六月	」

史料⑤の最後に「右辰巳御櫓御造(營脱カ)、未出来に付、是迄の御入用かくの如く御座候事」⁽¹⁰⁾とあるので、亥年の辰巳櫓再建計画は未完に終わったことがわかるが、同時に史料④以外の5点の算用記録は、事業中止に伴う決算書であることも窺える。とくに⑤は、戌年11月6日から亥年11月4までの「請取申通」を集計した銀高であるが、その支出銀高合計18貫852匁余の内訳には、後掲史料③に掲出された、辰巳櫓再建のため支出した銀高に相当する部分が含まれており⁽¹¹⁾、その支出期間が、戌年11月6日から、とあることから、材木などの資材購入と運搬、諸職人や大工仕事などが戌年つまり天保9年の11月から本格始動したことがわかる。他方で、史料①～④の作成日付からみて、この再建事業は、亥年8月に中断となったことが窺え、その後始末に入ったと想定される。しかし、後始末の決算そのものは、11月までずれこんだため、12月に史料⑤が作成されたのである。したがって、辰巳櫓再建の事業着手期間(経費支出を伴った期間)は、天保9年11月から天保10年8月中旬までの約300日間であったと推定される。

史料⑥は再建中止と決まった翌年、天保11年(1840)6月になされた再建事業全体の収支報告書である。これによれば、当初の再建計画では、見図り銀高は91貫814匁とされていたが、財政難のため32貫660匁減額された59貫150匁余が「辰巳御櫓図銀高」とされた。現在でいえば予算の査定額といえよう。しかし、辰巳櫓再建の当初見図り銀高の約92貫匁は、決して高すぎたわけではない。文化5・

6年（1808・9）に再建された、二ノ丸橋爪門続櫓の建造費用は87貫匁余とされており^⑫、実現されなかったが、河北門ニラミ櫓の再建見図り銀高も93貫800匁という記録があり^⑬、城内の二重櫓の建造費用として妥当な数字であった。さらにいえば、辰巳櫓の位置やその意匠に要する費用などを考えれば、むしろ緊縮した見図り高といえる。それをさらに査定し、3分1減額し59貫匁としたところから、この再建計画は当初より、無理のある計画だったといえる。

認められた経費59貫150匁余の内訳については、

ア) 天保10年まで実際に支出した銀高26貫763匁余（戊年までの支出合計25貫670匁+亥年の支出額1貫91匁）、

イ) 今後櫓完成までに必要な所要額32貫380匁、

の二つに分けられる。このうちイ) 32貫380匁余については、再建事業中断により不要となった銀高であり、その財源は「御手当銀」40貫390匁余から充当する予定とされていた。しかし、事業中止と決まったため、40貫390匁余の決算処理を行ったのが、史料⑥の算用目的であった。

藩が公認した「御手当銀」40貫390匁余の後始末は、まず天保10年暮に現銀10貫匁を算用場へ戻した。残る30貫390匁余については、「戊亥年草木材木御買入、内作事・外作事・寺社方・小松へ相渡し候代銀、右手合より返上銀高」という費用項目からみて、戊年と亥年つまり天保9・10年に、藩として辰巳櫓再建用に草木材木を買入れたが、不要となり、これらを内作事所・外作事所・寺社奉行所・小松奉行所に払い下げ、これを受け取った各奉行所から、材木代銀を返納させることで決算処理したと推定できる。返納対象となった、30貫390匁余の詳細な内訳は、「此内」以下に8項目にわたって記載される。その中で「貯用材木代」とあるのは、藩が辰巳櫓建築用に購入し貯えておいた草木材木であり、個々の内訳を見れば、その一部は城内「御作事所建直手当」（1貫426匁）として流用されており、また外作事所からは、必要とする材木代として5貫700匁余、小松奉行所からは4貫359匁余などと返金されたことがわかる。余った材木を下げ渡された各奉行所では、転用された材木代銀を、藩へ上納するという形で、各役所の運営経費から差し引きしたのである。そのことを「上納分」あるいは「返上銀」と、ここでは表現している。しかし、実際に現銀を戻したり上納したのではなく、書類上での戻し、つまり返納額は現品支給分であるから、帳簿上で相殺しただけと推定される。

結局、天保の辰巳櫓再建事業で実際に支出された銀高は、ア) 26貫763匁余であり、その詳細な内訳は、上掲の史料③亥8月「辰巳御櫓御入用」、史料①亥8月16日「辰巳櫓入用指引書」に計上されている。まず史料③の原文を紹介しておこう^⑭。

史料③ 「辰巳御櫓御入用

(1) 一、五貫八百九拾七匁七分五厘	草木材木代并柵播代銀共
(2) 一、七百四拾九匁三厘	右同断、岡持人足賃銀
(3) 一、百四拾九匁八分八厘	右同断、駄賃銀
(4) 一、壱貫四百七拾壱匁五分	柵木代銀
(5) 一、貳貫貳百七拾三匁六分三厘	地松代銀
(6) 一、百拾九匁	松木根伐置もき
(7) 一、貳拾五匁七分貳厘	川砂利代銀
(8) 一、百貳拾六匁七分七厘	鉄物代銀
(9) 一、壱貫六匁五分	日用岡渡代銀
(10) 一、百目壱分九厘	右同断、日用頭口銭
(11) 一、百五拾九匁四分貳厘 メ 拾貳貫七拾九匁三分九厘	日用賃銀 本勘切手出来
(12) 一、七匁	甚右衛門坂下松小伐持届岡渡
(12) 一、六分壱厘	右日用頭口銭

(13)	一、三貫四匁壹分式厘	諸職人手間料
(14)	一、五百武拾壹匁八分壹厘	杉材木代銀
(15)	一、壹貫式百目	御扶持方大工等御前銀
(16)	一、六貫七百目	大工団渡中勘
(17)	一、壹貫五百目	日用団渡中勘
(18)	一、三百目	竹品々代銀
(19)	一、壹貫式拾目	銅板延手間料
(20)	一、式百拾三匁三分三厘	荒物代銀可相渡分未渡
(21)	一、拾五匁	絵図料紙代可相渡分未渡
(22)	一、式百五拾三匁三分式厘 △ 拾四貫七百三拾五匁壹分九厘	柱百五本作り立手間料、手伝日用賃共 本勘切手未出来
	二口 式拾六貫八百拾四匁五分八厘	
(23)	一、式貫目	御貯用材木代銀御櫓方より相渡
(24)	一、五百七拾八匁壹分九厘	杉材木代銀御平生方御用之分
(25)	一、式百四拾六匁五分 △ 式貫八百式拾四匁六分九厘	御櫓方より相渡御詮義物 小竹屋より材木代過上
	亥八月	
	(付) 『三口△高 式拾九貫六百三拾九匁式分七厘』	』

史料③も①も、ほぼ同じ内容の費目を計上しており、総額は26貫500~800匁余である。史料①では、天保10年8月16日に「辰巳御櫓の御入用、八月十五日迄の調べ」銀高として、一旦決算した金額を掲げたものであると断っている。ここに示された費目から、戊年から亥年に行われた再建作業を類推することが可能である。

史料①③に示された辰巳櫓再建に支出された銀高は、大きく(a)材木代銀(草楨・楓・地松・杉・竹)が約10貫500匁、(b)その運び賃1貫余、(c)その他資材(川砂利・鉄物・荒物)500匁、(d)大工・職人手間賃12貫匁、(e)日用賃銀2貫800匁、となる。人件費だけで約15貫匁占めており、全体の55%となる。大工や職人の1日当たりの賃金は不明であるが、平均2匁とすれば⁽¹⁵⁾、大工・諸職人の動員数は延べ6000人と推計される。彼らを戊年11月から亥年8月までの10ヶ月間、約300日動員したとすれば、當時20人の大工および職人が出役したこととなり、150日の動員では40人となる。

職人の中では、銅板延職人が実働したことがわかり、出窓などに使用する銅板葺きの下作業として、銅板の引き伸ばし作業に従事したようである。また、史料③(15)で「御扶持方大工等御前銀」1貫200匁ある費目が、史料⑤では「棟梁等四人御前銀」と記載されるので、この辰巳櫓再建に直接関わった大工は四人おり、藩の御扶持方大工と棟梁大工の混成チームであったことがわかる。棟梁大工は、町方大工であり、彼らの中から然るべき人材が選ばれ、藩作事所から扶持(1人扶持~3人扶持)が与えられた者が扶持方大工で、扶持方大工になると名字が許された。扶持方大工として経験を積み功績が評価されると、藩の御大工(切米取、御歩並)に取り立てられることになるが、こうした身分序列からすると、扶持方大工は足軽クラス、棟梁大工は町人ということになろう⁽¹⁶⁾。

ともあれ、木造りなど現場作業の陣頭にたったのは、扶持方大工と棟梁大工であり、彼らに支給された作料は一人当たり300匁となり、1日当たりの作料を仮に2匁と推定すると、出役日数は150日となる。

日用(日雇い人足)については、日用賃銀の総額がわかるので、日用一人当たり賃銀を銀5分とみれば、延べ5600人、銀8分とみれば3500人となる。300日の作業工程では毎日12~18人の日用が補助

労働として出ていたことになる。

また史料③(22)に「柱百五本作り立手間料」とあるのは、辰巳櫓の柱105本の木作り手間料を計上したもので、手伝日用の賃銀と合わせて計算している。ここから辰巳櫓の柱本数が推定されるだけでなく、柱の木作り作業に着手していたこともわかり、注意すべき事実であった。

史料②亥8月19日「去年入用出目銀等調書」は、天保9年と10年の作事所入用全体の収支を行っており、その中で辰巳櫓再建関係の支出銀高がどれほどかわかる。その内容は以下の通りである。

史料②「

覚

一、五拾四貫九百九拾五匁六分壱厘
内 式貫四百三拾九匁四分壱厘
 式拾五貫六百七拾壹匁五分
メ式拾八貫百拾匁九分壱厘
 残而 式拾六貫八百八拾四匁七步
 外ニ 七貫六百四拾五匁五分

去年御入用諸手合出目銀
小松御弓土藏瓦代前銀ニ渡
 辰巳御櫓御入用、去年分払高
右指引銭当年へ越銀
古木等御払物代銀拾式貫六百四拾五匁九分
之内、伐出御仕入銀御算用場より借用分五
貫目返済残

二口 メ三拾四貫五百三拾目式分

「此銀高三日間共しらへ、庄右衛門より書出し高ニ銅延手間廿目加工候銀高也、
都合廿九貫百五拾七匁四分ニ相成」

此払

三貫四百八拾五匁九分
百三拾式匁七分六厘
壱貫百七十三匁
 式百五十三匁三分式厘
メ五貫四拾四匁九分八厘

辰巳御櫓当正月より当時迄御入用払高
御作事所御囲内地盛御入用
御作事所建直手当、柱草楨式間六寸角、百
五十本代銀
右木拵手間料

引残 式拾九貫四百八拾五匁式分式リン 此分諸手合へ御振替ニ相成、追々可戻銀高
右、去年御入用出目銀并御払物代残銀共入払、当時迄之しらへ、如此御座候事、

亥八月十九日

冒頭に掲げる54貫995匁余は、「去年」つまり天保9年の入用総額であり、その内訳が以下の記録からわかる。作事所における去年の惣入用額の約47%にあたる25貫671匁余が「辰巳御櫓御入用」で、ほかに小松の弓土藏瓦代銀2貫439匁が支出され、残額26貫884匁余はすべて翌年に繰り越された。天保10年の作事所の惣入用の手当額は、前年の繰り越し銀に、古材木売払代銀から繰り込まれた7貫645匁余を加えた34貫530匁余であり、このうち天保10年正月から8月までに辰巳櫓再建費用として支出された銀高は3貫485匁余であった⁽¹⁷⁾。このほか作事所建直費用1貫558匁余などが支出され、その残額は「諸手合へ御振替」となり、他の部署に戻されたのである。

以上、5点の算用書類の基本的な内容を紹介しつつ、何のための算用か考察し、中断されるまでの、約300日間と推定される辰巳櫓再建の作業工程を追跡してみた。その結果、おそらく、松・楓・杉ほか柱用材とみられる草楨材木が105本以上調達され、戊年冬11月から木作りなどの作業が、扶持方大工・棟梁大工4人の下ではじまり、出窓の外側を覆う銅板延ばしなどの作業も平行して行われたことがわかった。

ここから、この櫓再建事業は相当の準備期間を経たのち、天保9年11月に着手されたものと推定されるが、銀26貫匁余を支出したのち天保10年8月、財政窮乏を理由に中断のやむなきに至った。しかし、この再建事業は、着手と決まった段階から財政担当者から見回銀高は3分2に削減されており、

事業開始時点から難問をかかえての着手であったことも窺える。

辰巳櫓だけの再建ならば銀90貫匁程度で済むが、四つの隅櫓や中櫓も再建しないと、本丸の景観として見栄えが悪い。辰巳櫓の再建が実現されれば、本丸の他の隅櫓3棟のほか三階櫓、中櫓もすべて再建しなければ、事業として完結されない性質のものであり、これらすべてに着手すれば銀高で600～700貫匁もかかる大事業へ拡大する要素をもっていた。文化度の二ノ丸御殿再建に要した銀6900貫匁や、文政年間の竹沢御殿再建費2000～3000貫匁⁽¹⁸⁾に比べると規模は下回るが、天保飢饉後の収入激減に加え、幕府から江戸城西の丸再建費用として巨額の負担要求があった時期でもあり、とても対応しきれない切迫した状態にあった⁽¹⁹⁾。それが中断を決断した大きな理由であろう。

2 櫓再建計画のため参考された絵図について

清水文庫(金沢市立玉川図書館所蔵)に辰巳櫓に関する絵図資料が21枚残っており、それぞれ「辰巳御櫓絵図」4枚、「辰巳御櫓図」10枚、「辰巳御櫓建物図」7枚の3組の絵図群にまとめられている。このうち「辰巳御櫓建物図」7枚は、上重・下重の屋根の垂木配置や小屋組構造など施工細部に関わる絵図群であったが、「辰巳御櫓絵図」4枚と「辰巳御櫓図」10枚は、設計過程で現状および過去の櫓台の形状と櫓平面図をどのように整合させるか、検討する過程の中で作成された絵図群であった(正見2007)。すでに正見論文で、櫓と付属する長屋が平行に付くのか少し振れて付くのか、また櫓台の形状が、安永年間(1772～81)の修理でどう変化し、それに対応し櫓の平面構造がどう変化したかが検討されている(正見2007)。こうした検証の結果、「辰巳御櫓絵図」4枚と「辰巳御櫓図」10枚は、天保の再建時の設計過程で、宝暦大火後の石垣修理によって形状が変化した辰巳櫓台に、宝暦大火前に存在したⅡ型立面や平面図に出来るだけ近似した櫓を再建するには、どういう平面図設計が妥当か、検討した絵図群であり、とくに「辰巳御櫓絵図」4枚は、金沢城代に提出された、より完成度の高い清書図写と推測されている。これに対し、「辰巳御櫓図」10枚の中には、朱色・黄色・黒色など多彩な線が引かれ、抹消の様子もそのまま示されたものが目立ち、下図段階の絵図群と推測されている。しかも、これらの絵図の中に「亥五月十三日」という記述がみえ、「亥年」の辰巳御櫓再建計画にあたり作成された絵図および、参照した従前の図面写であることは間違いない。

これらの絵図群の成り立ちを再度、検証することで、辰巳櫓再建の計画図作成過程の一端が窺えるのではないかと考え、あらためて「辰巳御櫓絵図」4枚と「辰巳御櫓図」10枚、併せて14枚の絵図の基本的性格を確認したいと思う。こうした整理によって、この辰巳櫓再建に関わった御大工たちは、櫓再建の設計をどのような手順で行ったか推測してみたい。

最初に御大工たちが参照した、従来の図面について検討するが、この点については、前に紹介した史料④8月13日「作事所達書控」が手がかりとなるので、④の全文を紹介しておこう。

史料④「辰巳二十一絵図、根絵図有之候ハ、可指出、又何割を以絵図出来之義可被達候、且一間ト申

義、何尺何寸、其義も御達可申候、

右御櫓地指図二枚之分出生御尋

右御櫓笛田七郎兵衛所持之立絵図、羽田根絵図所持候ハ、可指出事、

右之義八月十日御城代被仰渡旨ニ而

右屋敷御渡御覚書之写

巽御櫓二十分一御絵図出来之根絵図御座候ハ、可指出旨、被仰渡奉得其意候、右根絵図者御作事所ニ御座候起絵図ニ而、割合等、右規矩ニ隨ひ、二十分一御絵図出来仕候、然処起絵図ニ者御櫓隅柱壹本踏出し居申候、且御長屋之屋ね切妻ニ相成居申候處、今度出来之御絵図ニ者踏出シ申御柱、御石垣内面ニ納メ、御長屋之屋根者妻付、其外ハ都而起絵図之通ニ御座候、且又一間与申寸尺者、御櫓上重下重御長屋梁間共、六尺四寸三分三厘、御長屋行間者六尺間ニ御座候、

此割合出生者、篠田七郎兵衛所持之建絵図ニ相添候地指図之割合之通、柱間不同無御座候様ニ割付候寸尺ニ御座候、併御長屋行間者、右地指図ニ割付者無御座候得共、此度七尺間与相極候趣ニ御座候、寛政年中御僉義ニ而右起絵図出来之節も、根絵図ハ七郎兵衛方絵図を根ニ仕、出来仕候事、

- 一、御槽地指図二枚之分出生之義、壹枚ハ前段申上候七郎兵衛所持之地指図を用、割合等仕、則二十分一御絵図ニ相添申指図ニ而御座候、今壹枚者、當時御石垣形ニ御建物居申指図ニ而、此度出来之事、
- 一、右御槽笛田七郎兵衛所持之建絵図、羽田十郎右衛門方ニ根絵図御座候ハ、可指出旨被仰渡、則地指図共三枚取立、指上申候、此出生者享保年中御槽絵図写之由、伝承仕候事、

八月

右八月十三日 御作事所へ御達申候扣

」

前半の6行で、8月10日に金沢城代(本多政和・前田孝本)から指示や質問があったことを記し、それに答えた覚書「写」であるという前ぶりがあり、末尾に「御作事所へ御達申候扣」とあるので、この文書は、城代からの指示により、作事所から御大工にお尋ねがあり、それに応え、御大工の誰かが作事所に書き上げた草案(下書)である。これを書き上げた御大工は、清水家9代の保五郎亮郷である可能性があるが、確定はできない。作業の陣頭にたった扶持方大工が返答した可能性もあるので、さらに検討が必要である。天保年間の扶持方大工を表1に掲げたが、この12人の中に、史料①③にみえる扶持方大工が含まれている可能性がある。史料④の内容を答申した大工は、間違いなく、この事業の中心となった主付大工であった。

前半部に書かれた城代からの指示とは、(1) 今度出来た「辰巳槽二〇分一絵図」の根絵図、つまり参考にした根本絵図があるのなら差し出すように、(2)「辰巳槽二〇分一絵図」の木割の根拠について尋ねる、また一間とは何尺何寸か、(3)「御槽地指図」2枚の「出生」つまり出所を訊く、(4)御大工笛田七郎兵衛所持の「立絵図」、御大工羽田家の「根絵図」を所持するようなら提出せよ、という内容であった。後半部分は、

城代からの質問や指示に対する返答であるが、(1)～(4)の質問ごとに整理すれば以下のようになる。

- (1)「辰巳槽二〇分一絵図」の根絵図は、作事所にある「起絵図」である。
- (2)「辰巳槽二〇分一絵図」の木割の根拠は、「起絵図」の規矩にもとづき20分1に拡大したものである。なお「起絵図」と、今度の「辰巳槽二〇分一絵図」との間に2カ所相違するところがある。一つは「起絵図」では辰巳槽の隅柱が1本「踏み出し」しているが、今度の設計図では踏み出した柱は「石垣内面に納め」た点

表1 天保年間の扶持方大工一覧

扶持大工名	給 稟	扶持方大工の期間	備 考
水嶋半助	2人扶持	文政4・8～天保13・7	扶持方大工水嶋權之助養子
中山庄兵衛	3人扶持	文政4・12～天保11・12	扶持方大工中山庄兵衛せがれ
山本幸右衛門	1人扶持	文政4・12～天保11・5	扶持方大工山本弥左衛門養子 前名、金助
中山儀平	3人扶持	文政5・7～弘化4・9	扶持方大工中山庄兵衛次男
田沢権三郎	2人扶持	文政5・7～嘉永6・12	棟梁大工権三郎養子 養子権太郎を扶持方大工に召抱え 1人扶持にて隠居
堀内甚丞	2人扶持	文政8・2～天保13・8	扶持方大工堀内甚兵衛せがれ
麻場半次	2人扶持	文政8・10～天保13・12	御帳面大工半九郎養子 前名、半左衛門
羽田長左衛門	1人扶持	文政9・3～天保9・閏4	扶持方大工羽田茂右衛門養子
小泉彦次郎	3人扶持	文政9・3～天保13・8	扶持方大工小泉久太夫嫡子
太田久四郎	2人扶持	文政9・3～嘉永2・5	棟梁久作養子 せがれ：棟梁大工久四郎
疋田源藏	1人扶持	天保4・1～嘉永元・8	扶持方大工疋田源助養子 実は、中山庄兵衛四男
堀内仁左衛門	1人扶持	天保7・4～弘化3・11	扶持方大工堀内卯助養子 実は、中山庄兵衛三男

「寛政年中より御大工頭・御大工・御扶持方大工名前等覚書」(清水文庫79号)による

であり、もう一点は「起絵図」では檜続きの御長屋の屋根が「切妻にあい成りおり候」を、今回の設計図では「妻付」とした点であり、その他はすべて「起絵図」通りである。また1間の寸尺については、檜の上重・下重、御長屋梁間ともに6尺4寸3分3厘であり、御長屋行間は6尺である。なお、この1間の寸尺の根拠は、 笹田七郎兵衛所持の「建絵図」に添えられた「地指図」をもとに、柱を均等に割り付けた場合の柱間寸尺である（元の柱割は不均等であったかもしれない）。

(3) 「御櫓地指図」2枚の出所については、1枚は前述の 笹田七郎兵衛所持の「地指図」であり、今回の設計図(二〇分一図)の添付図である。もう1枚は、現在の石垣の形状に即して建物を据えた場合の指図で、今回新たに作成したものである。

(4) 御大工 笹田七郎兵衛所持の「立絵図」と、御大工 羽田家の「根絵図」の提出については、「建(立)絵図」に添えられた「地指図」も含め3枚、提出します。その成立の由来は、享保年中の御櫓絵図の写だと伝承しています。

ここで話題になっている「辰巳櫓二〇分一絵図」とは、現在松井建設本社に所蔵される「辰巳御櫓南方之図」(松井本)および石川県立歴史博物館所蔵の「辰巳櫓南方之図」(歴博本)の2枚の辰巳櫓の二〇分一立面図のことである。もっと正確にいえば、現存する2枚の辰巳櫓の二〇分一立面図は、ここで話題になっている「辰巳櫓二〇分一絵図」そのものか、その写もしくは関連の指図であるというべきだが、非常に近い関連図であることは疑いを容れない所である。正見氏は、この2枚の辰巳櫓二〇分一立面図を辰巳櫓図面Ⅲ型に分類したが、その理由は、宝暦9年焼失以前に建っていた櫓立面図(I型・II型)、平面図(A型・B型)のいずれとも合致せず、上記の清水文庫「辰巳御櫓絵図」4枚・「辰巳御櫓図」10枚に描かれたⅢ型平面図に一致することから、天保10年の再建計画時に作成されたものと推定したのであった(正見2006)。

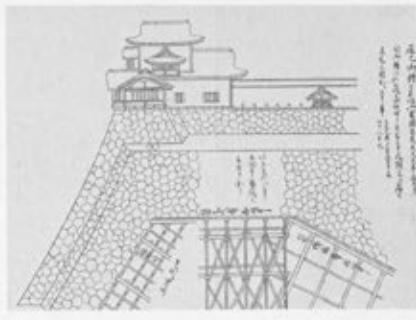
史料④は、そのことを明瞭に裏付ける記述であり、さらに現存する2枚の辰巳櫓二〇分一立面図を作成する際に根拠となった「根絵図」は作事所にあった「起絵図」である、と述べた点も重要な指摘であった。「起絵図」とは2カ所相違箇所があるが、その他は全く「起絵図」をもとにしたと答申しており、Ⅱ型に分類される、現存の、縮尺150分1の「起絵図」の立面をもとに木割したものが、松井本および歴博本の辰巳櫓立面図(Ⅲ型)であった。

その根絵図となった「起絵図」も現在、金沢市立玉川図書館(加越能文庫)に4組所蔵されており、1組10枚の大型絵図である。この「起絵図」の来歴について、(2)の質問に答えた部分で「寛政年中の御會議にて、右起絵図出来の節も、根絵図は七郎兵衛方絵図を根に仕り」とあるので、「起絵図」は寛政年間に行われた、本丸等の再建計画の詮議のなかで作られたものとわかる。現存する「起絵図」は、宝暦大火以前の建物立面(御殿除く櫓・廻・門のみ)を約150分1の縮尺で描いた図面を、城内平面を10枚に分割した平面図上の石垣ラインの上に貼り付けたものであるが、大火後再建された建物については、宝暦以前の立面図の上に張り掛けを施し、新しい立面図を重ねている。文化3年(1806)に再建された本丸三十間長屋や、天明8年(1788)や安永元年(1772)に再建された石川門・河北門にも貼り掛けがなされている。文化6年に再建された五十間長屋・橋爪門・同統櫓などにも張り掛けがあるが、二ノ丸菱櫓や河北門二の門などには貼り掛けがない。再建によって基本的な意匠に変化がなかったからと推定される。

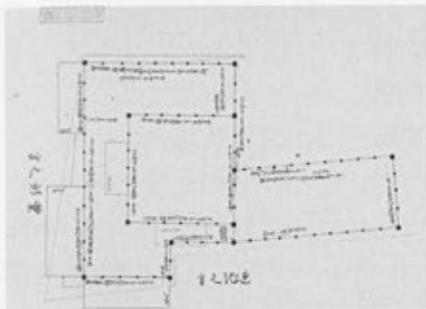
本丸櫓群には、三十間長屋以外すべて張り掛けがない。辰巳櫓にもない。つまり再建されなかったからである。しかし、天保9~10年に、辰巳櫓再建のため、この「起絵図」の辰巳櫓の南面・東面二つの立面図を参照しながら、20分1の立面図が描かれたのである。150分1の「起絵図」より精度のいい絵図が城内になかったからであろう。おそらく宝暦大火で作事所が焼失した際、それまで保管していた絵図類がすべて灰燼に帰したものと推定される。寛政年中の「起絵図」作成にあたり、「七郎兵衛方」つまり御大工 笹田家に伝来する絵図が参照されたとあるから、かろうじて藩御大工の私宅や



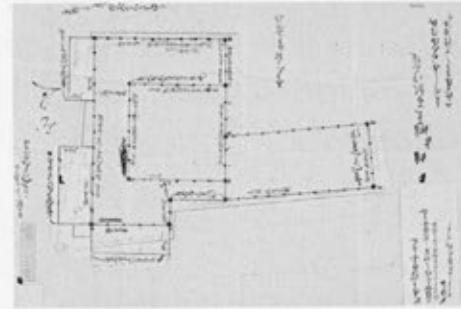
辰巳御櫓台石垣御普請仕形足代等之図（南から）
(大友文庫 金沢市立玉川図書館所蔵)



辰巳御櫓台石垣御普請仕形足代等之図（東から）
(大友文庫 金沢市立玉川図書館所蔵)



辰巳御櫓絵図 辰巳櫓平面図（表2の7）
(清水文庫 金沢市立玉川図書館所蔵)



辰巳御櫓図 平面図（表2の8）
(清水文庫 金沢市立玉川図書館所蔵)

表2 辰巳櫓絵図14枚（清水文庫）の分類

「正見論文の分類」とは正見2007でなされた櫓台形状の類型記号。

番号	図面種別	絵図群 総称	個別標題	彩色	縦寸	横寸	絵図の特徴	正見論文の分類	資料番号
1	平面図	辰巳御櫓絵図	寅御櫓地面之図(縮尺約1/50)	朱入	29	41	亥年5月13日、作事奉行阿部様より城代に提出した櫓台地指図	Ac	18.6-57①
2	平面図	辰巳御櫓絵図	辰巳御櫓図(縮尺約1/50)	朱入	29	41	Ⅲ型櫓平面図と櫓台地指図(絵図1)を合成した絵図	Ac	18.6-57②
3	平面図	辰巳御櫓図	御櫓土台四歩一間御絵図	無彩	29	37	四分1間図(150分1)に仕立た御櫓土台絵図	Aa	18.6-58⑥
4	平面図	辰巳御櫓図	土台・建物配置四分一間の図	朱入	34	45	Ⅲ型の朱線櫓平面図を11月9日に受取り、四分1間の御櫓土台絵図(絵図3)に重ねて10日に提出した。	Aa	18.6-58④
5	平面図	辰巳御櫓図	辰巳御櫓五十分一絵図	朱り	34	46	Ⅲ型櫓平面図を御櫓土台絵図(朱線)に重ねた絵図。	Bc	18.6-58⑨
6	平面図	辰巳御櫓図	計画平面図	朱入	41	56	Ⅲ型櫓平面図を御櫓土台絵図(朱線)に重ねた絵図。	Ac	18.6-58①
7	平面図	辰巳御櫓絵図 (写真左下)	辰巳櫓平面図(縮尺約1/50)	彩色	40	55	Ⅲ型櫓平面図を2種類の線形で示した御櫓土台絵図(朱線と黄線)に重ね詳細な寸法を記載した絵図。	Bb Ac	18.6-57④
8	平面図	辰巳御櫓図 (写真右下)	平面図(建物寸法入り・石垣朱線入り)	彩色	39	56	Ⅲ型櫓平面図を2種類の線形で示した御櫓土台絵図(朱線と黄線)に重ね詳細に寸法を記入した絵図。「此通り地指図壹枚、蘇田所持之往古の地指図壹枚、メ二枚、四月三日記、別紙上事」とあり、朱線が往古の地指図ラインである。	Bb Ac	18.6-58⑤
9	平面図	辰巳御櫓図	平面図(建物寸法入り)	無彩	34	45	Ⅱ型に似た櫓平面図。「11月27日御小団に相添御渡の絵図通り……」とある。		18.6-58③
10	平面図	辰巳御櫓図	平面図(柱位置)	朱入	31	45	Ⅱ型櫓平面図。柱削付図。	×	18.6-58⑦
11	平面図	辰巳御櫓図	平面図(柱位置)	無彩	41	56	Ⅲ型櫓平面図。柱削付図。	×	18.6-58②
12	平面図	辰巳御櫓絵図	辰巳櫓・堀・石段配置図(縮尺約1/100)	朱入	31	40	A型(I型)平面図。往古の図写か	×	18.6-57③
13	平面図	辰巳御櫓図	櫓附近平面図	朱入	30	40	A型(I型)平面図。往古の図写か	×	18.6-58⑧
14	立面図	辰巳御櫓図	基礎・土台・柱 矩計図	朱入	24	52	櫓台磐石と土台柱の関係を示す立面図	×	18.6-58⑩

作事奉行や城代の家に伝来する絵図類を参考に、「起絵図」が作成されたのであろう。御大工の笹田家や羽田家に参照するに足る城内絵図が相当数伝存していたのである。

以上から、城内建物立面図の基本資料というべき「起絵図」の作成年代が、寛政年中であることが判明し、あわせてその作成事情が窺えた点は刮目すべきことである。また、その「起絵図」をもとに辰巳櫓再建のための20分1立面図(Ⅲ型)が、天保9・10年に作成されたことも注目すべき事実であった。問題は、その際の木割の根拠となった、笹田家や羽田家に伝存した絵図3枚が、金沢城代に提出されたことである。その写が上述の清水文庫絵図14枚の中に含まれる可能性がたかいので、その確認を試みたい。

前掲史料④の大工側の答申の文言から、

- (ア) 御大工 笹田七郎兵衛所持の「地指図」……(イ)の添付図、一間の寸尺の根拠となる。
- (イ) 御大工 笹田七郎兵衛所持の「建絵図」……(ア)を参考に添える
- (ウ) 御大工 羽田家に伝来していた「根絵図」……享保年中の御櫓絵図写
- (エ) 現在の辰巳櫓台の形状に即し建物を据えた場合の「地指図」……(ア)を参考に今回新たに作成した図

少なくとも上記4点の絵図が、城代に提出されたと解釈でき、それらは辰巳櫓再建のための設計図作成にあたり、担当大工の手元にあったものといえる。これにたいし、清水文庫に残る辰巳櫓再建関係平面図等14枚を表2に整理して掲げたが、このうち(ウ)は享保年中の平面図(I型)とみられるので、表2の12・13が該当する。表2の1「巽御櫓地面之図」に「巽御櫓隨有形御地面之図、亥五月十三日阿部様、御城方江御指出之由ニ而、先達而相渡置候間数、墨引之所迄調、指上候扣」という記述がある点から、(ア)は、1「巽御櫓地面之図」であることは間違いかろう。(エ)については、表2の2・7が該当する。表2の1「巽御櫓地面之図」の櫓台ライン(安永の櫓台石垣修理以後の形状)に、Ⅲ型櫓平面図や安永の石垣修理以前と推定される櫓台の旧形状を追加して描いているからである。(イ)は、名称からみて立面図と推定されるが、該当のものが確認できず、清水文庫に残っていないのかもしれない。今後の調査にまちたい。

したがって、「辰巳御櫓絵図」4枚(表2の資料番号18-6-57)は、おそらく城代提出の(ア)(ウ)(エ)に該当する絵図であり(正見2007)、類似するものが「辰巳御櫓図」10枚(表2の資料番号18-6-58)の中に含まれるが、それらは「辰巳御櫓絵図」4枚を準備する過程で作成されたものであり、同時に辰巳櫓再建の設計過程で作成した平面図(下図・草案図)や参照した古図でもあった⁽²⁰⁾。

表2の絵図群から、辰巳櫓再建を担当した大工たちは、まず従来の辰巳櫓絵図をできる限り収集し、おそらく宝暦9年(1759)に焼失した辰巳櫓Ⅱ型の姿に復元することを目指し、Ⅱ型の立面図(起絵図)やⅡ型平面図(B型図)を参考に設計図作成にはいった。しかし、櫓台の形状が安永年間の石垣修理などで、宝暦以前のⅡ型が存在した時代の櫓台と比べ変化していたことから、平面図の木割(柱間1間の寸尺や配置)などを変更した。その際、宝暦以前の図面等が火災などで大半が逸失していたので、天保期の担当大工が独自に、変更された平面図にもとづき、立面などの設計変更を決断しなければならなかつたと推定される。寛政年間に作成された「起絵図」をもとに書き上げた、20分1の南方立面図は、そのような試行錯誤の過程を経て描かれたものである以上、宝暦9年まで確実に存在した辰巳櫓そのままではあり得なかつた。正見氏があえて行ったように、Ⅲ型として区別せざるを得ないものであつた。さらにいえば、Ⅲ型設計図面を作成する過程で根拠としたⅡ型の「起絵図」も、辰巳櫓が存在していた宝暦9年以前のⅡ型それ自体の姿そのままである保証はなく、寛政年間に本丸櫓再建を目指して収集した資料にもとづいて作成されたもので、その真実性について、さらに検証が必要なのである。

Ⅲ型立面図に対応した平面図や櫓台の地形図(地指図)については、天保期の御大工たち自身が計測した確実なデータがあり、これが明治40年まで存続した辰巳櫓台石垣の江戸後期の平面データの基礎となるものである。しかし、文政年間以後明治40年までに、辰巳櫓付近でどのような石垣修理普請

があったか、十分検討されていないので、この点の調査と検証も必要であろう。

天保年間の辰巳櫓設計プロセスについて、おおむね以上のようなことが指摘できたが、藩の御大工たちは、従前の姿の再現を基本としつつ、出来る限り確実な設計情報を収集し、不明な所は担当者なりの考え方を加えて設計した。それは、江戸初期の大工の設計態度にはないもので、江戸後期に新しく表れた変化なのだろうか。この点について早計な結論は出せないが、今後の検討課題の一つとなろう。

3 結び 一幻となった再建計画の立案者と廃案者—

天保9～10年（1838～9）に行われた辰巳櫓再建事業が、天保10年（亥年）8月に中断されたことに伴い作成された算用書類を手がかりに、この再建事業がどこまで進んだのか、また再建にあたり作成されたⅢ型立面図が何を根拠に描かれたか、などを検討し、新たな事実を確認することができた。また辰巳櫓が現存していた時代から80年もたっての再建計画であったため、櫓台の形状が変化してしまった問題にどう対処したか、関連の絵図群（辰巳御櫓絵図4枚と辰巳櫓絵図10枚）の史料的性格とあわせて再検討した結果、櫓再建において藩御大工が、どのような態度で櫓設計を行ったか推定することもできた。

最後に、この辰巳櫓再建を計画したのは誰か、また天保10年8月に、この事業を中断させたのは誰か、若干の推論を加えてみたい。

まず、この再建事業が中断と決まった、天保10年8月前後の藩政の動向をみると、以下のような事件・動向が注目される⁽²¹⁾。

- (1) 天保9年3月10日の江戸城西の丸焼失に伴い、15万両の公儀役負担を迫られ、家臣に半知・借知を実施し、これを藩家臣団、有力商人らで負担。
- (2) 家臣や領民に儉約令を出し一層の緊縮を求めたが、天保9年8月に前藩主夫人（真龍院）が金沢へ移住し、彼女のために造営した松の御殿や、世子慶寧のためにつくった金谷御殿などに多額の出費がかかり財政難に拍車がかかった。
- (3) 対外関係が緊迫しており、藩主齊泰自身、海防の充実や軍備増強に関心をもち、文武獎励に奔走していた。
- (4) 政治的識見に優れた奥村栄実（加賀八家の奥村主家の当主）が、天保8～9年の改革的政策推進の牽引力となったが、家中にこれを非難する声があったことから、天保10年4月、藩政からの辞職を願い出た。13代藩主齊泰は、これを慰留し藩年寄衆職を続けさせ、天保11年5月には勝手方御用の専任年寄に登用し、窮屈する藩財政再建に邁進させた。

天保8・9年は、加賀藩「天保改革」として周知の、一連の改革的仕法が実施されているが、藩主齊泰が天保9年4月に帰国し、10年8月11日に参勤の途につくまで国許にいた時期は、辰巳櫓の再建工事開始から中止を決断した時期と重なる⁽²²⁾。辰巳櫓再建という重要な重要施策の実施について、藩主が最終決断するは当然のことといえるが、それを藩主の海防や軍備充実といった政治姿勢から、藩主が積極的に主導した事業とみるのか、あるいは、積極推進を説く年寄衆や重臣層の主張に理解を示し、やや消極的に対応した結果なのか、今のところ確かな史料がなく断定できない。

しかし、中断を迫った人物については、決定した時期が参勤の出発日と重なっていることから、おそらく江戸参勤までに結論を迫った有力者がいたことが推定される。文武獎励と武備強化に傾いていた藩主齊泰が、本丸櫓再建を決断したが、こうした決断に待ったをかけ、再建事業を中断に追い込むほどの実力者としては、当時金沢城代をつとめていた御用番年寄の本多政和や、天保改革のブレインと目される藩年寄奥村栄実が有力候補といえよう。なかでも奥村栄実は、藩主から抜擢されながらも、財政再建への姿勢が生ぬるいことに苛立ち、政務からの引退を再三申し出、藩主に本気で財政建て直しに邁進するよう諫めている⁽²³⁾。それでも、藩主から勝手方御用への就任を求められたのは、奥村栄実にそれだけの政策的力量や洞察の深さがあったからで、本丸櫓再建という時宜に合わない政策の

中断を進言した人物として最もふさわしいと考える。つまり、この再建計画を実施に踏み切らせたのは藩主齊泰で、これを中断に追い込んだのは奥村栄実ではないか。その可能性がいちばん高いと推測する。

こうしたことを明瞭に物語る史料に遭遇しておらず、今後とも、この幻の辰巳櫓再建に関わる史料群の精査が必要であり、新たな文献史料の検索が課題である。辰巳櫓は結局、再建された姿を見ることがなく明治維新を迎えたが、維新の政変の中で、城地は明治新政府の所有物となり、明治8年以後は徴兵軍隊の駐屯地となった。その後の城内の改変は急ピッチで進んだが、明治14年（1881）の二ノ丸御殿の焼失、明治40年の辰巳櫓下南面石垣の大改造は、とくに大きな城郭改変（破壊）であったが、それらの関連資料については次号で紹介したい。

[註]

- (1) 「三壺聞書」（『加賀藩史料』1所収）に書かれた周知の文禄元年の「金沢御城御造営之事」による。本丸東面の高さ約20m（犬走までは13m）、長さ約120mの高石垣は、これまでの石垣の表面観察調査で文禄年間に比定されるが、その南端は辰巳櫓下に及ぶので辰巳櫓創建もこの石垣と同時とみた。
- (2) 慶長7年10月晦日の本丸天守火災では、「辰巳の下鉄砲の薬倉に火入り」爆発したという記録があるので（「三壺聞書」「加賀藩史料」1）、辰巳櫓も類焼したと推定される。その後に、慶長石垣が造成されたのではないか。
- (3) 寛文2年の地震のあと、藩の穴生たちは石垣の被災状況を点検し、幕府へ修理願絵図を出したが、その中で「本丸櫓下石垣、高拾五間、角石数三拾五本の内三本、跡々おれ申と相見、折口古ク御座候、其上、今度地震ニ地形われ、石垣弥いたミ申候」と、辰巳櫓下石垣の被害を幕府に報告した。また辰巳櫓より8～9間西側の高石垣の上部に6尺四方ほど孕みが生じたことも上申し、修理を願い出でている。地震時の穴生たちの鑑定から、辰巳櫓下の隅石垣の角石数が35石あったという情報が確認できたことは貴重である。
- (4) 宝暦9年2月 後藤李兵衛「勤方之覚」（『金沢城郭史料』日本海文化研究室、1978年）に「辰巳御櫓下御石垣御修覆」に参画し、享保21年（元文元年）に完成したという記録がある。
- (5) 大友文庫1101「金沢御城櫓台等之図」9枚（金沢市立玉川図書館蔵）の中の1枚で、元文元年の辰巳櫓下石垣修理の様子を南面と東面の二方向から描く。但し、図中に元文元年から寛政5年までの年数を記入するので、寛政5年以後の作成または写しとみられる。
- (6) ただし「政隣記」元文元年2月11日条では、辰巳下の張り出した箇所を修覆し4月28日に完成したと記す（『加賀藩史料』6）。また後藤彦三郎の「文禄年中以来等之旧記」（前掲『金沢城郭史料』）に元文元年の「辰巳御櫓下犬走普請」を指令した普請奉行宛書状写がみえ、3月17日に修理普請を初め、4月28日までに「築石、残らず相済候」とし、5月4日に「御石垣出来、御城代御見分」と記すので、「足代等之図」では、城代見分の5月を完成時としたもので、実際の工事は4月末には竣工していた。
- (7) 宝暦9年大火での辰巳櫓下石垣の被害について、宝暦10年に提出した修理願図（「金沢城之図」前田育徳会蔵）には東面で「高さ4間、長さ11間4尺孕み申し候」とあり、孕み箇所の面積は45坪ほどであった。南面については「高さ2尺、長さ1間」の損傷と記すので、損害は比較的軽微といえる。
- (8) 本文の2節でもふれるが、寛政年中に「起絵図」を作成した時、本丸櫓等の復興が検討されたほか、本論で主題とした天保年間の辰巳櫓等の再建計画と、少なくとも2回、やや現実的な再建計画があったと思われる。
- (9) 正見泰「金沢城本丸櫓群の図面類についてⅠ—辰巳櫓・三階櫓の図面類の検証—」（『金沢城研究』4号、2006年）、同「金沢城本丸櫓群の図面類についてⅡ—辰巳櫓台修理の再現を通じて—」（『金沢城研究』5号、2007年）。
- (10) 史料⑤の「右辰巳御櫓御造未出来付」の「未」は「榮」の誤記かもしれないが、むしろ「營」が脱落したものと推定した。「未」は文字として「榮」と読むことができず、史料全体の文意を考えると「榮」もしくは「營」の脱落とみたい。

- (11) 史料⑤冒頭の18貫852匁の内訳は、史料①③の費目などから推定できる。史料③の(1)から(8)までの合計約11貫匁、(13)(14)(20)の合計約4貫目、(23)～(25)の合計2貫824匁などが積算されたものと推定される。
- (12)『御造営方日並記』上巻、文化6年5月条（金沢城研究調査室編、2004年）394頁。
- (13)「加州金沢御城来因略記」（石川県立図書館蔵）のニラミ櫓台の設計図の付属解説に記載される。
- (14)史料①は内容的に史料③と重複が多いので、本文には掲げず、ここに参考のため掲載する。

史料① 覚

一、五貫八百九拾七匁七分五厘	草檜材木代并柾播代銀共
一、七百四拾九匁三厘	右同断、岡持人足賃銀
一、百四拾九匁八分八厘	右同断 駄賃銀
一、壹貫四百七拾壹匁五分	楓材木代銀
一、貳貫貳百七拾三匁六分三厘	地松代銀
一、百拾九匁	松木根伐節もき代銀
一、貳拾五匁七分貳厘	川砂利代銀
一、百貳拾六匁七分七厘	鉄物代銀
一、壹貫六匁五分	日用岡渡賃銀
一、百目壹分九厘	右同断日用頭口錢
一、百五拾九匁四分貳厘	日用賃銀
メ拾貳貫七拾九匁三分九厘	本勘切手 出來
一、七匁三分九厘	甚右衛門坂下松木小伐持届賃 日用頭口錢共中勘
一、三貫四匁壹分貳厘	諸職人手間料
一、五百貳拾壹匁八分壹厘	杉材木代銀
一、壹貫貳百目	御扶持大工等御前銀
内六百十貳匁五分　亥正月廿三日迄懸り高	
一、六貫七百目	大工岡渡中勘
〔後〕一、三百目	竹品々代銀
〔前〕一、壹貫五百目	日用岡渡中勘
一、壹貫目	銅板延手間中勘
メ拾四貫貳百三拾三匁三分貳厘	本勘切手 未出來
一、貳貫目	御貯用材木代、御櫓方相渡分
一、五百七拾八匁壹分九厘	杉材木代、内作事方御用之分 御櫓方より相渡シ
一、貳百四拾六匁五分	小竹屋材木代過上
メ貳貫八百貳拾四匁六分九厘	
三口メ貳拾九貫百三拾七匁四分	当三月中しらへ書出申銀高
一、貳分貳厘	甚右衛門坂下松木小伐持届賃 本勘、但銀子未相渡
一、貳百拾三匁三分三厘	荒物品々代、但銀子未相渡
一、貳拾目	銅延手間料本勘
メ貳百三拾三匁五分五厘	当三月しらへ書上ヶ候後より払ニ相立候分
合貳拾九貫三百七拾目九分五厘	
内　貳貫目	御貯用材木代、御櫓方銀子相払候分
五百七拾八匁壹分九厘	杉材木代、内作事方御用之分御櫓方銀子相払候分

貳百四拾六匁五分	小竹屋材木代過上
メ貳貫八百貳拾四匁六分九厘	
指引 貳拾六貫五百四拾六匁貳分六厘	是迄ニ相払候御櫓入用正味
此内	
貳百拾三匁五分五厘	荒物品々代等二ヶ条之分銀子受取可相払分
右辰巳御櫓御入用、八月十五日迄之しらへ指引共、如斯御座候事、	
亥八月十六日	
(未筆) 『一、百五十五匁	小屋取払材木片付図渡
一、拾五匁五分	口銭
外拾匁	亥十月十三日ちん
	』

- (15) 前掲『御造営方日並記』上巻（金沢城研究調査室編、2004年）の解説で2匁と推定した根拠示す。
- (16) 「寛政年中より御大工覚書」（清水文庫、金沢市立玉川図書館所蔵）、『御造営方日並記』上巻（金沢城研究調査室編、2004年）の解説。なお田中徳英「加賀藩作事方の構成と御大工頭の研究」（『日本建築学会計画系論文報告集』446号、1993年）なども参考となる。
- (17) ただし、史料⑥では「亥年の懸かり高」を1貫91匁としており、ここでの3貫485匁余と齟齬する。3貫485匁余のなかに、史料③の(23)～(25)の合計2貫824匁が含まれると推定されるので、これを除けば661匁となる。これに他の400匁前後の費目が加算されると史料⑥の1貫91匁に近付く。
- (18) (19) 長山直治『寺島藏人と加賀藩政』（桂書房、2003年）、『加賀藩史料』13・14。
- (20) 「辰巳御櫓図」10枚の中に「辰巳御櫓絵図」の（ウ）と同一の写（表2の13）があり、また「辰巳御櫓絵図」の（エ）に関連するのが表2の8・9・10であろう。また「辰巳御櫓絵図」の（ア）つまり篠田家の「地指図」に関連し検討を加えたものが表2の3・4・5・6・8であろう。いずれも、櫓台の現状と宝暦以前のⅡ型の姿との背反をいかに整合させるか苦心した過程を物語るものである。
- (21) (22) 『加賀藩史料』14・15。とくに「官私隨筆」4月3日条をのせる天保10年4月10日の記事（『加賀藩史料』15、45頁）が重要であると考えている。
- (23) 木越隆三『錢屋五兵衛と北前船の時代』（桂書房、2001年）、長山前掲『寺島藏人と加賀藩政』。

『造作辨圖解 上下』と『加州金澤御城來因略記』

—金沢城石川門・河北門整備の根拠史料に関する検証—

正見 泰

1 金沢城整備と復元設計

現在、金沢城では、平成18年より石川門太鼓塀の保存修理工事が、また平成19年からは河北門の復元工事が始まっている。それらの整備事業にあたって、当研究所が調査した多数の史料や発掘の成果が設計に利用された。

石川門太鼓塀の控えの形状や取付け方は、明治以後に変更されおり、今回の整備で元々の形状に復元することが検討されたが、元々の控えの状況を撮影した写真などは見つかっていない。また、明治15年以降、河北門はその遺構が破壊にさらされており、今般の発掘調査によても、二ノ門の細部の寸法は不明な箇所が多い。このような状況の中で、平成18年9月、金沢市内で代々建設業に携わってきた真柄家から新たに発見された50分の1の河北門二ノ門とする立面図は、細かな寸法を検証するのに大いに役に立つものであった⁽¹⁾。そして、この図と並んで『造作辨圖解 上下』(以下、「造作辨圖解」と表記する。金沢市立玉川図書館近世史料館「清水文庫」所収)と、『加州金澤御城來因略記』(以下、「來因略記」とする。石川県立図書館蔵)という2つの江戸時代の図面集が、石川門附属太鼓塀の控えや河北門の復元設計にあたり参考とされた。

この両史料のうち、「來因略記」は、先の菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓等の復元設計にも利用されており⁽²⁾、以前よりよく知られている史料であり、金沢城の姿を論ずる場合に不可欠な重要史料として利用されているものである。しかし、その成立については、編纂者の渡部知重が加賀藩御大工であったことは、木越隆三氏が明らかにした⁽³⁾ばかりであり、収録内容や構成の検証はこれまで不十分であったと考える。一方、「造作辨圖解」は、若山滋・麓和善の両氏によって、構法雛形の部門別造作雛形(付属)に分類され、同書の構成等の紹介や成立についての推測がされている⁽⁴⁾。しかし、「來因略記」に比較すると周知の程度は低く、これまで取り上げられることが少なかった史料である。そのため、「造作辨圖解」は石川門附属太鼓塀や河北門二ノ門を思わせる断面図や立面図を多数収録しているが、今般の復元設計への利用の可否について検証が求められ、当研究所の課題となっていた。

そこで本稿では、「造作辨圖解」の原所蔵者やその構成の考察、及び「來因略記」の収録図面・構成を検討しつつ、両史料の比較を通じて、現在行われている金沢城石川門・河北門整備の設計における根拠史料としての両史料の妥当性を検証したい。

2 「清水文庫」と「造作辨圖解」

2-1 「清水文庫」を残した清水家

金沢城史料叢書3『金沢東照宮(尾崎神社)の研究』で既に麓和善氏が紹介している⁽⁵⁾ように、金沢東照宮造営を担当した藩御大工の一人に清水助九郎正知が居た。この助九郎の家系を本家とする加賀藩お抱え大工の清水一族は、尾張から前田利家に従って越前に移住して以降お抱え大工となつたされる清水九郎兵衛定基を初代としている⁽⁶⁾(図-1)。そして、次の世代では3家に分かれ、そのうち嫡子である与左衛門が前述の助九郎正知の実父にあたるのである。ところで、九郎兵衛定基の三男である九左衛門定功は、3兄弟の中で最も高禄を最終的に受けていた⁽⁷⁾。しかし、このことは九左衛門定功が長生きであったことや、九左衛門定功が隠居した元藩主の利常に従って小松に移っており、同じ小松の御大工である山上吉廣が当時の本藩御大工にさえ居なかつた知行100石取りに達したこと、にも留意せねばならない。すなわち、九左衛門定功が高禄であったことは、長生きし

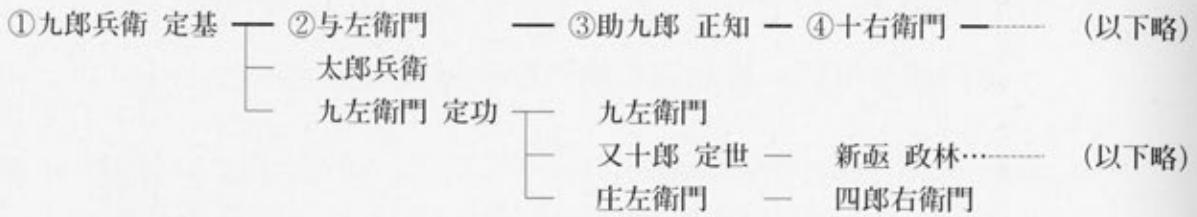


図-1 加賀藩御大工清水家の系図

河田克博氏（名古屋工業大学教授）作成の「清水家系譜」より

たことや小松勤務であったことなど、その後の経歴の結果である可能性が高く、高禄だけを理由として清水本家を継いでいたと考えることはできないのである⁽⁸⁾。さらに、その九左衛門定功家は次の世代で再度3家に分家しており、次男の又十郎定世（助九郎正知の従兄弟）が「清水文庫」を残した清水家の始祖となった。この時の家禄の分割状況から見て、又十郎家は九左衛門定功家の分家であったことは明らかであり⁽⁹⁾、すなわち少なくとも又十郎家は、この清水一族の中では傍系であったことに疑いがないのである。

しかし、傍系であったとは言え又十郎家は、その後、藩内の御大工頭を3人輩出していることから見て、清水本家（助九郎正知の家系）と並んで清水又十郎家も、加賀藩御大工の名家の一つと考えて良いであろう⁽¹⁰⁾。そして、「清水文庫」は、その又十郎家が江戸時代から昭和初期にかけて作製・所蔵した図面・書籍類を、太平洋戦争中に子孫の清水秀夫氏が金沢市に寄贈したものである。同文庫に納められている書籍類には明治以降のものも多数含まれてはいるが、江戸時代の大工関連の史料がまとまって残っている。しかも、それらの史料は、前述したように加賀藩のトップクラスのお抱え大工が直に残した第一級のものが揃っていることから、「造作弁図解」も近世大工研究において非常に重要度の高い史料であると考えられるのである。

2-2 「造作弁図解」の構成と成立時期

さて、「造作弁図解」の構成について検討するとき、同書の表題に「上下」とあることにまず気が付く。つまり当初は2巻構成であったようだが、現在は合巻されて1巻になっている。合巻後の現状の「造作弁図解」の内容構成は、①最初の約1/3は、「太鼓堀」（ただし図中では二重堀と表記されている）の詳細図等が多くを占め、出堀、切堀、石打棚の図と続き堀に関連する図面が並んでいる。②次の中程1/4強は、固有名称は付けられていないが愛本橋を思わせる「埴橋⁽¹¹⁾」の詳細図（図-6）が多くを占め、太鼓橋、車橋といった橋関連の図面がその前後にあり、橋金具の図も多数収録されている。そして、ここまでが合巻前の第一巻目である。③この後の2/5強は二巻目であり、平門や唐門の図に続き、樹形門に関連する図が多数詳細に収録されている。このように、二巻目は門に関する図だけで構成されていたようである。

ところで、①堀の部の冒頭には金沢城の太鼓堀に関すると思われる図が並んでいるのであるが、「出堀之図」（図-2）として、「京都二条御城如是」した図も収録されており、金沢城以外の城も参考にして作製されていたことが注目される。また、金沢城で現在「太鼓堀」と呼んでいる土堀は一般的には二重堀とされている種類の堀であり、反対に金沢城で現在「二重堀」と呼んでいる土堀は一般的には太鼓堀なのである。しかし、先に示したように「造作弁

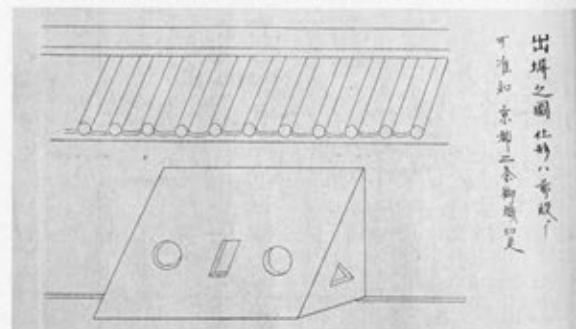
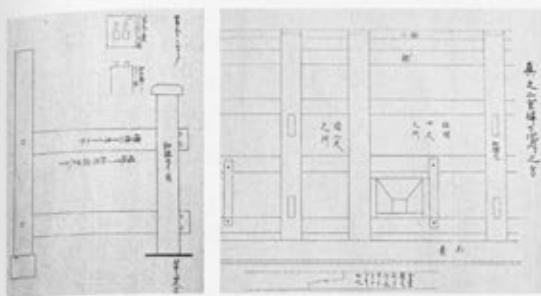


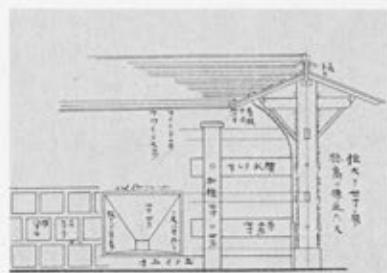
図-2 「造作弁図解」「出堀之図」

金沢城の堀に、このような仕掛けが存在したことは確認されていない。

この図に限って、他城の装置を参考としたのだろうか。



図一3 『造作弁図解』
「真之二重堀下地内の方」ほか



図一4 『来因略記』
「太鼓堀仕組之図」



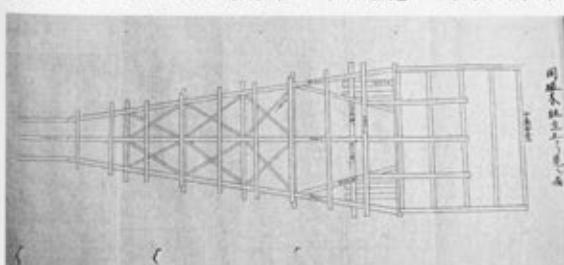
図一5 実際の石川門
附属太鼓堀

図解』の二重堀（図一3）と記されている図は、現在金沢城で呼ぶところの「太鼓堀」（図一4、5）なのである。このことから、『造作弁図解』の呼称が古い時代のものを伝えていると考えることができ、金沢城でも年代を遡れば「二重堀」と「太鼓堀」が現在とは反対、すなわち一般的な土堀の呼び方と一致していた可能性を示していることになる。

とすれば、『造作弁図解』は金沢城固有の堀種名称の変遷を研究する上でも、非常に重要な意味を持つ史料であると言える。そして、文化の大火灾（1808年）後に鶴ノ丸の土堀等を再建した指図と思われる『金沢城橋爪御門・鶴之丸堀鉄砲狭間之図』⁽¹²⁾⁽¹³⁾では、既に一般的な太鼓堀を「二重堀」としており、宝暦の大火灾（1759年）以前の姿を基本に描かれている『来因略記』の立面図集の部分や『金沢城建物起絵図』⁽¹³⁾（以下、「起絵図」）では、同じ位置の土堀を「太鼓堀」としている⁽¹⁴⁾。これらのことから、『造作弁図解』（またはその原本）は、文化の大火灾以前に成立していたことが推測される⁽¹⁵⁾。

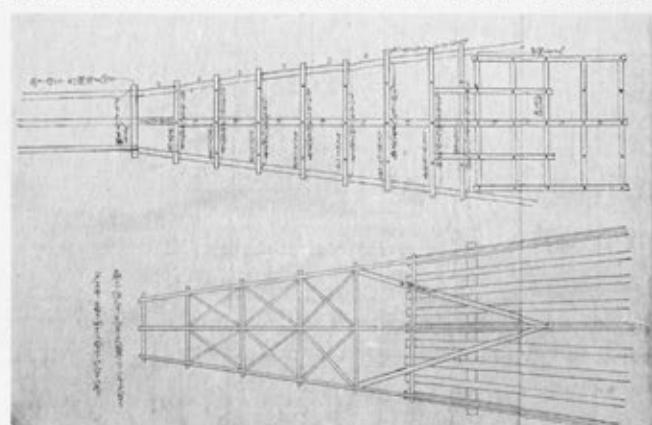
なお、旧上下の各巻末の言葉によれば、一巻目には、「小図であるので規矩が正確ではないものがある」とし、二巻目では、「委細は、筆授し尽くすのは難しく、口授されるべきもの也」とされている。このことから判断すると、『造作弁図解』は概要を伝授する雛形図集であると考えてよく、また収録されている図を直接計測して利用することは想定されておらず、あくまでも大まかな形状や構造の概念を示しているに過ぎない、と考えた方がよさそうである。

そこで試みに、『造作弁図解』の「埴橋」の図（図一6）を、金沢市立玉川図書館蔵の『愛本橋建築之図』（図一7）等の既に確認されている愛本橋の指図⁽¹⁶⁾と比較して見ると、これらの指図と「埴橋」の図は非常に酷似した図であるが、全く同じ図ではないことがわか



図一6 『造作弁図解』「同埴木組立上ヨリ見ル図」

「ツカフミ」の段数や、「元ハ子木」の入り方が異なっている様子が分かる。



図一7 『愛本橋建築之図』より

『造作弁図解』の構成

上巻

① 堀の部

- (a) 「太鼓堀」関連の図
- (b) 出狭間関連の図
- (c) 出堀之図
- (d) 切堀口之図
- (e) 樹形高堀 石打棚
重狭間之図

② 橋の部

- (a) 「太鼓橋」関連の図
- (b) 橋金具之図
- (c) 「埴橋」関連の図
- (d) 車橋之図

下巻

③ 門の部

- (a) 平門関連の図
- (b) 唐門の図
- (c) 一之門関連の図
- (d) 二之門関連の図

る。田中徳英氏よって、愛本橋はたびたび架け替えが行われていることが明らかにされている⁽¹⁶⁾ので、それらの指図とは異なる時期の実際の愛本橋を写した図である可能性も否定できないが、少なくとも『造作弁図解』の「埴橋」の図は、一般的な「埴橋」の雛形として十分な内容を持った図面であると考えてよいであろう。なお、②橋の部以外の城郭建築⁽¹⁷⁾を対象としている①堀の部及び③門の部の評価については、『来因略記』収録図面との比較を通して後ほど詳しく検証する。

以上のように、『造作弁図解』の原所蔵者像と、①堀の部②橋の部③門の部の3部から成る構成を明らかにし、史料的な価値が高いことを確認した。また、土堀の名称の記述から文化の大火以前に成立していたことを推測した。しかし、又十郎の家系の誰が原作者あるいは筆写者であるか、またその成立過程については本稿で明らかにできなかった。

3 「来因略記」の構成と成立

3-1 「来因略記」の構成

一方、『来因略記』は、前述のように清水家と同じく代々藩御大工を勤め、御大工頭を2人輩出している大工の名家である渡部家の祐六郎知重⁽¹⁸⁾によって、天保15年（1844）に編纂されたものであり、金沢城の城郭建築の研究上最も良く利用されている金沢城の立面図集である。渡部家については、北野勝次氏の研究⁽¹⁹⁾に詳しいが、ここでも簡単に触れておくこととする。渡部家は、寛永7年（1630）に御扶持方大工として前田家に召し抱えられた伊右衛門から数えて知重は8代目であり、その家系は図-8のようになる。なお、付け加えると、明治11年に金沢城内にあった東照宮を、尾崎神社の現社地に移転したときの設計図である『御宮移転図卷』⁽²⁰⁾を作製した渡部知先（初之進）は、元加賀藩御大工であり知重の嫡子であった。奇しくも、両史料と関係深い清水一族と渡部家の両者は、金沢東照宮の創設・移転において重要な役割を果たしていたのである。

ところで、その立面図集が本書の主体を成すことと、『来因略記』を全体書名としていることに筆者は以前より違和感を感じていた。すなわち『来因略記』とは、そのまま現代語に解釈すれば、「加賀国の大澤城の来因（来歴）を略記（概略を記）する」という意味であるはずである。しかし、この立面図集は、金沢城の宝暦大火前の姿を基本として、それ以降の修築の情報を加えられてはいるが、金沢城の歴史全体から見れば宝暦大火直前からの一時期の姿を記録しているに過ぎない反面、立面図の内容は省「略」されることなく極めて網羅的かつ具体的なのである。

そこで、『来因略記』の構成について詳細に再検討した結果、本来の『来因略記』とは、本書の巻首冒頭の文字だけで構成されている部分を限定的に指しているのではないか、と判断される。その理由は、「加州御城来因略記」の表題を含めて該当部分だけが特に朱線で囲まれており、本書のほかの部分とは意識的に区分されているからである（図-9）。したがって、その後に続く絵図・指図の部分は、参考資料的に収録したものか、全く別にあった史料がたまたまこの順で収録されているに過ぎず、「加州金澤御城来因略記」に該当する部分ではなかったと考えられる。実際に、朱線枠の直後にある全域の城絵図には「金府御城中惣御絵図」という題名が付されており⁽²¹⁾、その後に立面図集の部分が続いている。さらに『来因略記』には、これまでその立面図集の部分と一連のものと認識してきたかもしれないが、細かく見ていくと、立面図集の後に22面を数える木摺（木割）解説付きの指図や雛形を思わせる図面が巻末まで続いているのである。

- | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|------|---|------|---|------|---|----------|---|----------|---|---------------|---|---------|---|----------|
| ①伊右衛門 | - | ②伊兵衛 | - | ③惣兵衛 | - | ④源兵衛 | - | ⑤伊左衛門 政美 | - | ⑥武左衛門 政盛 | - | ⑦伊右衛門 成美（伊兵衛） | - | ⑧祐六郎 知重 | - | ⑨知先（初之進） |
|-------|---|------|---|------|---|------|---|----------|---|----------|---|---------------|---|---------|---|----------|

図-8 加賀藩御大工渡部（渡邊）家の系図

（ ）はよく使われる別名

『御大工知行帳』、『寛政年中より御大工頭御大工被召出候名前御知行御切米高并御扶持方大工名前等覚書帳』（ともに清水文庫⁽²²⁾所収）により作成した。



図-9 「来因略記」の卷首部分

当該部分は続紙5枚、1.5m近くもあるため、中間部を省略したが、写真のように枠（朱線）で囲われている。

3-2 構成から読み解く『来因略記』の成立

さて、本来の『来因略記』と判断した卷首部分は、この部分の最終段に記されているように、享保19年（1734）4月に有沢武貞が著した「加陽金府地理」とほぼ同じ文と考えられる⁽²³⁾。そして、それに統いて『来因略記』の主要部分をなす城郭建築の立面図集の部分は、本誌第4号の拙稿⁽²⁴⁾の注20でもすでに指摘していたが、「起絵図」などと同系統の図面集であり、『来因略記』成立の以前から存在していた同様の原図からの写しであると考えられる。ところが巻末の詳細図の部分は、②立面図集の部分と同系統の図面集と見ている『御城中総櫓並御門絵図』などには含まれておらず、同系統の図面集とは別の図面の部分と見ることができる。したがって、『来因略記』は、巻首にある①本来の『来因略記』、②『起絵図』などと同系統の立面図集のほか、③巻末の22面の図面を加えた3つの部分から構成されていると考えられるのである。

さらに『来因略記』中の③巻末22面の図面の部分を詳細に見ると、土橋門の図から後に、「二之門金具打立タル図」～「渡櫓屋根裏ヨリ見上タル図」の4面の図面と、堀の出窓の詳細と堀の一般断面に関する5面の図面は『造作弁図解』に酷似した図が収録されているのである。また、最巻末の二重堀の立断面図（図-10）には、『造作弁図解』の中にはなかったが、『御本丸二重堀之図』⁽²²⁾（図-11）によく似た図面が存在している。そのほかの12面のうち、二重櫓の断面図・平面図と二重堀の立断面図の3面を除く、9面には具体的な建物名称が書かれており、③巻末22面のうち一般名称が付けられた13面とは異質なのである。それらの具体的な名称が書かれた9面の図面中で最初に位置している三階櫓と辰巳櫓は、前掲の拙稿⁽²⁴⁾の検証では宝暦の大火後に再建計画があったが、中止されたと考えられる櫓である。そこで、同稿の注27で、『来因略記』のその後に続く丑寅櫓、ニラミ櫓の2櫓にも同時期に再建計画があったのではないかと指摘したところである。また、辰巳櫓平面図のうち、先に掲載されている「辰巳御櫓指図」（図-12）については、ほぼ同じ図を『辰巳御櫓絵図』（「清水文庫」所収）に見ることができる⁽²⁵⁾（図-13）。この『辰巳御櫓絵図』は、前掲の拙稿⁽²⁴⁾の中で、宝暦の大火後の再建に際して清水家が収集した図面と考えたもので、『来因略記』の6面も再建計画に関係して収集された可能性を示唆していると考える。また、そのほかの16面全てではないものの、6割に当たる10面については酷似した図面が別に存在していることを今回確認できた。なお、この③巻末22面については、次章の『造作弁図解』収録図面との比較を通じて、より詳しく検証を行うこととした。

以上のように、木越氏の前掲論稿⁽³⁾で既に指摘されているが、

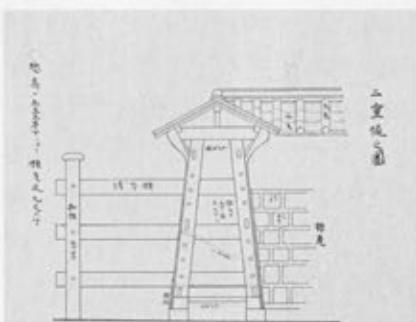


図-10 「来因略記」「二重堀之図」

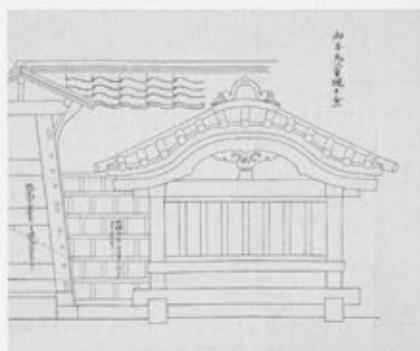


図-11 「御本丸二重堀之図」

図-12は、図-13の太線囲み（筆者加筆）部分を、切り出した図面であることが分かる。（縮小率不同）

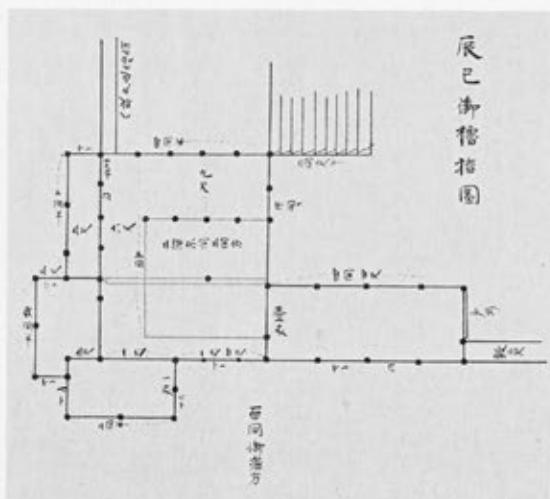
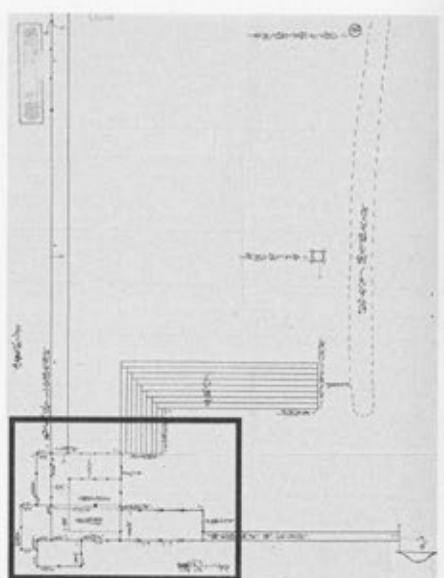


図-12 「来因略記」「辰巳御檼指図」

図-13 「辰巳御檼絵図」③



『来因略記』は編纂者である知重自身が朱線で囲んだ①巻首部分の最後段で記している⁽²⁵⁾ように、知重独自に著作・製図したものではなく、3つのどの部分の文・図にも別に原本が存在し、天保15年頃までに渡部家及び知重が収集した文書・図面の集合体と考えてよいことが確認された。そして、『来因略記』の編纂には、中止された檼再建計画が契機として関係していたのではなかったか、と筆者は推測した。

4 「来因略記」巻末22面と『造作弁図解』の比較

さて、『来因略記』中の③巻末22面の図面の部分には、前述したように『造作弁図解』の①扉及び③門の部と関係ありそうな図が収録されているので、ここで詳細に検討する。すなわち、「二之門金具打立タル図」～「渡檼屋根裏ヨリ見上タル図」の枠形門二ノ門に関する4面の図面は、金具の表現方法こそ異なるものの、『造作弁図解』の③門の部に収録されている同名の図面とほぼ同じ図であり（図-14. 1～2）、続く『来因略記』の扉の出窓と一般断面に関する5面の図面も、数値等が完全には一致していないものの『造作弁図解』の①扉の部に酷似した図が収録されているのである。しかし、そのほかの13面は、『造作弁図解』には似た図は収録されておらず、二重檼の断面図・平面図、二重扉と太鼓扉の一般断面立面である一般名称の4面と、具体的な檼名が書かれた9面の図面である。そして、具体的な名称が書かれた9面は、さらに始めの平面図が描かれている4檼6面と、立断面図と木権も収録される土橋門（明記されていないが二ノ門だけが描かれている）の3面とは明らかに質的な差があり区別される。前述のとおり、平面図が描かれた4檼については、中止された再建計画のあ

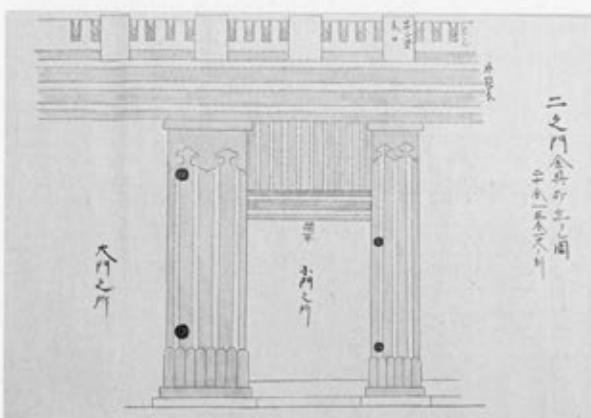


図-14.1 「造作弁図解」の図

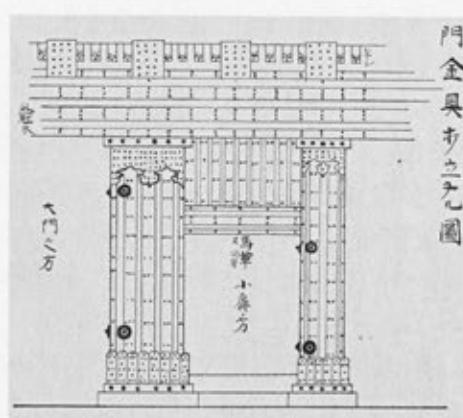


図-14.2 「来因略記」の図

左の両図面のタイトルはともに「二之門金具打立タル図」と同じであり、内容もほぼ同じであるが、金具部分の表現方法が全く異なっている。

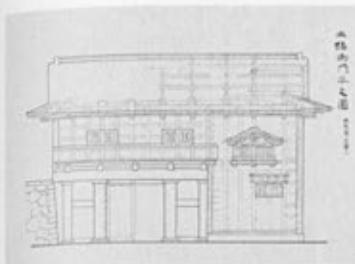


図-15.1 卷末の立断面
(宝暦の大火前)



図-15.2 立面図集(宝暦の大火前)

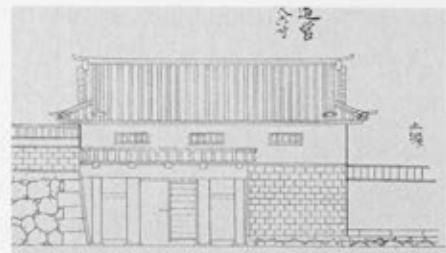


図-15.3 立面図集(宝暦の大火後)

上図は、『来因略記』に収録されている土橋門二ノ門の3種類の立面等である。

図-15.1と15.2の2図はともに宝暦の大火前はとされているが、姿は同じではない。

った櫓ではないかと推測したが、土橋門については、宝暦の大火後の文化2年（1805）に再建されており、文化の大火では危うく焼失を免れていることから、中止された櫓再建計画には無関係と考えられる。一方、重大な疑問点として、③卷末22面中の土橋門の立断面図は、宝暦の大火前の図であることを示す「先年の図」と記されているにもかかわらず、②立面図集の部分に収録されている土橋門の宝暦の大火前の立面とも、大火後の立面とも合致しないことが挙げられる（図-15.1～3）。

ここで、『来因略記』の③卷末22面の構成を改めて整理すると、平面図が描かれた4櫓6面（ニラミ櫓のみ木権付き）の後に、一般名称の「二重櫓」の断面図・木権を挟んで、具体的な名称を明示する最後の土橋門の図3面が来ており、その後、先に述べた「二之門金具打立タル図」などの図面が続き、最後には太鼓堀・二重堀の立断面図という構成になっている。すなわち、(a) 樽関連、(b) 城門関連、(c) 堀関連の順に図面が並び、さらに具体的な名称の付いた図から一般名称の図の順になっていることが判る。そこで、土橋門の3面については、具体的な名称の付いた図ではあるが、中止された櫓再建計画には直接関係した図面ではなく、特に木権が付されていることと、②立面図集部分の立面とは異なる立断面図であることから、実施された指図に近い図面である可能性は否定できないが、土橋門二ノ門と同形式の櫓門に関する一種の雛形図であったことも考えられる⁽²⁷⁾。この点についても、稿を改めて詳しく検証を行いたい。

ところで『来因略記』の③卷末22面のうち、残る二重櫓の断面図・平面図、二重堀と太鼓堀の一般断面図の4面については、『造作弁図解』に似た図はなかったものも、前述したように二重堀の断面図には、『御本丸二重堀之図』のような似た図面が残っている。したがって、そのほかの3面についてもおそらく、『造作弁図解』と同じような雛形図面として流布していた図面が、原図になっているのではないかと類推される。

以上のように、『来因略記』の収録図面を『造作弁図解』の収録図面と比較することによって、『来因略記』の③卷末22面のそれぞれの図面の収録意図を推測し、再建時の資料や雛形としての可能性について指摘することができた。また、『造作弁図解』の①堀の部及び③門の部の図面については、『来因略記』に非常によく似た図、すなわち描写内容だけでなく呼称まで一致する図が収録されていることから、先に橋の部の図面と愛本橋の実施図面との比較により確認されたことと併せて、『造作弁図解』と『来因略記』の③卷末22面（4櫓6平面を除く）は、加賀藩内の大工に流布していた同様の雛形図を参考に作製

『来因略記』の構成

①本来の『来因略記』の部分

「金府御城中惣御絵図」

②立面図集の部分

配置詳細（曲輪図）と城郭建築物の立面

- (a) 御本丸之部
(東之丸之部・御本丸附櫓之部・東之丸附櫓之部)
- (b) 二之御丸之部
- (c) 鶴之丸部
- (d) 薮之丸部・玉泉院様丸之部
- (e) 御宮之部 [以下2巻目]
- (f) 三之御丸部
- (g) 新丸之部
- (h) 百間御堀之部
- (i) 御花畠之部
- (j) 堂形御馬場之部
- (k) 金谷御殿廻之部

③卷末22面の部分

- (a) 樽関連の図
- (b) 城門関連の図
- (c) 堀関連の図

された図であった可能性が高い。

5 設計根拠としての両史料

本稿の検証によって、『造作弁図解』に収録されている図面は、実際に藩内で建設された建造物の指図等と非常に似通っていることは判ったが、実際には細部が異なることや具体的な名称が付されていないこと等から判断して、『造作弁図解』は特定の建造物の実際の指図等ではなく、加賀藩の建造物に特化した雑形図集であったと考えられる。また、別の御大工家で編纂された『来因略記』の巻末にも同様の図が収録されていることから判断すると、このような雑形図面が、藩内の大工の間に広く流布していた可能性が高かったことが窺える。

しかし反面、『造作弁図解』の図は雑形を示しているだけであるから、『造作弁図解』の図面どおりに建設された建造物は現実には存在していない可能性が高いことも、復元設計等に利用する際には考慮しなければならない。一方、『来因略記』については、②立面図集の部分は、宝暦の大火前後の金沢城の城郭建築について具体的な情報を与えてくれるものとして利用されてきたが、今回、構成の点や具体的な土橋門の例から問題点の指摘を行った。そして、これに続く③巻末の22面の図面は、中止された櫓再建計画に関する可能性のある先頭の4櫓6面を除くと、『造作弁図解』収録図等に酷似した図が存在していることから、『造作弁図解』等と同じく、なんらかの雑形図を原図として成立したと考えられる。

以上により、『造作弁図解』も『来因略記』も根拠史料として復元整備に使用する際には、どちらの史料についても雑形である図面が含まれている点、また『来因略記』の立面図集に関しては条件付きで参考にできる点⁽²⁸⁾などに留意して、遺構と照合しつつ設計寸法・形状を調整すれば、いずれも非常に利用価値の高い史料であると言える。

[註]

- (1) 『金沢城研究 第5号』(金沢城研究調査室 2007)掲載の「河北門に関する絵図・文献資料」p. 80・81(木越隆三氏担当部分) 参照
- (2) 『金沢城公園 菱櫓・五十間長屋・橋爪門統櫓等 復元工事報告書』石川県土木部營繕課 2003
- (3) 木越隆三「金沢城全域図の分類と編年—金沢城絵図調査報告Ⅰ—」『金沢城研究 第2号』
金沢城研究調査室 2004
- (4) 日本建築古典叢書 第8巻『近世建築書一構法雑形』 大龍堂書店 1993
- (5) 麓 和善(名古屋工業大学教授) 分担の、第2章「金沢東照宮の建築」/金沢城研究調査室 2006
- (6) 『清水多四郎 先祖由緒并一類附帳』1870(金沢市玉川図書館蔵)
- (7) 『御大工知行帳』によれば、最終的な切米の高は、嫡子与左衛門と次男太郎兵衛は50俵だが、三男九左衛門は60俵に達したとされている。ただし、与左衛門は22才で若死にしている。
また、九左衛門は明暦の江戸城天守台普請にも参加したとされ、それらの功績が加味されたと思われる。
- (8) 『清水家由緒』(『清水文庫目録』金沢市立図書館 1952)で「九左衛門が二代を継ぎ」とされ、また 定世まで、「定」の字を継いでいるので又十郎家が清水本家のよう見えるが、『御大工知行帳』では、定基・定功・定世などの実名は確認できず、本当にそのように名乗っていたのかは不確かである。
- (9) さらに、『御大工知行帳』には、助九郎の系統にだけ2代、3代…と付記されているので、嫡子の与左衛門が本家2代目を継いだと考えて良さそうである。
- (10) 仮に九左衛門定功家が清水本家を継いでいたとしても、九左衛門定功(親)の60俵を嫡子九左衛門(子)が40俵、次男又十郎が10俵、三男庄左衛門が10俵と分割相続しているので、又十郎家は少なくとも九左衛門定功家の分家であったことは明白である。

- (10) 清水本家（助九郎正知の家系）も、又十郎家も御大工頭を3人輩出している。
- (11) 図題に「埴木」の文字を含む図-6などの図面で、図中の部材名称として「ハ子木」等と表記していることから、この場合「埴」の字は「はね」と読まれたと判断した。
- (12) 「金沢城橋爪御門・鶴之丸堀鉄砲狭間之図」は、文化の大火後の二ノ丸等の再建事業を総合的に担当する御造営奉行を勤めた高畠厚定の孫である「定辟」が、明治維新後に旧藩主である前田家に献上した史料である。そのため、本図は文化大火後の再建時の指図である可能性が非常に高いと考えられる。金沢城史料叢書1『御造営方日並記 上巻』（金沢城研究調査室 2004）の石野友康氏の解説を参照。
- (13) 加越能文庫（金沢市立玉川図書館蔵）所収
- (14) 当初、「同系統の図面集」の書き違いの可能性も考えられるが、宝暦の大火から文化大火後の再建までの間に、現在金沢城で言うところの「太鼓堀」が、同じく「二重堀」へと物的な堀種そのものが変更された、と筆者は解釈していた（本稿註2の工事報告書p. 22参照）。
- しかし、本発見によって、物的には同一構造の土堀の呼称が、文化大火に至るまでの間に入れ替わったことによる相違である可能性もでてきた。
- (15) 前出の『近世建築書一構法雑形』では、成立時期を天明8年以降としており、その根拠は、『造作弁図解』中の「一之門」及び「同（二之門）行間之図」が、天明8年に再建された現・石川門の表門（一ノ門）及び櫓門（二ノ門）であるとしたことによった。確かに同書の二ノ門は、正面の窓及び「出し」の配列は現・石川門と同じであるが、プロポーションは各部で現・石川門と異なっている。
- さらに、同図の注書きでは梁間方向に土居からの入口があるとしているが、現・石川門の入口は桁行方向である。また、石川門二ノ門であれば、正面に向かって右側面に唐破風の出しが存在するはずであるが、同図にはその描写はない。加えて、同書の一ノ門の姿も現・石川門とは異なっており、『来因略記』の記載を参考にすれば、宝暦大火前の河北門や文化大火前の橋爪門の一ノ門にむしろ酷似しているのである。
- 以上総合すれば、現時点では、同書の一ノ門・二ノ門とともに、天明8年再建の石川門一ノ門・二ノ門とすることは難しく、むしろ『造作弁図解』またはその祖本の成立時期は、もっと遡ることが考えられる。
- (16) 田中徳英「越中愛本橋の造営における加賀藩外作事方の役割」『日本建築学会計画系論文集 第495号』 1997
- (17) 城郭建築は、元和の武家諸法度により新築・増築・改築が制限されている城内の建築物、つまり天守、櫓、城門、堀類に限って呼ぶ。城内にあっても御殿などは含まれず、『来因略記』の立面図集部分等には、御殿などの立面は掲載されていない。参考 三浦正幸『城の鑑賞基礎知識』（至文堂 1999）
- (18) 渡部祐六郎知重自身が、文久4年（1864）に御大工頭に昇進している。もう1人の御大工頭昇進者は、知重の養父伊右衛門成美である。ちなみに知重は、藩校明倫堂棟札に名を残している御大工中村八十右衛門（八兵衛知之）の子息で、長兄にあたる中村八郎輝景も御大工頭を勤めている。しかし、御大工頭中村半次・半左衛門の親子とは別系統らしい。
- (19) 北野勝次「加賀藩御大工頭渡部家」「加南地方史研究 第51号」加南地方史研究会 2004
北野氏は、加賀に移住した医者の渡邊善彌を初代としているが、本稿では加賀藩に大工としてはじめて仕えた伊右衛門を初代とした。また、2代伊兵衛まで苗字の表記は「渡邊」であったとされているが、本稿では一括して「渡部家」として扱った。
- (20) 尾崎神社蔵、金沢城史料叢書3『金沢東照宮（尾崎神社）の研究』金沢城研究調査室 2006に収録
- (21) 江戸前期の建物等色分図に、石川県立歴史博物館蔵の「金沢御城中惣絵図」、石川県立図書館蔵の「金沢御城中絵図惣絵図」が存在し、本稿註3の木越隆三氏の論考の中で、ともに作事所系城絵図B類に分類されている。また、近年金沢城研究調査室（当時）が調査し、平成19年に小松市の指定文化財となった、加賀藩御大工渡部家の古文書類の中にも、「加州金沢御城惣御絵図」の名称を持つ金沢城の城絵図（天保13年写、「来因略記」と関連した知重の蔵か）や「御城中惣御絵図」を入れていたとする袋が存在する。

のことから、『来因略記』を含め、これらの作事所系及び御大工が所持した城絵図に似た名称が付けられていたことは偶然とは思われない。同一の史料から派生した一群の史料であることを窺わせる。

- (22) 金沢市立玉川図書館蔵
- (23) 原著と思われる享保19年4月付けで改正の有沢武貞著「賀州金沢城下町割正極之大図（長家文書所収、穴水町歴史民俗資料館保管）」の序文は、文章の順番に入れ変わりや、「来因略記」に記載されている文章で記載されてない部分があるもののほぼ同じ内容である。また、加越能文庫所収の「金城旧記」中の、同年同月付け武貞著とする「金沢事蹟考」も同様である。
- (24) 正見 泰「金沢城本丸櫓群の図面類について—辰巳櫓・三階櫓の図面類の検証—」『金沢城研究 第4号』
金沢城研究調査室 2006
- (25) 本誌第5号の拙稿「金沢城本丸櫓群の図面類について II—辰巳櫓台修理の再現を通じて—」
p. 51~52参照
- (26) この知重による編纂の辞が含まれていることで、「来因略記」が全体書名と見なされたと思われる。
また同辞では、「一巻トナス」としているが、現在は2巻で構成されており後代の改変を疑わせる。
- (27) 例えば、土橋門形式の櫓門を指した図を、土橋門と省略して名称を付したなどのことが考えられる。なお、
同形式の櫓門として、金沢城内には裏口門、数寄屋唐門、松坂門が存在する。
反対に、③巻末22面の方が宝暦の大火灾前の実際の姿であったとすれば、②立面図集部分の図の方が誤っていることとなり、これまで無批判に近い形で使われてきた同系統の図面集の信憑性が問われることとなる。
なお、文化2年の土橋門再建には、主附御大工として⑦渡部伊右衛門成美が参加している。
- (28) 本稿では論考できなかったが、「来因略記」②立面図集の主な注意点としては、石垣の高さが異なっていたり、地盤面の傾斜が考慮されていないなど、高さ関係に簡略化されている可能性が高いことなどが挙げられる。また、宝暦の大火灾後の修築の情報については、正確には描写されておらず、大きく異ならない範囲で「以前のとおり」と表現しているようである。
これまで、「来因略記」収録の立面は、無批判に近い形で利用されてきている。しかし、本稿でも述べたように、宝暦の大火灾前とする「土橋門」の立面を2種類収録していることがわかったことで、「来因略記」は渡部家が収集した史料をそのまま収録したものであって、編纂した知重自身が図面間の比較検証はしていないかったことの証左であると言える。
また、②立面図集部分の曲輪図（配置図）は、別資料を挿入した可能性が高く、明らかに宝暦大火後を描いた図が含まれている。

[謝辞] 本稿をまとめるにあたり、麓和善氏と木越隆三氏より貴重なご教示を賜り、厚く御礼申し上げます。

前号の拙稿「金沢城本丸櫓群の図面類について II—辰巳櫓台修理の再現を通じて—」の訂正：

表-1中の「辰巳御櫓図」④の櫓タイプは、×Ⅱ型→○Ⅲ型

藩老横山家の3枚の下屋敷図について

木越 隆三・池田 仁子

はじめに

城下町金沢の空間構造を、矢守一彦が提示した五類型に即していえば「内町・外町型」と分類できるが⁽¹⁾、近年は街路や町割から窺われる独特の複合構造も注目されている。金沢の武家地配置を大きく見ると、金沢城を中心に上級家臣から下級家臣へと同心円もしくは渦巻き状に配置され、その同心円構造の骨格を作っているのが、慶長年間に築かれた二重の惣構堀であった。この惣構内部に、ほぼ直線の北国往還や宮腰往還が貫通し、街道の両側には町地が設定され、初期からの特權的町人などに屋敷地を与えた。犀川・浅野川の外側には元和・寛永頃に寺院群が形成され、城の東側に位置する小立野台地の寺院群とあわせ三寺院群と呼ばれ、足軽・小者の組地と同様に城下外縁部に配置されている。

このような城下町金沢の中にあって、「加賀八家」と呼ばれる、藩老の上屋敷と下屋敷が形成する独特的空間は、「小城下」的景観を示すと20年前、吉田伸之が初めて指摘した⁽²⁾。加賀藩前田領で下屋敷というのは、知行3千石以上の「人持組士」に許された拝領地で、一般的には、彼らの陪臣団が集住する武家地とされる。40人近くもいる、下屋敷を公許された上士の屋敷と、その下屋敷地が形成する、大小さまざまな小城下的空間が埋め込まれているため、空間構造に独特の複雑さが醸し出され、これも城下町金沢の特徴とされている。しかし、「小城下」的な複合構造に関する研究は、この20年ほど進展していない。最近ようやく、前田土佐守家の下屋敷空間について基本的事実が紹介され⁽³⁾、また下屋敷配置の多様さに注目し、(A)上屋敷と隣接するタイプ、(B)上屋敷と分離しているタイプ、(C)城下周縁部に数家の下屋敷が密集するタイプ、の三つに分類し、小城下的空間の形成時期が検証されるなど⁽⁴⁾、関心が高まりつつある。

加賀藩では八人の藩年寄が権勢を持ち、八人とも1万石以上の知行高をうけ、「従五位下」の官位と、「安房守」「山城守」などの官職を、幕府から格別に許された（陪臣叙爵）。彼らは人持組頭となり、藩の年寄衆にも登用された、最高家格の藩士であったが、この八家制が確立したのは、元禄3～15年（1690～1702）頃であった。八家は1万石未満の一般藩士と異なり、武家屋敷拝領歩数規則の基準が適用されず、江戸初期より、藩主から格別に広大な屋敷地を拝領していた。また下屋敷の利用形態も、詳細にみてゆくと、陪臣住居だけに限られていない。加賀八家のうち横山家（3万石）・前田土佐守家（1万石）の下屋敷の場合、庭園や別荘（隠居所）、米倉、塩硝蔵（弾薬庫）、角場（射撃練習場）、馬場、的場（弓の稽古場）などの施設が混在していた⁽⁵⁾。さらに、横山家の下屋敷については、3点の下屋敷図が残っていたので、城下町絵図も援用すると、下屋敷の変容過程や、どのような階層の陪臣団がどういう集住の仕方を行ったかも窺えるのである。

藩の年寄職を歴任した加賀八家、横山家の陪臣団の構成や人数については、すでに『金沢城代と横山家文書の研究』研究編3章（金沢城研究調査室編、2006年3月刊）で概要を紹介した。足軽以上でみると、400人を超える陪臣団の名前が、明治元年の「分限帳」などから判明するほか、横山家中（陪臣団）の「先祖由緒一類附帳」が29点、横山家文書の中に残っていた⁽⁶⁾。これらも活用し、横山家の3枚の下屋敷図について、そこに書かれた陪臣名を手がかりに、それぞれ景観年代を特定し、相互の比較検討を行いたい。

また、まだ調査中であるが、加越能文庫の約1万2千点にのぼる「先祖由緒一類附帳」の中にも横山家陪臣の由緒書が多数残っていた。明治元年「分限帳」に載る、460人の横山家中（与力含む）と一致する家を、予備的に点検した結果、192家ほどが横山家中の由緒書であることが確認できた。横

山家文書の中の、29家の「先祖由緒一類附帳」との重複はあるが、これらも活用すれば、横山家陪臣団の姿がより広く把握でき、下屋敷図の考察に援用する範囲も広がる。

以下では、これまでの調査の結果、横山家に残る3点の下屋敷図の景観年代がほぼ特定されてきたので、まずは景観年代特定の推論過程や、絵図に記載された陪臣名など文字情報を紹介したい。また、昨年報告した『金沢城代と横山家文書の研究』(加賀八家、横山家文書約千点の古文書目録、重要史料も翻刻した)で言及できなかった所の補足や不備も是正したい。こうした基礎作業は、今後、城下町金沢の複合的な空間構造を解明する上で、不可欠な作業と考えており、今後の調査に益するものと期待している。

なお、この下屋敷図を所蔵される横山隆昭さんから、調査にあたり多大な便宜をいただいたので、ここに篤く感謝申し上げたい。平成16年以来調査させていただいた横山家文書については、昨年いちおうの形にまとめて報告したが、多くの課題も残していた。その一つを、このような形で報告することで、横山さんの調査研究事業にたいする、ご理解とご協力の気持に応えたいと考える次第である。

1 3枚の下屋敷図の景観年代について

横山家の下屋敷拝領に関する最古の史料は、慶長16年(1611)9月の武家屋敷地法度であり⁽⁷⁾、1万3500歩が下されたとあるが、位置については明確ではない。「寛文七年金沢図」「延宝金沢図」をみると、浅野川上流に沿って横山家下屋敷地が位置するので、その一帯、とくに東外惣構に近い区域が、慶長段階から横山家下屋敷地とされたと想定される。明治以後、横山町と呼ばれた浅野川左岸の一角であるが、慶長期においては、田井村などの田畠が入り組む田園地帯であり、当初は農地と武家屋敷が混在する景観であったと推測される。

横山家の上屋敷は、慶長・元和の頃は城内の三ノ丸や新丸にあったといい、元和・寛永期以後、元禄9年(1696)までは小立野台地の本多邸の向い側(現在は兼六園内)にあったが、元禄9年に浅野川べりの下屋敷地に上屋敷を移し、その分、下屋敷地が浅野川に沿って、南東部に拡張されたのであろう。3枚の下屋敷図に描かれた上屋敷の総面積は、8288歩(宝暦9年頃、A図)、7151歩(明和・安永期、B図)、7605歩(文化年間、C図)となっており、寛文七年図、延宝図にみえる上屋敷地の総面積約4千歩の倍に増えたことがわかる。元禄9年の上屋敷移転で、上屋敷は規模が大きくなり、余裕をもって、家作や庭作りがなされたと予想できる。

ここで比較検討する下屋敷図3点は、いずれも元禄9年の上屋敷移転後の図面である。この3枚の絵図に記載された陪臣名を解読し、一覧にしたのが2節本文に掲げた〔表3〕で、仮に下屋敷地を24区に区分し、仮地番を付し、3枚の絵図に示された陪臣名等の変遷が比較できるように表示した。この3枚の比較検討をすすめるには、3点それぞれの景観年代を特定する必要があるので、それぞれに記載された陪臣名のうち、「先祖由緒一類附帳」が残存する人名を検索し、彼らが同時期に存在した時代を絞り込むことで、年代推定を行った。そのプロセスを、ここで紹介したい。

まず、横山家の3枚の下屋敷図の名称・サイズなどの概要と、結論としての景観年代を示せば、以下のとおりである。なお『金沢城代と横山家文書の研究』(44~45頁にA図・B図、口絵にC図の写真を掲載するので参照されたい)で、下記のA図・B図について「無彩」と表記したが、これは間違いで、両者とも淡彩ながら道路や水路・溝などに彩色がなされていた。訂正しておきたい。

(A)「横山家上屋敷・下屋敷の下図」2枚：宝暦9年(1759)頃 史料目録(八)絵図-21・22号

本図は横山家の下屋敷地を2つに分割して描いている。1枚目(128×230cm)は上屋敷ほか知行取の上級家臣が集住する北西地区(写真1~10区)を描き、もう一枚(150×155cm)は中・下級の陪臣団が居住する南東地区(写真11~24区)を描く。2枚とも貼り合せや貼紙が随所にみられ、筆跡も数種類確認され、当初の形状を復元するのがきわめて難しい状態にある。

貼り重ね状態を観察し、筆跡比較などを行った結果、本図は最初、街路・水路や上屋敷の泉水な

どを彩色して描き、下屋敷地の骨格を示したあと、個々の陪臣名・面積・区割線などは貼紙によって仕上げたものと推定される。成立当初の貼紙の下に、より古い街路などがみえ、成立当初の複雑な事情が窺われる。陪臣名などを貼紙で示した当初の下屋敷図が一旦仕上がったのち、一定年限のうち、陪臣屋敷の変動の様子を示すため、新たに貼紙で名前や面積・区画線の更新を行っている。このように訂正追記された新しい貼紙の上に、また貼紙がなされた箇所もあり、修正が二重、三重になった所もあった。筆跡も一様でなく、成立当初の複雑な事情に加え、その後の改訂も複雑であることが、本図の復元を難しくしている。

[表3] の表示にあたっては、当初と推定される貼絵図に書かれた陪臣名については、筆跡の違いにより a・b・c・d と仮に区別した結果を表示した ([表3] の「貼紙」欄)。a・b・c・d いずれかの記号のある陪臣屋敷は、本図作成当初に描かれた氏名と推定している。その後、居住者が変化したため貼紙され、その上に記載された陪臣名については△印を付した。その上にさらに訂正を加えた事例については、これを識別する表示は略した。したがって、△印の中には二重に訂正されたものが、いくつか含まれている。なお、▲印を付した8例は明治元年「分限帳」の名前と一致するものである。また、区画だけの修正や面積訂正だけの修正もあったが、その点も今回は違いを表示できなかった。

(B) 「横山家下屋敷図」：明和5年～安永6年（1768～77） 148×163cm 史料目録(八)絵図-23号

薄手の一枚に北西地区と南東地区をまとめて描く。陪臣屋敷地のかなりの部分に貼紙がなされているので、当初成立した絵図に、その後の居住者変動の情報が追加記入されたものとみられる。したがって、[表3] の表示にあたっても、貼紙の上に書かれた陪臣名については△印を付け、絵図作成当初に書かれた名前ではないことを明示した。また、氏名に変更はないが、区画線や面積だけに訂正の貼紙がなされたものには、□印を付し、作成当初の記載から変化した情報を示した。しかし、□印の場合、陪臣名そのものは当初の人名のままなので、絵図の景観年代の比定を行うときは、□印の陪臣名も無印の陪臣名と同等に扱った。

(C) 「金沢城下横山家上屋敷・下屋敷絵図」：文化13年（1816） 75×83cm 史料目録(八)絵図-24号

本図は3点のなかでは最も小型であるが、貼紙がなく彩色された仕上がりのよい絵図である。横山家当主に提出された下屋敷図の清図に近いものと推定される。上屋敷の泉水や表御門・裏御門・小島口・向坂口・馬場などが明瞭に描かれるほか、背後や両脇に給人（知行取家臣）屋敷が四形に取り囲み、西側には横山家の家老クラスの重臣屋敷（高沢家794歩、横山武右衛門家546歩、上田家450歩）が並ぶ。上屋敷の東隣に米蔵屋舗、南側前方に炒蔵屋舗が置かれ、南東地区に目を転ずると、的場・塩硝蔵屋舗・塩硝干場などがあった。景観年代も、横山家に残る「先祖由緒一類附帳」に合致した14家について検討を行った結果、文化7～13年であることが判明した。

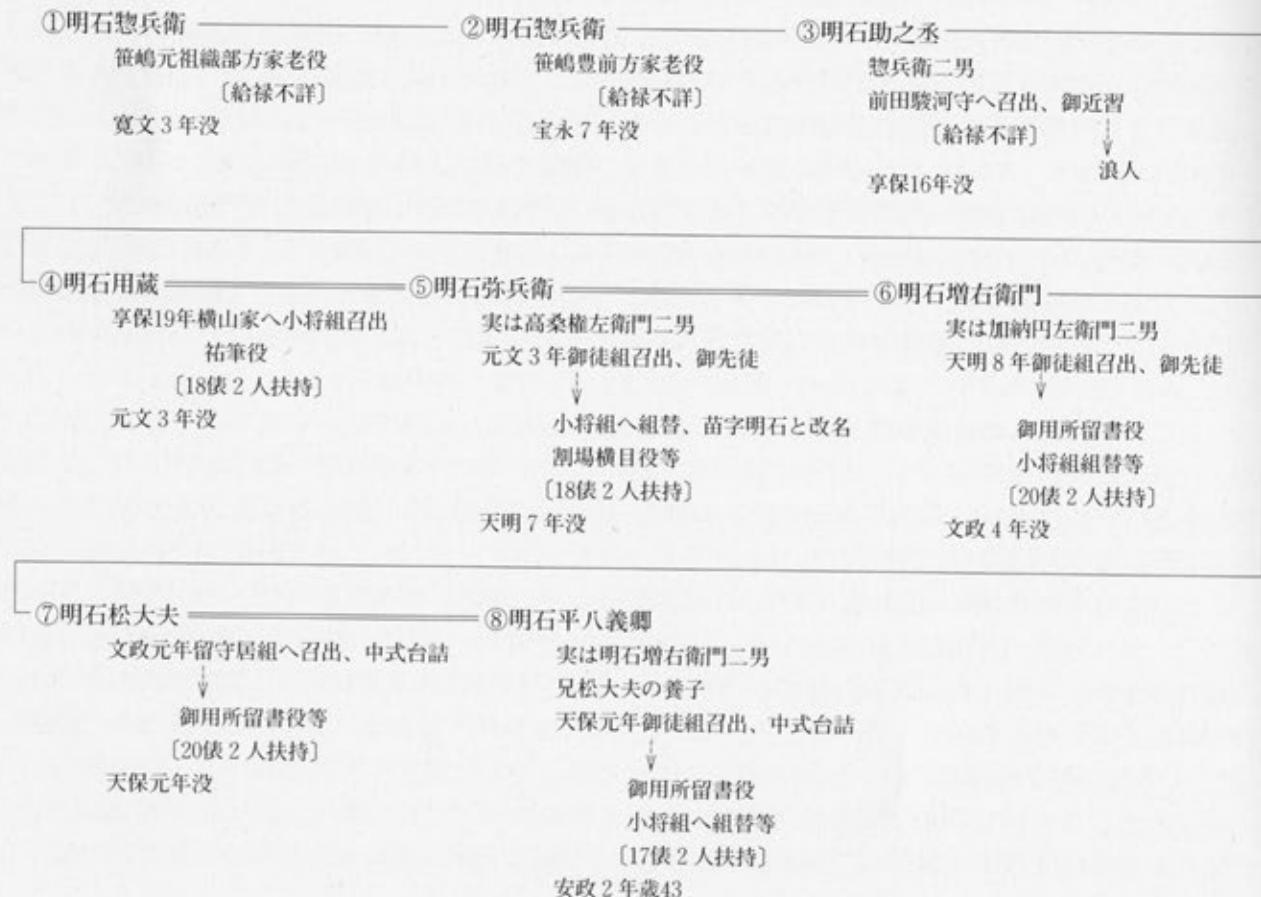
つぎに、それぞれの景観年代を特定した手順を紹介したい。まずC図からみていくと、C図に記載された陪臣人数は188人で、このうち横山家文書に残る29点の「先祖由緒一類附帳」に該当する家が14家あった。この14家の家臣名とC図上の地番（分析を円滑に行うため調査者が独自に付与）・面積（歩数）などを [表1] に掲げた。

この14家の「先祖由緒一類附帳」から、C図に載る当主が活躍した時期が判明したので、[表1] に掲げた。たとえば、明石家の場合でいうと「先祖由緒一類附帳」から判明した歴代の系譜は参考系図の通りであり、このうち6代目の増右衛門がC図（1区3番居住）に掲載されるので、彼の跡目相続（召出）年と死没年を [表1] に掲げた。こうして特定された14人の、当主として活躍した期間を、[表1] を使って比較すると、14人が共通して当主であったのは文化7年（1810）から13年の6年間に限られた。これがC図の景観年代である。この6年間のうち文化13年（1816）に、横山家11代目の隆章が家督相続しているので、隆章への家督相続を契機に作成された文化13年の下屋敷図である可

[表1] C図掲載下屋敷陪臣の「先祖由緒一類附帳」14家比較表

下屋敷図24号 家臣一覧							(横山家文書より)
区域-地番	家臣名	坪数	召出・相続年	隠居・死去年	給禄	主な役職等	
1-3	明石 増右衛門	83	天明8年	文政4年	20俵2人扶持	御徒組、御用所留書役	
22-15-A	井村 多左衛門	16請地	寛政10年	文政3年	7人扶持	小将組	
22-15-B		80					
24-1~2	梅村 権六	80	明和7年	天保4年	9人扶持	御歩組、小将組	
7-1	小国 源右衛門	394	寛政6年	天保3年	130石	御荷用役、鉄炮足輕頭	
17-8	高桑 市右衛門	105	寛政10年	文政3年	17俵2人扶持	小将組、下屋敷引越番人	
5-7-A	太宰 孫助	171	文化6年	嘉永元年	180石	奥小将組、小将頭	
5-7-B	太才 孫助 請地	87					
14-3	中嶋 澤太夫	80	寛政9年	文化14年	9人扶持	小将組、御膳番役并台所向候約方	
22-6	西沢 貞藏	99	文化元年	嘉永3年	9人扶持	御荷用役、式台番	
4-5	長谷川 淳八	156	寛政6年	天保6年	120石	御荷用役、式台取次役	
20-8	二口 冬藏	80	寛政元年	嘉永6年	60石	奥小将組、外茂介様成立主附	
8-4	古河 伝蔵(永休)	199	安永3年	文化13年	100石	奥小将組、御弓師範	
23-3	堀 淳吉郎	194	文化7年	文化13年	100石	奥小将組、納戸役加人	
13-3~4	堀 八郎大夫	423	寛政7年	嘉永4年	140石	御荷用役、表造営普請御用取次主附	
23-2	村田 千助	200	享和2年	文政13年	70石	奥小将組、御城方御用	

(参考系図) * —— は養子関係を示す



能性が高い。

B図、A図も同じ方法で景観年代を割り出したが、B図・A図には貼紙があるので、貼紙されていない絵図成立当初の陪臣名を抽出し、年代推定の素材とした。B図には207人の陪臣名が記載されており、このうち27点27家の「先祖由緒一類附帳」が、B図に掲載された陪臣と合致した（加越能文庫13点・横山家14点）。このうち貼紙されていない当初の陪臣16家について、C図と同様の方法で比較をしてみたところ、景観年代は明和5年（1768）～安永6年（1777）となった。この9年間のうち、安永6年に横山家9代隆従に代替わりがあったので、安永6年に、代替わりを契機とする下屋敷図の改訂がなされた可能性が大きい。貼紙のある11家のうち荒木太郎大夫以外は、この想定と矛盾しないが、荒木太郎大夫の場合、貼紙訂正があるのに代替わり前の「安永4年没」となっているので、齟齬が生じる。この点は今後の課題としておきたい。

A図には、240人の陪臣名が記され、異筆ながら「大膳様御屋敷」912歩や「引馬屋敷」670歩という記載も含まれていた。A図の陪臣名と一致する「先祖由緒一類附帳」については、25点（加越能文庫15点、横山家10点）21家分が確認された。21家のA図に掲載された当主名を〔表2〕に掲げたが、このうち4家（△印）については、後年の貼紙の上に書かれたので、これを除く17家の当主の、召出年次と隠居・死去年を比較すると、宝暦8年（1758）から明和元年（1764）の間にA図が作成されたとわかる。さらに貼紙されている4家についても検討すると、4家の当主が揃って活躍する時期は、宝暦13年以後のことなので、A図の作成時期は宝暦8～13年と、さらに限定できる。この期間の横山家当主は8代隆達の時代であり、この頃発生した大事件として宝暦9年の金沢城下の大火災がある。

宝暦9年の火災は城下町史上最大の大火といわれ、城下町の空間構造にも少なからぬ影響を与えた。

〔表2〕 A図掲載下屋敷陪臣の「先祖由緒一類附帳」リスト

(横山家文書・加越能文庫蔵書より)

区域-地番	貼紙	家臣名	坪数	召出・相続年	隠居・死去年	給 祿	主な役職等
1-1	a	神戸 吉左衛門	176	享保4年	～ 天明7年	15俵2人扶持	小姓組
1-3	a	明石 弥兵衛	83	元文3年	～ 天明7年	18俵2人扶持	割場横目役
2-3	a	石黒 新左衛門	167	元文2年	～ 寛政2年	80石	炉ノ間詰頭分
4-4	a	松山 弥一右衛門	202	享保13年	～ 天明8年	150石	小姓頭
4-9	a	山北 六郎	137	宝暦4年	～ 明和7年	80石	(職務不記)
5-1	a	平手 五郎左衛門	416	宝暦8年	～ 天明3年	300石	鉄炮足軽頭
5-5	a	高倉 権太夫	170	(宝永元年以前)～明和元年隠居(同4年没)		10人扶持	鷹方取次役
5-6	d	小嶋 新九郎	240	寛延3年	～ 安永6年	180石	城中御使奏者役
6-3	d	荒木 太郎大夫	199	延享元年	～ 安永4年	100石	奥小将組支配
6-5	a	上田 宗右衛門	490	延享4年(別本は元文4年)～天明6年		400石	家老役
7-1	a	小国 左源太	394	元文3年	～ 寛政6年	130石	小姓組、鉄炮足軽隊
8-4	d	古河 九郎兵衛	199	寛保2年	～ 安永3年	80石	式台増詰
13-1	a	山倉 清右衛門	128	享保10年	～ 明和元年	13人扶持	御組才許勤方役
13-3	a	堀 昇助	383	寛保元年	～ 寛政6年	120石	小姓頭
17-8	△	高桑 喜助	105	宝暦12年	～ 寛政11年	17俵2人扶持	公義御用書写方棟取
19-3	△	小川 仙次郎(遊闇)	253	宝暦9年～文化14年隠居(文政8年没)		110石	御徒頭御用人
20-1	△	入江 積左衛門	142	宝暦13年	～ 文政2年	70石	近習頭
21-2	a	沖田 市次	62	寛保元年	～ 明和8年	銀130目、2人扶持	留守居足軽
22-6	a	西沢 庄左衛門	89	宝暦5年	～ 享和3年	7人扶持	式台増詰
22-15	△	井村 多左衛門	96	寛保3年	～ 文化元年	7人扶持	露地御用
23-2	a	村田 右内	200	元文5年	～ 天明3年	70石	御荷用役、留守居組支配

横山家の上・下屋敷もすべて灰燼に帰している。この大火で横山家ばかりでなく、陪臣の家に伝来した多くの書類が焼失しているので、おそらく下屋敷図も焼失したものと推定できる。火災後、本図の作成が計画されたのではないか。火災直後の作成であったため、火災前の下屋敷の街区割をまず再現描写することが優先されたはずで、本図は作成当初から大火前の下屋敷の状況と、大火後に変化した下屋敷の状況を併せて描いたため、複雑な貼紙で構成された絵図となったのであろう。宝暦大火後、大火前の姿とともに、大火で変貌した下屋敷の状況も示そうとしたことが、A図の作成目的なのではないか。

であれば、A図は宝暦大火を契機に、下屋敷地がどのように変容したか窺える貴重な絵図資料ということになる。また、A図の3区に載る陪臣8人（表3▲印）については、明治元年の人名であることから、米蔵から陪臣屋敷に変化したのは、C図作成以後と推測されたので、本図については、今後のより詳細な検討が不可欠となろう。

陪臣屋敷以外の建物としては、多数の番所が要所に置かれ、下屋敷地において厳重な通行管理がなされたことがわかる。「明地」「請地」「上げ地」「拝領地」という表記も多数みられ、大火を契機に屋敷地を取り上げ、別人に下付する行為が頻繁になされていたことも窺われる。また、拝領した屋敷地だけで不足すれば、明地を借用し、地代を払ったが、その場合は「請地」とされたのであろう。

上記により景観年代が特定できたが、宝暦大火を契機にA図が作成されたあと、多数の貼紙などで変容を記録していたが、間もなくB図を作成し整理したのであろう。その後B図上に変化した箇所を貼紙で補訂していたが、文化年間になって新たにC図を作成したのである。この間に横山家の下屋敷景観が、どのように移り変わったのか、今後の比較検討で多くの事実が判明するものと期待される。A図・B図・C図に書かれた文字情報を、区画ごとに一覧した〔表3〕を基礎データとして掲げたので、今後より詳細な分析がすすむことを期待している。

最後にA図・C図にみえる「大膳様御屋敷」や「横山輔八郎様」・「(横山)引馬(様)」屋敷について言及し、拙い紹介を閉じたい。

A図に見える「大膳様御屋敷」912歩は、〔表3〕で、その後の変遷を追ってみると、B図では空欄なので明地であったと推定され、C図では「横山輔八郎様」屋敷に変化している。輔八郎は、大膳隆美の嫡男であり、文化10年（1813）に兄大学の養子となり、天保12年（1841）に死去した横山家傍流の藩直臣である⁽⁸⁾。輔八郎の家督相続時期とC図の景観年代（文化7～13年）は一致するので、C図の景観年代の傍証となる。また、輔八郎の父大膳隆美は最初、資之助（「諸士系譜」では「才資」）と称し、横山隆達（8代目）の男子で、9代隆従（義四郎）の3番目の弟であった。天明5年（1785）奏者番となり、藩主より新知1000石拝領し、公事場奉行などを歴任したあと享和2年（1802）に死去した⁽⁹⁾。この大学隆美の屋敷は、いつ頃まで下屋敷にあったのだろうか。新知を拝領した天明5年以後は、下屋敷を出て、城下のいずれかに屋敷地を拝領し、移転したと考えられる。B図で「大膳様御屋敷」が空欄になったのは、そのためであり、B図が明和・安永年間の景観図であることから、天明5年以前に、横山大膳は下屋敷地内にあった屋敷から他に移った可能性が高い。またA図の「大膳様御屋敷」の筆跡は当時のものと異なるので、大膳隆美が「大膳様御屋敷」に居を構えたのは、宝暦大火後間もなくであり、明和年間頃の可能性が高い。

また、C図にみえる「横山引馬様」670歩とある横山引馬は、横山家9代隆従の末弟（豹藏）であり、のち隆誨を名乗る人物である。彼も横山家庶流であり、天明6年、前田本家の小姓に召し出され、同年大小姓組500石取の藩直臣となり、文政2年（1819）まで奉公している。A図にも「引馬」屋敷が掲載されているが、B図では同じ区画に5人の陪臣屋敷があり、一旦明和・安永頃、一般の陪臣住居へと変化した。このような変遷過程からみて、A図にみえる横山引馬は隆誨ではなく別人の可能性もある。しかし、今のところ、江戸中期で「引馬」を名乗るのは隆誹しか見当たらないので、宝暦大火後間もなく、彼に下屋敷地670歩の屋敷を与えたが、明和・安永期には一度移転したらしく、その

頃5人の陪臣屋敷に変化した。その後、天明6年に前田本家に仕官したあと、再び引馬隆誨の屋敷地となり、C図の時代（文化年間）を迎えたのである。下屋敷には、このように横山本家から分家し、藩直臣に登用された藩士の屋敷も存在したのである。

2 陪臣データ（一覧表）

[表3] *番所について、()を付してあるものは、図中に「番所」の文字の記載がないものを示す。

番号	A図 横山家下屋敷図21・22号 家臣一覧				B図 下屋敷図23号 家臣一覧				C図 下屋敷図24号 家臣一覧				
	区域	地番	貼紙	家臣名	坪数	区域	地番	貼紙	家臣名	坪数	区域	地番	家臣名
1 1 1	a	神戸 吉左衛門		176	1 1	神戸 吉左衛門			176	1 1	神戸 吉左衛門		175
2 1 2	a	辰巳 助次郎		147	1 2	辰巳 助次郎			147	1 2	辰巳 与三大夫		147
3 1 3	a	明石 弥兵衛		83	1 3	明石 弥兵衛			83	1 3	明石 増右衛門		83
4 1 4	△	乾 新四郎		268	1 4-A	△ 乾 彦四郎 押借地			122	1 4-A	乾 彦四郎 押借地		122
					1 4-B	△ 乾 彦四郎			145	1 4-B	乾 彦四郎		145
5 1 5	△	竹内 貞次郎		100	1 5~6	△ 乾 彦四郎 請地			50	1 5~6	乾 彦四郎 請地		54
6 1 6	△	横山 幾久間		186	1 5~6	△ 齊藤 伊織 押借地			251	1 5~6	齊藤 順左衛門 押借地		250
7 1 7	△	齊藤 順左衛門		265	1 7	△ 齊藤 伊織			248	1 7	齊藤 順左衛門		248
8 1 8		番所		10	1 8	番所			10	1 8	(番所)		(坪数不記)
9 2 1	△	金子 弊助		155	2 1	金子 弊助			155	2 1	金子 弊助		155
10 2 2	a	堀内 勘左衛門		149	2 2	△ 堀内 左仲			149	2 2	堀内 源左衛門		149
11 2 3	a	石黒 新左衛門		167	2 3	石黒 新左衛門			167	2 3	石黒 (苗字のみ記)		167
12 2 4	a	齊藤 十左衛門		175	2 4	齊藤 十左衛門			175	2 4	齊藤 善左衛門		175
13 3 1	△	二口 (苗字のみ記)		165	3 1	加々井 和平太			164	3 1	加々井 (苗字のみ記)		164
14 3 2	c	向田 金太郎		140	3 2	(不記)			3	2	(不記)		
15 3 3	c	福岡 常人		140									
16 3 4		(人名不記)											
17 3 5		(人名不記)		217	3 5~15	米蔵			1,029	3 5~15	米蔵屋舗		1,029
18 3 6	▲	黒田 市郎右衛門		40									
19 3 7	▲	中林 勘兵衛		70									
20 3 8	▲	布崎 弥右衛門		50									
21 3 9	▲	中村 源兵衛		60									
22 3 10	△	瓜生 久兵衛		54									
23 3 11	△	河崎 万作		54									
24 3 12	△	林 陸郎		25									
25 3 13	▲	岡部 慎齋		80									
26 3 14	△	吉田 彦右衛門		50									
27 3 15	▲	鈴中 源兵衛		50									
28 3 16	a	吉岡 与四三		60	3 16	明地			89	3 16~24	(不記)		
29 3 17		(人名不記)		3	17	(不記)							
30 3 18	△	安田 庄太		70	3 18~21	(不記)							
31 3 19	▲	吉江 次郎吉		50	3								
32 3 20	△	高野 市左衛門		50	3								
33 3 21	▲	畠 又四郎		60	3								
				3	22	明地			82				
				3	23	山田 敏 幸左衛門 上地			80				
				3	24	△ 小川 九右衛門			79				
34 4 1	△	石黒 順左衛門		212	4 1	△ 向坂 平兵衛			302	4 1	結城 源大夫		213
35 4 2	a	松山 源太夫		303	4 2	松山 源太夫			227	4 2	松山 善兵衛		303
36 4 3	△	大橋 七郎右衛門		212	4 3	結城 七郎左衛門			212	4 3	大橋 七郎右衛門		212
37 4 4	a	松山 弥一右衛門		202	4 4	松山 弥一右衛門			202	4 4	松山 弥一兵衛		202
38 4 5	△	長谷川 淳		156	4 5	山田 長大夫			156	4 5	長谷川 淳八		156
39 4 6	△	山崎 十左衛門		179	4 6	△ 春香院			179	4 6	伊藤 六大夫		179
40 4 7	△	渋谷 潤藏		130	4 7~8	△ 明地			125	4 7	渋谷 幸左衛門		130
41 4 8	△	疋田 羊十郎		172	4 7~8	△ 疋田 新蔵 押借地			18	4 8	(人名不記)		172
				4	7~8	□ 疋田 新蔵			160				
42 4 9	a	山北 六郎		137	4 9	△ 山北 繩吉			137	4 9	山北 九平		137
43 4 10	a	石川 勘十郎		215	4 10	石川 勘十郎			215	4 10	石川 才作		215
44 4 11		番所		10	4 11	番所			10	4 11	(番所)		(坪数不記)
45 5 1	a	平手 五郎左衛門		416	5 1	平手 五郎左衛門			416	5 1	平手 忠左衛門		416
46 5 2	△	渡辺 武兵衛		217	5 2	△ 渡辺 武兵衛			217	5 2	渡辺 善大夫		217
47 5 3	a	佐藤 鉄五郎		127	5 3~4	(不記)			5	3	(記載自体なし)		
48 5 4	a	深谷 庄九郎		93					5	4	(記載自体なし)		
49 5 5	a	高倉 権太夫		170	5 5	△ 高倉 才治			170	5 5	高倉 才次		170
50 5 6	d	小嶋 新九郎		240	5 6	小嶋 新九郎			240	5 6	小嶋 九兵衛		240
51 5 7	△	太宰 孫九郎		158	5 7	太宰 孫助			171	5 7~A	太宰 孫助		171
				5	8	長谷川 五右衛門			350	5 7~B	太宰 孫助 請地		87
				5	9	△ 不破 左次馬			191				
52 6 1	c	横山 武右衛門		566	6 1	□ 横山 帯刀			546	6 1	横山 武右衛門		546
53 6 2	a	高沢 金次郎		774	6 2	△ 高沢 猪右衛門			794	6 2	高沢 五左衛門		794

連番	A図 横山家下屋敷図21・22号 家臣一覧				B図 下屋敷図23号 家臣一覧				C図 下屋敷図24号 家臣一覧					
	区域	地番	貼紙	家臣名	坪数	区域	地番	貼紙	家臣名	坪数	区域	地番	家臣名	坪数
54	6	3	d	荒木 太郎太夫	199	6	3	△	荒木 太郎太夫	199	6	3	荒木 源五兵衛	199
55	6	4	△	橋古屋敷	162	6	4~5	△	隨正院	123	6	4	橋古所	222
56	6	5	a	上田 宗右衛門	490	6	4~5	△	明地	107	6	5	上田 清左衛門	450
					6	4~5	□	上田 宗右衛門	450					
57	7	1	a	小国 左源太	394	7	1	小国 左源太	394	7	1	小国 源右衛門	394	
58	7	2	a	桑原 韶太	196	7	2	桑原 韶太	196	7	2	桑原 次右衛門	196	
59	7	3	△	上田 祐七郎	128	7	3	△	林 玄通	140	7	3	福岡 源秀	128
60	7	4~イ	△	渡辺 竜之助	119	7	4~イ	明地	110	7	4~イ	明地	128	
					7	4~口	番所	10	7	4~口	(番所)	(坪数不記)		
61	7	5	a	新飯田 森右衛門	200	7	5	新飯田 森右衛門	200	7	5	新飯田 太左衛門	200	
62	7	6	△	寺本 弥五右衛門	106	7	6	△	土屋 八郎左衛門	120	7	6	寺本 弥五右衛門	106
63	7	7	a	中條 宇右衛門	148	7	7	△	中條 磐左衛門	148	7	7	中條 平蔵	148
64	7	8	△	能本 仁右衛門	97	7	8~10	明地	172	7	8	原 久次郎	97	
65	7	9	△	長谷川 信藏	205				130	7	9~10	アキチ	(坪数不記)	
66	7	10	△	中村 長左衛門	83							明地	130	
67	7	11~4~口	△	藤江 十藏	116	7	11	白江 善五左衛門	180	7	11	明地	180	
68	7	12		番所	11	7	12	番所	10	7	12	(番所)	(坪数不記)	
69	8	1	△	大膳様御屋敷	912	8	1	(空)	1,478	8	1	横山 輔八郎 様	902	
70	8	2	△	引馬	670	8	2~A	蘭部 九次郎	317	8	2	横山 引馬 様	670	
					8	2~B	△ 上田 金大夫	105						
					8	2~C	△ 井口 由代	80						
					8	2~D	△ 藤田 故 七次 上地	122						
					8	2~E	原 宇左衛門	81						
71	8	3	△	大久保 又三郎	186	8	3	△ 大久保 庄蔵	186	8	3	大久保 米之助	186	
72	8	4	d	古河 九郎兵衛	199	8	4	△ 古河 善左衛門	199	8	4	古河 伝蔵	199	
73	8	5	a	神戸 本右衛門	93	8	5	神戸 本右衛門	93	8	5	神戸 守人	93	
74	8	6	d	丹家 誠之秀	197	8	6	中村 蔵太	197	8	6	中村 内蔵太	197	
75	9	1	c	池田 弥兵衛	(坪数不記)	9	1~9	抄藏屋敷	(坪数不記)	9	1~9	抄藏屋舗	565	
76	9	2	c	沢井 志津江	95									
77	9	3	c	鷲村 稔人	86									
78	9	4		空										
79	9	5	c	中山 徳兵衛	42									
80	9	6	c	乾 外次郎	137									
81	9	7	c	堀村 菊太郎	88									
82	9	8	△	宮村 武右衛門	44									
83	9	9	△	松能 小右衛門	45									
84	10	1	a	河村 甚五兵衛	167	10	1	△ 河村 与助	157	10	1	河村 文内	157	
85	10	2	a	岩木 林左衛門	95	10	2	岩木 林左衛門	95	10	2	岩木 和一郎	95	
86	10	3~イ	△	田中 八百三	175	10	3~イ	佐久間 彦大夫	175	10	3~イ	佐久間 与大夫	175	
87	10	3~口	△	上田 金太夫	87	10	3~口	宮崎 三郎兵衛 揭地	87	10	3~口	上田 金太夫	86	
88	10	4	△	本 弥左衛門	79	10	4	△ 原 静絵	79	10	4	原 喜右衛門	79	
89	10	5	△	宮川 助四郎	49	10	5	△ 尾崎 和内	78	10	5	宮川 助四郎	49	
90	10	6	△	林藤 作右衛門	57	10	6~7	平井 与兵衛	66	10	6	林藤 作右衛門	57	
91	10	7	△	御番所	15				10	7	(番所)	(坪数不記)		
92	11	1	△	水野 文次郎	95	11	1	□ 福岡 並江	95	11	1	水野 文次郎	95	
93	11	2	△	竹内 半兵衛	59	11	2	△ 金子 武左衛門	59	11	2	長野 信藏	59	
94	11	3	△	渡部 左太夫	92	11	3	△ 渡部 左太夫	92	11	3	渡部 金五右衛門	92	
95	11	4	△	和崎 安右衛門	177	11	4	△ 和崎 安右衛門	177	11	4	和崎 和多右衛門	177	
96	11	5	△	辻番所	10	11	5	番所	10	11	5	(番所)	(坪数不記)	
97	11	6	△	山科 幸蔵	55	11	6	△ 河崎 勘七	49	11	6	河崎 嘉大夫	49	
98	11	7	△	西沢 寧太夫	125	11	7	西沢 寧太夫	96	11	7	西沢 庄蔵	96	
99	11	8	△	花野 七太郎	100	11	8	□ 村田 八太夫	148	11	8	村田 伊兵衛	148	
100	11	9	△	渡部 孫太夫	106	11	9	△ 渡部 孫七	79	11	9	渡部 孫七	79	
101	11	10	△	大橋 弥右衛門	221	11	10	△ 大橋 弥右衛門	221	11	10	大橋 東馬	221	
102	11	11	△	佐藤 豊左衛門	60	11	11	△ 松本 藤治	92	11	11	松本 弥兵衛	92	
103	11	12	△	増徳 金次郎	78	11	12	△ 竹下 安左衛門	78	11	12	竹下 安大夫	78	
104	12	1	a	広谷 右太夫	66	12	1	△ 広谷 九郎右衛門	66	12	1	広谷 (苗字のみ記)	66	
105	12	2	d	赤尾 幸平	96	12	2	△ 赤尾 平蔵	76	12	2	赤尾 幸平	49	
106	12	3	△	今村 市右衛門	53	12	3~5~6	△ 木村 武大夫 押借地	87	12	3~5~6	明地	87	
					12	3~5~6	△ 木村 武大夫	86	12	3~5~6	明地	86		
107	12	4	△	広瀬 覚太夫	144	12	4	△ 広瀬 覚太夫	125	12	4	広瀬 覚太夫	125	
108	12	5	△	高橋 友左衛門	45									
109	12	6	△	福村 市兵衛	45									
110	13	1	a	山倉 清右衛門	128	13	1	山倉 弥平太	128	13	1	山倉 斑九郎	128	
111	13	2	△	堀内 源五左衛門	217	13	2	△ 堀内 源五左衛門	217	13	2	堀内 善八	217	
112	13	3	a	堀 昇助	383	13	3~4	△ 堀 昇助	423	13	3~4	堀 八郎大夫	423	
113	13	4	a	林へ入ル	39									
114	13	5	△	林 八郎	104	13	5	林 仁右衛門	104	13	5	林 八郎	104	
115	13	6	△	田中 久太夫	208	13	6	田中 久太夫	188	13	6	田中 兵馬	188	
116	13	7	△	杉本 満左衛門	190	13	7~9	杉本 満左衛門	150	13	7~9	杉本 六右衛門	150	

連番	A図 横山家下屋敷図21・22号 家臣一覧				B図 下屋敷図23号 家臣一覧				C図 下屋敷図24号 家臣一覧						
	区域	地番	貼紙	家臣名	坪数	区域	地番	貼紙	家臣名	坪数	区域	地番	貼紙	家臣名	坪数
117	13	8	△	堀 鉄太郎	135	13	7～9		堀 小矢太	345	13	7～9	堀 十郎左衛門	345	
118	13	9	d	齊藤 新左衛門	150										
119	14	1	△	結城 清左衛門	120	14	1～4	△	石黒 彦右衛門 拝借地	228	14	1	徳田 乙左衛門	126	
120	14	2	△	関口 五郎兵衛	120	14	1～4	△	石黒 彦右衛門	126	14	2	関口 五郎兵衛	120	
121	14	3	△	中嶋 漸太夫	81	14	1～4	△	中嶋 治大夫	63	14	3	中嶋 漸太夫	80	
122	14	4	△	園部 久次郎	262	14	1～4	△	太田 清左衛門	149	14	4	園部 金助	262	
123	14	5	△	宮崎 吉兵衛	67	14	5	△	吉崎 六郎左衛門	61	14	5	吉崎 六郎左衛門	61	
124	14	6	△	林 太郎右衛門	203	14	6	△	林 与一右衛門	203	14	6	林 太郎右衛門	203	
125	14	7	△	寺崎 平右衛門	59	14	7	△	奥野 円次	59	14	7	奥野 嘉蔵	59	
126	14	8	△	末友 吉太夫	86	14	8～9	△	片山 忠兵衛 揭地	202	14	8	末友 吉太夫	86	
127	14	9	△	金子 武左衛門	81					14	9		金子 源八	81	
128	15	1	△	辻番所	14	15	1		番所	10	15	1	(番所)	(坪数不記)	
129	15	2	△	松枝 彦七郎	120	15	2～3		松枝 金五右衛門	179	15	2～3	松枝 七兵衛	179	
130	15	3	a	中田 久太郎	53										
131	15	4	△	三浦 三右衛門	164	15	4		三浦 源兵衛	164	15	4	三浦 三右衛門	164	
132	16	1	△	竹橋 九郎太夫	50	16	1		杉若 磐右衛門	48	16	1	竹村 源藏	48	
133	16	2	△	安田 村右衛門	44	16	2	△	山田 喜兵衛	40	16	2	安田 伸助	43	
134	16	3	△	中條 紋右衛門	53	16	3		清水 弥三右衛門 上地	51	16	3	中條 所平	51	
135	16	4	△	高桑 叱太	70	16	4～6		高桑 叱太	59	16	4	高桑 雅楽助	67	
136	16	5	△	高桑 弥左衛門	89	16	4～6		柳原 伝右衛門 上地	46	16	5	高桑 弥八郎	84	
137	16	6	△	中野 長右衛門	51	16	4～6		高桑 弥左衛門	41	16	6	中野 半助	49	
					16	4～6			御指 左津	49					
138	16	7	△	安村 清六	48	16	7		山本 藤次 上地	46	16	7	安村 善兵衛	46	
139	16	8	△	野村 善九郎	48	16	8	△	渡部 与三左衛門	46	16	8	渡部 与三左衛門	46	
140	16	9	△	後藤 彥兵衛	46	16	9		後藤 彥兵衛	45	16	9	後藤 勇八	45	
141	16	10	△	増田 小右衛門	49	16	10	△	高桑 豊藏	48	16	10	増田 小右衛門	48	
142	16	11	△	橋本 治助	48	16	11		内田 直右衛門 揭地	46	16	11	橋本 半太夫	46	
143	16	12	△	吉村 丹六	48	16	12	△	吉村 藤太	46	16	12	吉村 藤助	46	
144	16	13	△	神戸 清右衛門	62	16	13		高島 吉郎左衛門	59	16	13	沢本 周助	59	
145	17	1	△	小泉 乙次郎	56	17	1		西爪 故 庄右衛門 揭地	39	17	1	足輕稽古所	39	
146	17	2	△	林 久助	154	17	2-A	△	林 久助	63	17	2	林 久助	154	
					17	2-B			佐久間 津左衛門 揭地	45					
					17	2-C			小林 彦左衛門	46					
147	17	3	△	(人名・用途不記)	23	17	3・13	△	出口 林七	69	17	3	(人名・用途不記)	23	
148	17	4	△	福島 植九郎	80	17	4		高桑 故 由知 揭地	64	17	4	福島 源五右衛門	80	
149	17	5	△	山岸 伊兵衛	48	17	5		奥野 故 弥一兵衛 揭地	48	17	5	平沢 源兵衛	48	
150	17	6	△	宮川 清蔵	45	17	6		高桑 故 忠右衛門 揭地	48	17	6	上村 源七	45	
151	17	7	△	山田 審兵衛	60	17	7		西沢 故 庄藏 揭地	45	17	7	山田 半助	60	
152	17	8	△	高桑 審助	105	17	8		坪田 三太夫	105	17	8	高桑 市右衛門	105	
153	17	9	△	石野 長太郎	50	17	9		見影 安兵衛	50	17	9	見影 清助	50	
154	17	10-I	△	長谷川 専吾	52	17	10-I		小竹 半次	35	17	10-I	小竹 虎助	35	
155	17	10-II	△	(番所)	(坪数不記)	17	10-II			番所	8	17	10-II	(番所)	(坪数不記)
156	17	11	b	加納 円左衛門	63	17	11		加納 円左衛門	63	17	11	加納 文次	63	
157	17	12	△	原 団七	63	17	12		赤尾 平蔵 揭地	63	17	12	原 団七	63	
158	17	13	△	岡本 長蔵	37					17	13		岡本 長蔵	64	
159	17	14	b	小林 勘兵衛	91	17	14		小林 勘兵衛	91	17	14	小林 沢次郎	91	
160	17	15	△	郡山 伊大夫	50	17	15	△	郡山 長兵衛	50	17	15	郡山 伊大夫	50	
161	17	16	△	藤田 清作	45	17	16		長江 文蔵	45	17	16	長江 文蔵	45	
162	17	17	△	高島 吉郎大夫	81	17	17		橋本 紋太夫	81	17	17	橋本 良助	81	
163	17	18	△	吉村 丹次	48	17	18	△	高島 政右衛門	48	17	18	友田 津左衛門	48	
164	17	19	△	瀬戸 宇兵衛	47	17	19		二口 留次郎 上地	47	17	19	瀬戸 忠大夫	47	
165	17	20	△	宮崎 弥助	55	17	20	△	田中 故 小左衛門	55	17	20	田中 半助	54	
166	18	1	△	木村 源八	74	18	1		木村 仁左衛門	50	18	1	木村 源八	52	
167	18	2	△	坂本 与左衛門	45	18	2	△	林 彦七郎	52	18	2	福田 文助	52	
168	18	3	△	柳瀬 弥五左衛門	52	18	3	△	柳瀬 弥五左衛門	52	18	3	柳瀬 清蔵	52	
169	18	4	△	小林 喜三右衛門	50	18	4	△	小林 喜三右衛門	50	18	4	小林 彥左衛門	50	
170	18	5	△	広谷 宇右衛門	80	18	5		広谷 嘉三右衛門	56	18	5	広谷 宇右衛門	56	
171	18	6	△	内田 右大夫	52	18	6		内田 平助	52	18	6	内田 右大夫	52	
172	18	7	△	堀内 元右衛門	49	18	7	△	堀内 彦丞	49	18	7	堀内 覚次郎	49	
173	18	8	△	松山 文左衛門	62	18	8		高桑 伴太夫	54	18	8	高桑 勇五郎	62	
174	18	9	△	柴野 市蔵	48	18	9	△	柴野 小四郎	90	18	9	明地	82	
175	18	10	△	屋後 植右衛門	136	18	10	△	屋後 兵次郎	102	18	10	屋後 植右衛門	102	
176	18	11	△	吉室 半右衛門	45	18	11		清水 兵太夫 揭地	56	18	11	吉室 半右衛門	45	
177	18	12	△	村田 平大夫	49	18	12		高橋 八左衛門 揭地	42	18	12	林 吉兵衛	42	
178	18	13	△	武部 植左衛門	66	18	13		小川 左内 上地	59	18	13	武部 長左衛門	59	
179	18	14	△	沖田 善助	43	18	14		尾崎 和内 上地	43	18	14	沖田 善助	43	
180	18	15	△	松能 忠兵衛	46	18	15		西村 伴丞	81	18	15	西村 三秀	81	
181	18	16	△	北村 十右衛門	60	18	16		都山 長兵衛 上地	50	18	16	北村 十右衛門	47	
182	18	17	△	吉村 宗兵衛	54	18	17		吉村 慧兵衛	49	18	17	吉村 他郎吉	54	
183	18	18	△	安田 作兵衛	55	18	18		清水 村次	55	18	18	清水 孫大夫	55	

連番	A図 横山家下屋敷図21・22号 家臣一覧				B図 下屋敷図23号 家臣一覧				C図 下屋敷図24号 家臣一覧					
	区域	地番	貼紙	家臣名	坪数	区域	地番	貼紙	家臣名	坪数	区域	地番	家臣名	坪数
184	18	19	△	中宮 基右衛門	47	18	19		井村 長太夫 土地	47	18	19	中宮 仙右衛門	47
185	18	20	△	小坂 翁右衛門	48	18	20	△	小坂 翁右衛門	48	18	20	小坂 茂助	48
186	18	21	△	竹村 次左衛門	46	18	21	△	石黒 左助	46	18	21	竹村 次左衛門	46
187	18	22	△	出口 兵左衛門	65	18	22		池田 久吾	54	18	22	明地	65
188	19	1	△	鈴木 久大夫	126	19	1	△	小林 多仲	126	19	1	鈴木 清大夫	126
189	19	2	a	清水 万右衛門	89	19	2		清水 万右衛門	89	19	2	清水 才右衛門	89
190	19	3	△	小川 仙次郎	253	19	3	△	小川 与五兵衛	253	19	3	小川 与五兵衛	253
191	19	4	(番所)		4	19	4		番所	坪数不記	19	4	(番所)	(坪数不記)
192	20	1	△	入江 穂左衛門	142	20	1-A	△	入江 穂左衛門	79	20	1-A	入江 穂左衛門	79
					20	1-B			高橋 新六	63	20	1-B	高橋 幸蔵	63
193	20	2	△	今村 里大夫	70	20	2	△	下田 嘉七郎	70	20	2	今村 長左衛門	(坪数不記)
194	20	3	△	杉若 団助	91	20	3-A		広瀬 三郎左衛門 揭地	64	20	3	杉若 团助	91
					20	3-B			明地	27				
195	20	4	△	松尾 伊織	96	20	4	△	丹家 浅右衛門	96	20	4	丹家 鉄之丞	96
196	20	5	a	中川 基八	237	20	5	△	中川 基八	237	20	5	中川 基八	237
197	20	6	△	吉川 半六郎	152	20	6	△	小林 基助	158	20	6	小林 十郎右衛門	158
198	20	7	△	平井 勘大夫	82	20	7		窪田 平八郎	82	20	7	平井 勘大夫	82
199	20	8	△	二口 冬藏	107	20	8	△	窪田 義左衛門	80	20	8	二口 冬藏	80
200	20	9	△	越谷 佐平	52	20	9	△	吉田 喜右衛門 水代請地	35	20	9-15	吉田 林右衛門	60
201	20	10	△	依田 左馬	186	20	10-A	△	嶋崎 鉄次郎	70	20	10	依田 左守	147
					20	10-B		△	依田 弥十郎	66				
202	20	11	△	林 用助	48	20	11	△	林 用助	48	20	11	林 用助	48
203	20	12	△	小竹 半次	80	20	12		高桑 直右衛門	80	20	12	山崎 武助	106
204	20	13	△	徳田 七大夫	120	20	13	△	徳田 七大夫	120	20	13	徳田 半人	120
205	20	14	△	藤田 勇太郎	66	20	14	△	加納 孫左衛門	61	20	14	加納 孫左衛門	6□
206	20	15	△	矢萩 文右衛門	48	20	15	△	吉田 喜右衛門	60				
207	20	16	△	坂井 勇大夫	67	20	16	△	松田 次郎左衛門	87	20	16	松田 材十郎	87
208	20	17	△	小林 与右衛門	85	20	17-18		吉川 新右衛門	46	20	17	吉川 半六郎	85
209	20	18	△	松能 庄八	60	20	17-18		加納 覚秀 揭地	48	20	18	森田 作左衛門	50
					20	17-18		△	森田 宗兵衛	41				
210	21	1	△	松本 宗助	57	21	1-A	△	鳴村 貞右衛門	49	21	1-A	鳴村 貞右衛門	49
					21	1-B			小杉 嘉太夫 揭地	44	21	1-B	安田 作兵衛	44
211	21	2	a	沖田 市次	62	21	2	△	沖田 市郎右衛門	51	21	2	沖田 友円	51
212	21	3	△	立野 又次郎	63	21	3		高橋 八左衛門	63	21	3	高橋 平六	63
213	21	4	a	吉村 弥太夫	82	21	4		吉村 弥太夫	82	21	4	吉村 東作	82
214	21	5	△	鈴田 雄次郎	46	21	5-6		塙清(煙硝) 藏	97	21	5-6	塙清(煙硝) 藏屋舎	97
215	21	6	△	上村 半六	46									
216	21	7	△	出口 儀陸	68	21	7-8-9-10		的場	154	21	7-8-9-10	的場	154
217	21	8	△	増水 金太郎	58	21	7-8-9-10		(人名・用途不記)	72	21	7-8-9-10	塙清(煙硝) 干場	(坪数不記)
218	21	9	△	村上 庫平	57									
219	21	10	△	加藤 清吉	42									
220	21	11	△	宮崎 源五大夫	81	21	11	△	宮崎 源五大夫	89	21	11	宮崎 昇助	89
221	22	1	a	桜井 知左衛門	71	22	1	△	桜井 知左衛門	71	22	1	桜井 雅大夫	71
222	22	2	△	加納 勇左衛門	96	22	2-18	△	加納 豊大夫	96	22	2-18	加納 左一郎	96
223	22	3	△	瀬戸 与右衛門	53	22	3	△	柴田 金大夫	53	22	3	高桑 伝左衛門	53
224	22	4	△	村沢 忠大夫	60	22	4	△	宮崎 吉右衛門	60	22	4	宮崎 勘兵衛	60
225	22	5	△	鈴木 武太夫	55	22	5		木村 太兵衛	55	22	5	木村 李左衛門	55
226	22	6	a	西沢 庄左衛門	89	22	6		西沢 庄左衛門	99	22	6	西沢 貞蔵	99
227	22	7	△	中條 和大夫	55	22	7	△	梅村 千助	55	22	7	中條 和大夫	55
228	22	8	△	窪生 丈助	53	22	8		窪生 新八	53	22	8	窪生 弥右衛門	53
229	22	9	a	池田 金左衛門	50	22	9		池田 金左衛門	50	22	9	池田 理助	50
230	22	10	△	安達 勝蔵	55	22	10		今村 庄右衛門	55	22	10	安達 勝蔵	55
231	22	11	△	窪田 与三大夫	103	22	11-A		安村 善蔵	50	22	11-A	(人名不記)	22
					22	11-B			窪田 嘉太夫	53	22	11-B	窪田造酒	81
232	22	12	△	山村 八左衛門	51	22	12		松村 六左衛門	51	22	12	松村 六左衛門	51
233	22	13	△	岡本 和次郎	62	22	13		藤江 円太	51	22	13	藤江 十蔵	62
234	22	14	△	井上 勘左衛門	46	22	14	△	五十嵐 九平	61	22	14	井上 勘左衛門	46
235	22	15	△	井村 多左衛門	96	22	15	△	井村 多左衛門	96	22	15-A	井村 多左衛門 うけち	16
										22	15-B	井村 多左衛門	80	
236	22	16	△	金浦 左平	51	22	16		高桑 七左衛門 上地	51	22	16	金浦 次平	51
237	22	17	△	清水 孫作	56	22	17	△	清水 友右衛門	71	22	17	清水 友希	71
238	22	18	△	(人名不記)										
239	22	19	△	高木 文次	44	22	19-A	△	明地	39	22	19-A	明地	39
					22	19-B		△	明地	24	22	19-B	明地	24
240	22	20	△	高桑 伝左衛門	71	22	20	△	出口 兵左衛門	56	22	20	出口 兵左衛門	96
241	23	1	a	服部 伊兵衛	440	23	1		服部 伊兵衛	440	23	1	服部 忠右衛門	440
242	23	2	a	村田 右内	200	23	2		村田 右内	200	23	2	村田 千助	200
243	23	3	a	堀 角左衛門	194	23	3	△	堀 角左衛門	194	23	3	堀 淳吉郎	194
244	23	4	△	石原 敏兵衛	88	23	4	△	石原 新兵衛	88	23	4	石原 五郎左衛門	88
245	23	5	△	太田 宗元	85	23	5		太田 宗元	(85)	23	5	大田 宗寿	85

地番	A図 横山家下屋敷図21・22号 家臣一覧			B図 下屋敷図23号 家臣一覧				C図 下屋敷図24号 家臣一覧							
	区域	地番	貼紙	家臣名	坪数	区域	地番	貼紙	家臣名	坪数	区域	地番	貼紙	家臣名	坪数
246	23	6	△	新飯田 治大夫	98	23	6-A		服部 伊兵衛 諸地	28	23	6		新飯田 治大夫	98
						23	6-B	△	石原 新兵衛 諸地	23					
						23	6-C		(人名不記)	37					
						23	6-D	△	森田 宗兵衛	9					
247	23	7	△	山口 六郎	62	23	7-13		(記載自体なし)		23	7-13		(記載自体なし)	
248	23	8	△	生嶋 伝兵衛	45										
249	23	9	△	加藤 長兵衛	45										
250	23	10	△	広永 与七	71										
251	23	11	△	深谷 庄大夫	62										
252	23	12	△	清木 友之丞	82										
253	23	13	△	能本 金右衛門	82										
254	24	1	△	赤尾 昌左衛門	89	24	1-2	△	谷 市郎左衛門	62	24	1-2	赤尾 昌之助	62	
255	24	2	△	梅村 森江	115	24	1-2	△	佐藤 伝丞	61	24	1-2	佐藤 雄藏	61	
					24	1-2	△	清水 平大夫	80	24	1-2	梅村 権六	80		
256	24	3	△	印牧 少兵衛	124	24	3の一部	△	印牧 十三郎	106	24	3	印牧 少兵衛	124	
257	24	4	△	福野 祐 []	100	24	4	△	福野 右兵衛	100	24	4	福野 十郎兵衛	67	
258	24	5	△	太田 宗蔵	67	24	5-3の一部		出口 沖右衛門	86	24	5	太田 宗蔵	67	

以上に掲げた〔表3〕は、A図・B図・C図に書かれた陪臣名と敷地面積などを解説し、筆者の方で与えた地番とともに一覧にしたものである。〔表3〕で3枚の絵図の内容を相互に比較すれば、地番ごとに宝暦年間から文化年間にかけ、どういう変遷があったか概観できる。また、A図・B図の貼紙には、C図が成立した文化13年以後の情報を書き込むこともあったので、さらに詳細な検証も必要である。

なお、地番の与え方は、上屋敷のある北西区では街区ごと1~10区に分け、南東地区では11~24区まで14区に分け（全24区）、各区内をさらに陪臣敷地ごとに地番を付与した。全24区の位置は次頁の写真に示した通りである。地番はA図を基本に付与したが（なお、あとで地番補正をしたとき追加したものは「2-イ」、「2-ロ」と表記してある）、B図・C図で該当地番が細分化されていた場合、「2-A」「2-B」と分筆表記とした。B図・C図で大きく区画統合されている場合は、「1~3」というように地番表示したが、正確な区画の統合状況を知るには、原本を閲覧する必要がある。このように3図の間で屋敷区画割線が変動した場合、表記に工夫はしたが、あくまで大まかな変遷状況しか表示できなかつた点を断っておきたい。なお、〔表3〕に書かれた貼紙欄の記号等については、1節の個別絵図の説明を参照されたい。

【付記】 なお、このデータ作成や陪臣名の解説整理などは、主に池田が実務を担当し、木越が総括した。景観年代等について議論した結果を木越の責任で記述した。また石野友康も、この間の作業を側面から支えており、データ入力等にあたり、松田（旧姓村上）純子の協力を得た。

[註]

- (1) 矢守一彦『都市プランの研究』（大明堂、1970年）。同『城下町のかたち』（筑摩書房、1988年）。
- (2) 吉田伸之「近世の城下町・江戸から金沢へ」（週刊朝日百科『日本の歴史 別冊・歴史の読み方2』1988年）。
- (3) 『前田土佐守家資料館図録』4章（金沢市、2002年）。谷口明伸・増山仁「前田土佐守家の下屋敷と醒ヶ井遺跡」（『金沢市文化財団研究紀要』1号、2004年）。
- (4) 木越隆三「『延宝金沢図』にみる城下町の空間構造」（『年報都市史研究』14、2006年）。
- (5) 木越隆三・池田仁子「横山家の家臣団と家中統制」（『金沢城代と横山家文書の研究』金沢城研究調査室編、2006年）。木越隆三「城下町の中に城下町」（『北國文華』35号 2008年3月）。同「複合城下町金沢と加賀八家」（『北國新聞』文化欄、2008年2月7日付）など。
- (6) 横山家文書（六）家政150~179号。
- (7) 『加賀藩史料』2。
- (8) (9) 「諸士系譜」加越能文庫、金沢市立玉川図書館所蔵。

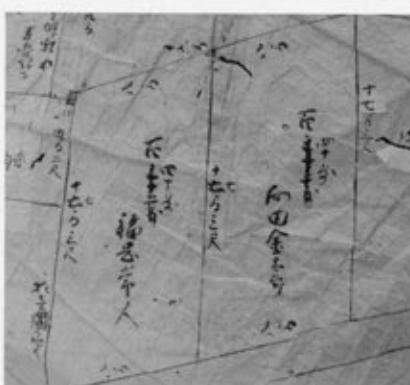


横山家下屋敷の住居区分（B図の上に加工表示）

横山家 A図にみられる主な筆跡



筆跡例 a



筆跡例 b



筆跡例 c

※なお、昨年刊行した金沢城研究調査室編『金沢城代と横山家文書の研究』は、石川県庁1階行政情報サービスセンターで販売中（定価1430円）。

一、四組分

胴突菱

一、四筋

同蛇繩

一、拾三

内□壁方之分 手桶

一、武ツ

但、壁方之分 車桶

覺

右、金谷御普請所御用之諸品余物
月十六日、不殘定場

巳三月

一、小杉半七郎見廻之事、

三月廿四日、浅井・西田・中島・城戸・辻

一、白江久五郎見廻之事、

三月廿五日、浅井・西田・中島・城戸・

一、白江久五郎見廻之事、

三月廿六日、浅井・西田・中島・羽城戸・

一、小杉半七郎見廻之事、

三月廿七日、浅井・西田・中島・羽城戸・辻

一、竹沢御屋敷御休息

同座

六

如斯御座候事、

三月廿日、浅井・西田・中島・羽田・計

2
1

一、竹沢御屋敷、今日風入三付、中島・城戸・森田清七・日用武人伊

罷出、御橫目足輕掘内平之丞・中村庄右衛門、中

昌黎縣志稿卷之三十一

木室主・堀庄右衛門　三人宛交代して入団相談候事　涉井慶見

正の腰 且後見廻之事、但、四半時頃か
吉郎右衛

門与交代、白井久五郎見

三月廿一日、浅井・西田・中島・城戸・辻

一、自江久五郎見廻之事、
羽田

三月廿二日、壬戌、西日、口易、城戸土

三月廿一日 津井・西田・中島・
羽田・辻

小杉半七郎見廻之事

三月廿二日、浅井・西田・中島・羽城田戸・辻

覺

一、七拾五貫六百四斗一百四十二兩

九分五厘

一、四貫六百目斗
百目斗又分
銅通

一、六貫六百五拾串十
二、一百四十五分
三、銅閏

一
六百廿一
古鉛

一、壹貫七百目斗
百目壹匁七分
□網

右、銅等貫目高如斯御座候、

己三月

一九四二年

武拾四枚

内五枚
波着寺江
分

残

一、四貫四百七拾三匁八分五厘

二月
相済

一、白江久五郎見廻之事、

三月六日、浅井・西田・中島・
□

(9-4)

棟梁新五

□

一、壱貫六百八拾目

二月分今日
□

御払
□
済

三月七日、浅井・西田・中島・城戸

羽田
辻

一、小杉半七郎見廻之事、

三月八日、浅井・西田・中島・城戸

羽田
辻

一、白江久五郎見廻之事、

三月九日、浅井・西田・城戸
羽田
□

一、白江久五郎見廻之事、

三月十日、浅井・西田・中島・城戸

羽田
辻

一、白江久五郎見廻之事、

三月十一日、浅井・西田・中島・城戸

羽田
辻

一、白江久五郎見廻之事、

三月十二日、浅井・西田・中島・
羽田
□

一、白江久五郎見廻之事、

三月十三日、浅井・西田・中島・
羽田
□

一、白江久五郎見廻之事、

三月十四日、
羽田
辻

一、竹沢御屋敷内御畳床、其余木品木目立不申品者、御払可申付旨、

御用部屋衆御談之旨、浅井殿御談之事、

三月十日、浅井・西田・中島・城戸

羽田
辻

内
覚

一、弐千百五拾九畳

御畳床

千弐百三拾畳

金谷御用相立

八拾三畳

同所物置
二
相残り分

八百四拾六畳

竹沢
二相残
□
分

武口残

メ九百弐拾九畳

右、御畳床指引如此御座候事、

巳
三月

一、小杉半七郎見廻候事、

三月十一日、浅井・西田・中島・城戸

羽田
辻

一、水島半助・藤岡伊太夫、当七日夕宿割
振向、今日致発足候旨、甚之丞御申聞候事、

一、御引手釘隠類・金具、御作事所江指出分員數書調く、り置候事、

一、小杉半七郎見廻之事、

三月十二日、浅井・西田・中島・
羽田
□

一、白江久五郎見廻之事、

三月十三日、浅井・西田・中島・
羽田
□

一、白江久五郎見廻之事、

三月十四日、
羽田
辻

(9-7)

一、白江久五郎見廻之事、

羽田
辻

一、左官棟梁弥三兵衛・畳棟梁清助跡しらへ御用等、今日切御用相済

候事、

三月十七日、浅井・西田・中島・城戸

羽田
辻

一、白江久五郎見廻之事、

三月十八日、浅井・西田・中島・
羽田
□

一、小杉半七郎見廻之事、

三月十九日、浅井・西田・中島・
羽田
□

一、小杉半七郎見廻之事、

三月二十日、浅井・西田・中島・
羽田
□

被仰出候段、申来候条、為御承知申進候、以上、

一、橋々向テ左之方御書物奉行支配

一、同右方南御土藏奉行支配

一、御露地役所之方御武具奉行支配

右之通、玉泉院様丸御門窓蓋無之ヶ所、如斯御座候事、

一、白江久五郎見廻之事、

二月二日、坂井・浅井・西田・中島・城戸・辻

一、白江久五郎見廻之事、

羽田・中島・城戸・辻

一、白江久五郎見廻之事、

金谷御普請所入口番人并
金小屋昼夜火之番假横目兼帶

代り 鈴木半助

坂井伊三郎

二月二日、印割場

二月三日、坂井・浅井・西田・中島・城戸・辻

(9-13)

二月廿二日、浅井主鈴様 武田九郎兵衛

右、御縮ニ付、御横目足輕壹人日帳役壹人小遣小者御縮解候迄、為
相詰其余諸職人日用等□ニ付、役所何茂引取候事、

二月廿三日、浅井・西田

一、御城代播磨守殿・美作守殿御文庫本多政和〔前田孝本〕
被成候ニ付、八時より御越之事、事、

一、白江久五郎見廻之事、

二月廿四日、浅井・西田・中島・城戸・辻

一、切手御門番所、今日定番足輕相勤候ニ付長田新兵衛江
木村原太夫より引渡、

(9-10)

一月廿六日、浅井・西田・中島・城戸・辻

西田・中島・城戸・辻 羽田・中島・城戸・辻

一、白江久五郎見廻之事、

二月廿七日、浅井・西田・中島・城戸・辻

一、浅井殿見合之事、服部五郎左衛門見廻之事、

一、白江久五郎見廻之事、

二月廿八日、浅井・西田・中島・城戸・辻

一、浅井殿御出勤之事、

一、小杉半七郎見廻之事、

二月廿九日、浅井・西田・中島・城戸・辻

一、御庭籠やね内、御烟境のし立等御修覆相済候ニ付、棟梁忠平・長六
等定場へ相返

一、小杉半七郎見廻之事、

二月晦日、浅井・西田・中島・城戸

(6-15)

一、白江久五郎見廻之事、

三月朔日、見廻之事、

同二日、

一、小杉半十郎見廻之事、

同三日、見廻り

三月四日、浅井・西田・中島・城戸

一、白江久五郎見廻之事、

三月五日、浅井・西田・中島・城戸

羽城戸・辻

被仰付候内百式

地被仰付候事、

巳二月四日

右之通拌領被

二月五日、坂井・土肥・浅

一、拾五貫目

内壱ノ目旧

右、正月分等御入用銀

御渡三付、吉郎右衛門様

右、今日御拵相

一、白江久五郎見

二月六日、坂井・土肥・浅井

(6-6)

二月八日、坂井・土肥・浅井・西田・

一、小杉半七郎見廻之事、

二月九日、坂井・土肥・浅井・中島・城戸・辻

一、白江久五郎見廻之事、

二月十日、坂井・西田・中島

一、御棟札調筆致候様、浅井殿

(9-12)

二月十八日、坂井・土肥・浅井

一、吉郎右衛門儀、今日御

罷出不申事、但、御棟

一、白江久五郎見廻之事、

二月十九日、坂井・土肥・浅井

一、今日御普請出来

御吸物頂戴御

坂井殿江申上候事、

但、御横目足輕以下

一、今日表御居間之

夫々致指図候事、

一、白江久五郎見廻之事、

二月廿日、坂井・土肥・浅井

一、小杉半七郎見廻之事、

一、今日坂井殿・土肥殿

(3-1)

御寝所先御土藏鍵

一、壱

七半時過、引渡相済候事、

二月廿一日、浅井・西田・中島・城戸・

覺

一、五挺

梯子

内三挺 三間、壱挺 武間、壱挺 八尺

右、金谷御屋敷為御用請取申度御座候、當時竹沢屋敷御不用之分、
御作事所江相渡居候旨、同所奉行中申聞候間、相渡候様、被仰渡可
被下候、以上、

被下候、以上、

二月十八日

前田美作守様

土肥権六郎判

(手本)

一、小杉半七郎見廻之事、

二月廿二日、浅井・西田・中島・城戸・

今日松坂通等、金谷外御庭、丹後屋敷江懸、御縮九時迄二出来候様

【資料紹介】

金沢城作事所に関する断簡資料（2）

石野 友康

式

竹沢御広式御舞台
道成寺金具

ては、本文にアミかけを施し、抹消点がある場合には左に「 」を施すこととした。

一九七三年当時、金沢大学の学生であった名倉慎一郎氏によつて見いだされた襖下張り文書については、すでに本誌四号（平成18年）で木越隆三氏によつて、概要等とともに、その一部が紹介されている。本号は、木越氏に引き続き内容の一部を紹介するものである。前回は、（1）作事関係の建築修理経費の総括記録（文化～天保年間）、（2）作事関係の建物修築経費の年次別書上（文化十一年～天保九年）であつたが、今回は、月日が記され、作事所関係の日誌の一部かと思われるものが含まれていたことから、そのうち二月、三月の分を紹介していきたい。便宜上、日にちごとに配列したが、もとより、断簡資料なので、年代は不明であり、また、同一年であるとは限らない。ただし、整理番号9-10には、二月二十六日条で「今日、延之助様、金谷屋敷 御引移」という記述があり、十三代藩主前田斉泰の子延之助が金谷御屋敷に移つた天保四年（一八三三）と判断できる箇所もある。

毎日の日付に続いて人名が記されており、なかには、「羽田」「城戸」「西田」など藩の御大工頭、もしくは御大工と合致する人名も含まれている。おそらく、藩の作事所に詰めた当番を記しているのであろう。なお、史料の翻刻にあたつては、

・原則として常用漢字で表記したが、一部、変体仮名や近世古文書独特の略体・異体の文字を使用した。

・本文書群には、朱書きと抹消点がみられるが、朱書きがある部分について

出格之御詮儀を
二而御頭百六拾

一月四日、坂井・浅井
一、竹沢木品引方左
柵御門際ニのとや
申度旨相願出候
受取度旨、相
浅井殿御談ニ付、
□番足輕懸渡
御大工頭西田清平
一通リニ而者難及御
相勝、其以来御
御普請方御用向
之筋も出来御用

「男女奉公人縮方之儀、今般於公事場相極候触状等覚」がある。

(11) 池田こういち『古文書も読めるくすし字辞典』学習研究社、平成一八年、二四五二二四八頁。

(12) 財團母子愛育会『日本産育習俗資料集成』第一法規出版、昭和五〇年、四七九頁。

(13) 錢換算は前掲(6)『藩史料』明治二年七月及び九月五日条、一〇八八・一〇〇頁に依る。

(14) 地方史研究協議会『近世地方史研究入門』(岩波全書、昭和三〇年)『江戸時代の物価表』及び前掲(6)『藩史料』明治元年五月条、八六四頁に依る。

(15) 「町名帳」は金沢市立玉川図書館加越能文庫所収。本稿は刊本(同館『金沢町名帳』平成八年)を活用した。
(16) 前掲(6)『藩史料』一二〇六、一二〇七頁。

(17) 抜稿「加賀藩の蘭学と洋学」(石川県教育委員会文化財課金沢城研究調査室『よみがえる金沢城—四五〇年の歴史を歩む—』平成一八年、三九頁)。

(18) 抜稿「近世加賀文人のサロン形成—金子鶴村の京都勤学をめぐつて—」(『日本歴史』六四六、平成一四年三月)。

(19) ほかに石川県立図書館蔵『諸士系譜』、日置謙『加能郷土辞彙』改訂増補版、北國新聞社、昭和四八年、参照。
(20) 「賀川門籍」は京都府医師会編『京都の医学史』(資料編、昭和五五年)収録。賀川満定については、前掲(1)杉立『御産の歴史』一五七、一六一頁に依る。

(21) 本稿では牛痘伝苗・種痘所に関する、赤祖父一知「富山旅籠町種痘所」について』(『北陸医史』一八卷一号、平成九年、三三頁)を参照した。

(22) 川本裕司・中谷一正『近世日本化学の始祖川本幸民伝』共立出版、昭和四六年。

(23) 抜稿「町の文化」(『新修小松市史』資料編二、平成二二年、二七六頁)、同

「近世加賀町人の暮らしと文化—小松・安宅を中心として—」(藤井一二編

『近世地域支配と文化』岩田書院、平成一七年、一五六頁)。

(24) 緒方富雄『緒方洪庵伝』岩波書店、昭和三八年。

(25) 「荻野元凱門下姓名録」及び「小森家門人帳」は前掲(20)京都府医師会編『京都の医学史』所収。

(26) 前掲(20)『京都の医学史』。

(27) 前掲(1)『御産の歴史』一四七、一四八頁、『国史大辞典』三(吉川弘文館、昭和五八年)『賀川流産科』の項。

(28) 金沢市『金沢市史』資料編3、近世一、平成一一年。

者や穏婆で、かれらは出産における重要な位置にあつた。第三に出生に関わった医者は、家中医のみでなく、藩医や産婦の実家の家中医も診察に当たり、中には蘭学・洋学を学ぶ者も現われ、実務上新しい学問・医術が加賀藩領内に受容されていった。第四に、明治三年出産に関わった穏婆・乳付人・乳母・介抱人・年寄女中などは着帯・出産・御七夜・枕直・御色直など、少なくとも一〇ヶ月間、その都度、各その役目を果たし、その活動の一端が窺えた。中でも乳付人は家中の武家の妻から選ばれ、また、養育補助人として、乳母座から派遣された乳母は、金沢近在の村から乳母奉公という形でその役目を果たした。こうした人々の周辺が、引いては城下町金沢の賑わい創出の一翼を担つたものとみられる。

近世武家の出生・出産に関して、藩主前田家の場合も若干知られており⁽²⁾、今後このような横山家出生規式の手本とみられる金沢城内の奥向の作法、諸相に関する史料の発掘や他の城代、藩の重臣についても、新たな検証が必要である。また、人生儀礼や冠婚葬祭など、武家生活全体に関して、他藩の大名家との比較検討も課題となつた。

〔註〕

- (1) 鈴木ゆり子「儒家女性の生活—頼梅慶の仕事と出産・育児」(『日本の近世』一五、林玲子編『女性の近世』、中央公論社、平成五年)、宮田登「冠婚葬祭」(岩波新書、平成一年)、杉立義一「御産の歴史」(集英社新書、平成一四年)、江後迪子「大名の暮らしと食」(同成社、平成一四年)、磯田道史「武士の家計簿」(新潮社、平成一五年)、福田千鶴「近世中期における彦根伊家の奥向」(彦根藩資料調査研究委員会『武家の生活と教養』、彦根城博物館叢書6、平成一七年)など。なお、加賀藩の武家については木越隆三氏、彦根藩の武家生活研究については、中野節子氏の御教示に依る。
- (2) 摘稿「金子鶴村の蘭学と海外・科学知識—化政期加賀藩蘭学受容の一侧面」

」(『日本歴史』六九八、平成一八年七月)、同「加賀藩蘭学の受容と医者の動向」(『北陸史学』五五号掲載予定)。

(3) 横山隆章の結婚時期については、明治二年横山右馬「先祖由緒一類附帳」中、「横山八兵衛好察」の項(金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵)に依る。また、遺書執筆について、石野友康氏の御教示に依れば、藩老前田土佐守家の場合、正月二日に毎年遺書を書くという(前田土佐守家文書「一代雜事」)。これは遺書の執筆が半ば年中行事になつておらず、武家においては、特に家督継承・家存続が重要視されていた一面であろう。

(4) ほかに安政六年高沢左次馬「先祖由緒一類附帳」による。これを含め、以下本稿では次に示す諸氏の由緒について、各家の「先祖由緒(并)一類附帳」(多くは明治三年)は、金沢市立玉川図書館加越能文庫所収のものを活用した。太宰孫九郎・真田守男(慶應元年のものも含む)・丸山慎吾・小坂寿安・土岐雄吉・森多津(明治七年)・森軍一・森賢造(横山家文書、慶應元年のものも含む)・伏田元幹・石川見斎(安政六年)・石川孝恭・閔周節。

(5) 小笠原敬承「正月に生かす礼法の心」(北國新聞社『北國文華』二六、平成一七年一二月)。

(6) 横山家文書、横山隆平「先祖由緒一類附帳草稿」(明治三年)、前田育徳会

「加賀藩史料」(以下「藩史料」と略称)藩末篇下、昭和五五年、一一四〇頁。「藩史料」では、隆平の金沢城番就任を明治二年一月三日とする。

(7) 横山七郎左衛門の幼名選については、前掲(3)横山右馬「先祖由緒一類附帳」にも見える。

(8) 銀換算高について、経済史研究会編『日本経済史辞典』上(日本評論社、昭和四〇年)「金銀銭比価」の項に依つた。

(9) 摘稿「近世寺院の女性生活史断章—加賀金沢瑞泉寺文書調査より—」(『加能史料研究』一四、平成一四年)。

(10) A IV六九、「御国法御用留帳」。これとほぼ同文のものに、加越能文庫蔵の

年一二月出仕、文久元年正月相続。【石川見斎】一八三〇～？。横山家の家中医。七人扶持、のち九人扶持。石川太次右衛門（横山隆平出生時、勘定方主附）次男。隆平長女茂樹出生時の担当医の一人。嘉永六年一二月出仕。安政五年九月、京都へ勤学。賀川流産科の門人帳「賀川門籍」にも安政五年の入門が記されている²⁵。翌六年九月帰郷。同人の「先祖由緒一類附帳」は安政期のものしか残存せず、明治三年以降、横山家の出産以外の動向は不詳。なお、右産科医学は創始者の玄悦が蘭書中の胎児の位置の誤りを指摘するなど、日本医学史上特異な地位を占め、その門下片倉鶴陵らは様々にオランダ・イギリスの産科医学を取り入れており²⁶、幕末の見斎も蘭学・洋学を何らか学んだものとみられる。【清瀬元柳】一八三七～？。正基。六人扶持。横山家の家中医。明治元年・同二年の分限帳にその名が見える。実は伏田元幹（太庵、博道、渾沌斎）の三男。医者をしていたところ、安政五年一二月一一日付で、横山家の年寄女中清瀬の名跡を継ぐ。この時の横山隆章より元柳宛の扶持宛行状が横山家老職を勤めた上田家文書（石川県立歴史博物館蔵）にある。

ほかには同日付で、元柳を家中医の末席に申付るという当家家老の横山八兵衛好近ら四人の連署達状、元柳に対し、年末詳一二月一三日付、平手忠左衛門信光（信敏の嫡子）による「診御用」の申付状も残されている。元柳は名跡を継いだ翌安政六年、さらに医学修業のため江戸へ遊学する。明治三年の居宅は金沢觀音町にあつた。【石川元隆】一八四四（一八四七とも）～？。元立・孝恭。七人扶持。藩老奥村栄滋家の家中医。安政六年相続。文久二年一月「蘭学執行」を拝命し、黒川良安へ入塾。元治元年四月、良安の前田慶寧上京の御供に随行し、同年一〇月帰郷。慶応元年八月、江戸表へ医学として「蘭学」執行のため三ヶ年間勤学。同三年六月帰郷。明治元年閏四月養生所種痘方御用、同年五月同所治療方御用、同三年医学訓導、同監正等を歴任。この間、同年横山隆平長女茂樹の出生直後七月七日、産婦恒の実家で主家の奥村家から派遣され、診察に当たる。幕末・維新期、蘭方医として活動する

注目すべき医者の一人。【関周之進】一八三〇～？。周庵・肆義。石川元隆と同様、奥村栄滋家の家中医。六〇石。弘化四年相続。元治元年上京の御供を拝命。明治三年七月八日、横山家に派遣され、出生兒茂樹の診察に当たる。【生柴元春】生没年不詳。奥村家の元家中医。明治三年七月九日、横山隆平長女茂樹誕時診察に当たる。

おわりに

以上、金沢城代を勤めた横山家の近世後期の出生における、家臣や医者・穏婆・乳母等女性達についてみてきたが、次の点が指摘できよう。

第一に出生関連の諸規式は、先例に基づいて、原則的にはその方法を踏襲し、或いは臨機応変にそれぞれ執行され、生命の危険を脱した御七夜祝には家族間や親戚等御祝金品の授受、幼名披露、御産髪垂規式が成され、家臣へも御祝の下賜があつた。この内、文政・弘化期では同家の家老職を初め近習頭や勘定役・奥御用聞・御膳番・御台所賄方・御買手方・料理人など総家臣の一割弱の者が各勤めを担つた。特に祝全体の事務方の責任者は、家老の次に位置する小将頭・御用人で、何れも表向の公的役職の者であり、出産が武家にとつて重要なことが推測できる。しかし、明治二年までの同家の家臣数は、翌三年には一割弱に激減し、御産方担当者は御家司兼勘定方という家政方、奥向、私的な者である点異なつてている。が、家臣の上位者であることに変わりなく、このようにところに、近世的要素を含みながら、近代へ移行する様子が窺える。こうした御七夜祝の諸規式は、次第に簡略化・省略化の傾向があつたが、家臣への祝の下賜金品の多少から、役割の軽重がある程度把握できた。

第二に文政期以降、物価の上昇と貨幣価値の下落により、次第に下賜金品も高額化の傾向にあつたが、各時期における下賜金品の多額な者は医

横山隆貴出生時、診療医の一人。のち藩校明倫堂で「医学稽古指引」の任に当たる。外科兼帶。天保三年一〇月良齋のもとに、小松の町医者富沢敬齋（富沢貞藏嫡子、金子鶴村の孫）が入門する⁽²⁾。藩医白崎玄正・黒川良安らと金沢城二の丸造営の際の絵師梅田九栄季信（弘化三年没）の診療に当たるが、良齋自らも同年没する。その嫡子も良齋と称し、青洲の嗣子華岡鷺洲の弟子になる。【森専順】生没年不詳。文政期横山隆貴出生時の家中医。「由緒一類附帳」の森専安（？—一八三五）。横山隆盛の代、文化八年召出。文政五年一二月「診御番」拝命）生没年不詳。文政期横山隆貴出生時の家中医。「由緒一類附帳」の森専安（？—一八三五）。横山隆盛の代、文化八年召出。文政五年一二月「診御番」拝命）と同一人か、兄弟であろうか。文化八年町名帳に森専太郎の記載有り、住居は四丁毫番町と見える。【森専良】（？—一八六三）。実は森良齋二男。森正賢の婿養子。七人扶持。横山家の家中医。弘化期以降江戸・京等へ遊学する。弘化三年三月、江戸へ出発予定のため、隆平出生の御七夜祝金は拝領ならず。【森賢造】（一八四三—？）。六人扶持。横山家の家中医。実は森元東（藩医森快安厄介養兄）の子。慶應元年七月、亡養父専良の名跡を継ぐ。【岡部玄竹】生没年不詳。横山家の家中医。「町名帳」によれば、文化九年住まいは石引町である。文政一〇年横山隆貴出生時診察医の一人。【岡部正齋】生没年不詳。弘化三年横山家の家中医。隆平出生時「診御番」でなかつたが、同家隆盛出生時、奥詰でなかつた林元仙の前例に倣い、御七夜祝の下賜銀一二匁九分を拝領する。（参考）【岡部亮平】生没年不詳。横山隆平の手医者。安政二年三月二二日大坂の緒方洪庵への入門が「適々齋塾姓名録」でわかる⁽²⁾。横山家文書「公義向留帳」によれば、洪庵のもとで勤学中、文久元年三月「功用」（診療か、投薬か、病氣に関する用事）のため、長崎へ遣わしたき旨の師洪庵の出願により、藩はこれを許可している。また、同文書、安政二年明石平八（小将組）の「先祖由緒一類附帳」には、同人の妻は岡部亮平の「養おは」と記され、また、平八の実母方のいとこに岡部亮平の名が見える。【岡部慎齋】（一八四一—？）。明治二年分限帳に見える。七人扶持、文久二年一二月相続。横山家文書の内、近世中期から幕末期の景観を示す横山

家下屋敷図に、同人の名が記され、九間二尺×八間三、四尺の八〇歩余の屋敷地に住んでいたことがわかる。【伏田元幹】（？—一八二六）。博厚。文化八年の住居は袋町。横山家の家中医。祖は与左衛門といい、越後高田城主松平越後守家臣であつた。横山隆盛の代、享和二年医師として召抱られる。隆章出生時より当家の出生に関し、合計八回「御産主附」に任せられ、新知六〇石を拝領。文化八年・同一一年江戸へ御供する。直姫（藩主前田齊広娘）・他龜次郎（同息）の診察をも拝命。【伏田元幹】（一八〇一—一八六八）。元監・太庵・博道・渾沌齋。横山家中医。八〇石。元幹の嫡子。文政四年三月二一日、二二歳の時武谷多福（加州高松の人）の紹介で、京都の荻野元凱（一七三七—一八〇六。加州金沢出身、朝廷の医官）創始の医塾に入門（荻野元凱門下姓名録）。文政九年家督相続。同一〇年隆貴出生時は在京中で、同年一月京の蘭方医小森桃塲（一七八一—一八四三）に入門し、蘭方医学を修めたことは「小森家門人帳」でわかる⁽²⁾。天保一二年渾沌齋と改称。弘化三年隆平出生時の担当医となる。【伏田元幹】（一八二三—？）。元亨・博昌・厚昌。八〇石。横山家の家中医、のち、藩医。元幹（渾沌齋）の嫡子。天保一一・一二年上京し、小森桃塲等に入門し、蘭方医学を学ぶ（小森家門人帳）。同一四年一二月出仕。嘉永四年四月、江戸の大槻俊齋（仙台藩の蘭方医、種痘で有名）に入門し、再び蘭方医学を修めたことが「先祖由緒一類附帳」で明らかである。嘉永七年元幹と改名。幕末金沢の種痘に尽力したのは同人であろうか。慶應四年七月相続。明治三年一月、隆平妻恒の懷妊を診断し、御産主附を拝命、出産時及び産後の母子（恒と茂樹）の診療に当たる。この間同年四月「医学館常備医」となる。同三年居宅は材木丁下土橋にあつた。【伏田暉々】生没年不詳。弘化三年横山隆平出生時の診察医の一人。【三郎様御七夜御祝御用留】に組違いであることが記されているが、詳細は不明。【伊藤玄純】生没年不詳。横山家の家中医。横山隆平出生時の診察医の一人。【伊藤玄長】（一八三七—？）。明治二年分限帳に見える横山家の家中医。一〇人扶持、文政五

四五〇石) が最高で、横山の家中医の場合、明白なものをみれば、伏田元幹の八〇石が最高で、何人扶持というように、小禄も少くない。さらには藩医・家中医を問わず、一般に医学・医療の知識・技術を有する彼等の中には市井に住み、必要・要請に応じて比較的の自由に士農工商の身分的枠を越え、診療を中心に各階層に様々に関わつたものと解せる。

この点、儒者として藩の家老職今枝家より禄を食む身でありながら、前田万之助・同織江、山崎など、藩の重臣の侍講や町人らの講釈会の講師

を成し、各階層の文人達と広く交流した金子鶴村の生き方に類似する⁽¹⁸⁾。最後に、先の「表4」の医者について、文政・弘化・明治期の各留帳及び各家の「先祖由緒一類附帳」や蘭学塾入門帳等より掘り起こし⁽¹⁹⁾、その略歴を人物毎に整理する。紙数の関係上活字を小さくしたが、金沢城や城内奥向で診療に当たつた藩医、石積みの穴生、蘭学に関する事項は太字にした。

【丸山了悦】

?—一七八八。藩医。一〇〇石。実は前田土佐守手医者横井寿伯

二男。宝暦二年丸山家を相続。天明三年横山隆盛出生時招かれ、診察に当たる。【小坂寿安】?—一七八八。加賀藩家老職津田家の家中医。宝暦一年

相続。天明三年横山隆盛出生時診察する。代々寿安と称するが、同人より二代後の寿安は、津田政本(内蔵・玄蕃・正身、?—一八二九)の手医者で、文政八年から九年にかけ京都へ遊学し、小石元瑞の門下生となる。その養子

寿安(秀実、五〇石。明治三年、五四歳)は藩医森快安の弟子である。【土岐安惠】?—一七九九。実は浪人奥田勘右衛門伴。明和七年医者として藩老奥

村隆振より五人扶持を給される。小坂寿安と同様、天明三年横山隆盛出生時診察に当たる。後裔の雄吉(忠貞、五〇石。明治三年、三五歳)は幕末・維

新期、種痘所御雇御用、養生所詰、医学館詰等を歴任する。【横井寿益】生没年不詳。文化元年横山家の女兒充(横山隆章の姉か)の出生時診察に当たる。

【森元東】?—一八七四。快安・采秀。藩医。快安の嫡子。文政元年出仕。初

め一〇人扶持、天保四年二〇〇石。この間文政一〇年、横山隆貴出生後診察に当たる。弘化元年病身のため一時退身するが、安政六年「学校医学講師」、

万延元年二の丸御広式御用・金谷御広式御用、元治元年「学校医道稽古指引役」を勤める。【林元仙】生没年不詳。横山隆盛の手医者。弘化の横山隆平出生時「御先代(隆盛)御出生之砌」御奥詰でなかたが、御七夜祝金一〇〇疋が下賜される。【坪田寿徳】生没年不詳。近世中期賀川玄悦創始の賀川流産科における京都の執中館の門人帳「賀川門籍」中、文化九年条に坪田寿徳の名が記され、玄悦孫賀川満定に学んだことがわかる⁽²⁰⁾。弘化三年寿徳は横山隆平出生時、安産御用係を勤める。隆平は三月一七日出生するが、二日後の同一日同人の出勤日数一五度で、それまで投薬はなしの旨報告される。横山家文書元禄一五年の分限帳(寛政七年五月の写「大坂御陣勤帳・諸事御定帳・御家中侍帳・御人帳」)に、坪田庄太夫(小将、二〇俵二人扶持)・坪田伴七郎(一〇俵一人扶持)が見え、寿徳は彼等の子孫であろうか。【津田隨分斎】生没年不詳。煥。津田養(一七四二—一八一三。隨分斎、豹阿弥)の嫡子。横山家の家中医。横山隆貴・隆平の出生担当医の筆頭を勤める。津田隨分斎の名は、文化八年の下堤町の町名帳に「横山監物(隆盛)様医師」と見える。文久三年牛痘伝苗や安政二年金沢堤町種痘所設立に尽力する⁽²¹⁾。妻は穴生又五郎恒茂(一八〇〇—?。四〇俵)の娘政(一八二六—?)で、奥源兵衛紀隆筆の「家系」(嘉永五年まで記、小松穴太家旧藏、機械複写に依る)中に、天保一年七月隨分斎に「嫁娶」と記す。【津田隨分斎】一八四九—?。横山家の家中医。明治二年分限帳に文久二年八月出仕、同三年一二月相続、六〇石と見える。【津田淡々斎】生没年不詳。津田自然斎の息。横山隆貴出生時の診察医の一人。蘭学者川本幸民の門下生であることは「川本幸民塾入門姓名録」でわかる⁽²²⁾。【森良貞】?—一八四六。丁斎・賢能。横山隆章の手医者。のち藩医。文化期の住居は十間町。和漢蘭折衷の医方を採入れた華岡青洲に文化一四年一二月五日入門し、その医塾、春林軒の塾頭となる。文政一〇年

「表4」の隆貴出生時の津田二名、森二名、岡部・伏田の六名の医者に関連する人物として、岡部玄竹・津田隨分斎・森良斎・森専太郎の名が文化八、九年の「町名帳」に横山隆盛の家中医として各々見えており⁽¹⁾、また、明治元年、同二年の分限帳に彼らの後裔を含む伏田元幹・津田隨分斎・伊藤玄長・石川見斎・岡部慎斎・森賢造・清瀬元柳といった七人の医者が記されている（前稿）。以上を踏まえて、次のことが指摘できる。一点目に、隆貴出生時における津田淡々斎は「組が違」い、詳細は不明だが、少なくとも文政一〇年から明治二年までの横山家には最低五十七人の医者がおり、明治二年の七人の医者は、同三年維新の変革によりすべて職を解かれた。すなわち、当家の家臣は、ほぼ家政上の人員を残し、次の「表5」に示したように、総勢四八〇人から四三人と一割弱に大幅激減することがわかる。

〔表5〕明治維新期分限帳による横山家家臣人数表

(*明治二年及び同二年の分限帳より作成。)

(弓力)	明治2年 役職等	人数	明治3年 役職等		人数
			明治2年 役職等	明治3年 役職等	
86 47 22	36	135	5	11	5
			御家司 (侍支配・勘定方兼帶)		
			御家事 (足軽支配)		
			侍 (御近習・横目兼帶、 金錢小払役・買手役兼帶)		
			足軽 (足軽小頭・小者頭兼帶)		
			(右小計 24)	7	10
				2	5
8	小者				
	奥女中 (年寄女中・平女中)				
	御次者・端之者・				
	留守居組支配				
	御徒組支配				
	鉄砲足軽等				

坊主組	茂樹御指
割場附留守居足軽	
割場附新組足軽	
御奥惣女中	遊仙院御指
合計 (弓力除く)	(右小計 19)
480	25 41 54 22
	合計 43

明治三年七月一日、加賀藩の陪臣は士族・卒族に編入されることとなるが⁽¹⁾、「表5」のように前年まで存続した小将組・御徒組・割場附足軽等という横山家の軍事方の役職は廃止され、同三年には「侍」「足軽」という名称の家臣を残すものの、「御家司」「御家事」など家政担当の家臣が中心となって来る。かくして、三年の茂樹出生担当医は、伏田元幹と石川見斎の二人で、「表4」のように、前年までは当家の家中医であったが、伏田は藩医の身分として、臨時に横山家の出産担当医となつた。おそらく、四〇歳台の年長で経験豊富な元幹（四八歳）と見斎（四一歳）の二人が重用されたのである。ともあれ、弘化三年以前では、在京や江戸出発等の場合を除き、家中医のほとんどが、当主の子女出産のスタッフであった。二点目は近世後期、横山家において出生児一人に対し同家の家中医が二人～五人及び家中以外の藩医や妊産婦の実家の家中医ら一～三人の医者が、医療スタッフとして、場合によつては胎児の段階から診察・治療を成している。その背景として、大藩の加賀藩に大名クラスの子女出産であるということで、次世代を担う責務を負う可能性の高い出生児の生命が、より著しく重要視されたものとみられる。それゆえ、胎児の時より健常であることの情報がより強く求められ、多くの医者による確実な診断及び医療スタッフを必要としたものとみられる。三点目は近世後期、藩医や重臣達の家中医など、俸禄取りの医者は、例えば文化四年の「帳秘藩臣録」によれば、横井元秀⁽¹⁾の四〇〇石（翌五年、

四匁七分、(ハ)は七〇四匁とし、(A)は銀一匁につき錢一〇〇文⁽¹⁾、米一俵は玄米五斗入りとして、それぞれ試算した。この表より、文政一〇年から明治三年まで三時期について、赤飯の分を除いてみると、二六六匁、四五二匁、八〇四匁というように、合計試算が次第に上昇していくことがわかる。なお、銀一匁を錢一〇〇文と換算したのは、明治元年五月の達に依るものであるなど、同三年の換算高について正確な数値を見るには困難で、あくまで概要をみるためのものである。が、留帳の明治三年七月一二日条で「米価之高、料金錢之価、格別之下落」と記され、前の二時期と異なり、同三年の下賜金品の合計換算高は、著しく上昇している。なお、御七夜内祝に下賜金品を拝領した男性達については、医者伏田元幹が金一両、同石川見斎は二〇〇疋と米五斗、出産一件の相談役堀内勘左衛門(元武具奉行、一一〇石)が金二朱、宮崎吉平・金子武十郎(明治元年では一四俵二人扶持、小算用役定加人、同三年は三一歳)・井上四郎左衛門(同一五俵二人扶持、割場横目定加人、同六三歳)・深谷庄九郎(同一三俵二人扶持、御買手役、同四七歳)が、それぞれ鳥目一貫文宛、足軽七人が七〇〇文宛、袋持等兼勤の御小人八人が五〇〇文宛、合計二三人が各拝領している。

四 横山家子女の出生と医者

近世後期、横山家の子女出生に関し、担当した医者について、明らかなるもののみ整理すると次のようになる。

〔表4〕横山家出生児と診察医一覧

(*「三郎様御出生ニ付御七夜御祝御用留」「三郎様御七夜御祝御用留」
〔御奥様御産向留帳外ニ御道具等調理帳附〕より作成)

出生児	出生年(西暦)	藩医	家 中 医
隆盛(男)	天明3(一七八三)	丸山了悦 小坂寿安	林元仙ほか
充(女)	文化元(一八〇四)	横井寿益	不詳
隆章(男)	文化2(一八〇五)		伏田元幹ほか
文政10(一八二七)	森元東	津田隨分斎	
森 良斎			
森 専順			
岡部玄竹			
津田淡々斎			
坪田寿徳			
伏田元幹(在京中)			
伏田渾沌斎(元幹)			
伊藤玄純			
岡部正斎			
伏田輝々斎			
茂樹(女)	明治3(一八七〇)	伏田元幹(前年まで横山家の家中医) 石川見斎(同右)	(森専良、江戸へ出立予定)
石川元隆(奥村栄滋家の家中医) 関周之進(同右)			
生柴元春(奥村栄滋家の元家中医)			

〔表2〕より穩婆・同下女、乳付人の真田要人妻及び小国主馬妻、乳母の「しゅん」、小兒の介抱人を勤めた年寄女中の岩井、さらに隠居中、再雇用された元中膳の瀬尾や「なミ」、御伽を勤めた年寄女中の菊井、三ツ嶋・松崎・よせ・花野、さらに数人の平女中、小林儀左衛門（明治元年分限帳では鉄砲奉行下附并武器方磨物兼鉄砲台細工、一九俵、明治三年、四〇歳）の母、合計一七人程が着帶から御七夜・枕直・御色直の各御祝の何れか下賜金が渡されている。中でも産前・産後を通し、御產

年寄女中 〔御伽〕藤川 菊井 三ツ嶋（50歳） よせ 花野 平女中等（2人） （「」） （3人） (2人)	御色直 表向御七夜祝兼枕直 金40疋 鳥目2貫文 鳥目2貫文 金40疋 2貫50文
御雇（元中膳） 〔介抱人〕瀬尾 枕直 御七夜内祝 金150疋 鳥目2貫文 25文 2貫文 2貫文	着帶祝 御七夜内祝 表向御七夜祝兼枕直 金100疋宛 鳥目1貫50文 2朱宛 鳥目2貫文宛 2朱宛 鳥目1貫50文
介抱人 なミ 小林儀左衛門母 御七夜内祝 表向御七夜祝兼枕直 2 1 5	1 2 3 75 2 2 3 75 1 2 5 宛 2 2 5 宛 1 2 5 宛
3 5	2 7 75

に關わった女性の中で稳婆の下賜金が最も多種で各祝毎に、かつ合計錢換算で、二〇貫五〇〇文及び米二俵と赤飯二斗というようにもつとも多い。それだけ御產における稳婆及びこれを補助する稳婆の下女は、重要な役目を担っていたことが容易に理解できる。この内、特に稳婆の御七夜の内祝が鳥目一〇貫文及び米二俵、赤飯二斗で群を抜いている。さらに、ほかの女性達への祝別下賜金で多いのは、御七夜祝のそれであるこれから、産婦及び出生児の生命の危険度は、生後七日頃までの間が最も高く、七日を過ぎれば、ほぼ安心とされ、それ故、御七夜の祝はもつとも重要であったものと解せる。

さて、稳婆の多額な御七夜（内）祝の下賜金について、試みにこの時期と先代・先々代と比較してみたのが〔表3〕である。

〔表3〕 稳婆への御七夜祝下賜金品比較試表

（*〔三郎様御出生二付御七夜御祝御用留」「三郎様御七夜御用留」「御奥様御產向留帳外ニ御道具等調理帳副」より作成。）

出生年	出生兒	金品	（銀換算、匁）	合計試算（匁）
文政10年 (一八二七)	隆貴			
弘化3年 (一八四六)	隆平	銀86匁	（銀換算、匁）	
明治3年 (一八七〇)	茂樹	米5俵 赤飯2斗	合計試算（匁）	
		銀86匁 米7俵 赤飯2斗	（銀換算、匁）	
704 (八)	100 (A)	366 (口)	180 (イ)	266
		赤飯2斗	赤飯2斗	452
			赤飯大重詰	804

〔表3〕で米価について、（イ）は一石につき七二匁三分、（ロ）は一〇

「取切銭」は六〇貫文の御定めで、只今確かに受取つた（実際には誕生の二日後の七月九日に渡されている）。一方、乳母の給銭は、年間一〇貫文に定め、二回に分けて渡してほしい。「しゅん」は公義御法度に背かぬよう、御子様に良からぬ食物は与えぬよう厳しく申付る。また、「しゅん」は切支丹末類でなく、宗旨は一向宗、寺は金沢英町専光寺檀那で、もし、「しゅん」が病気になつたら五三日（数日）は様子をみて、もし、

長引くようなら御指図次第とする、というものであつた。なお、瑞泉寺文書中、文政九年の乳母奉公請合状では、斡旋料は無記載で、給銀を七〇目としている⁽¹⁾。また、同様に、先の文政一一年の斡旋料は一〇匁に八分宛で、翌年より半季に一〇〇匁の口入料である。さらに、文政期において、奉公の翌年以降も徵収できた口入料は、明治三年段階で「取切銭」となつてゐるが、それはいつからなのかなど、この点も今後の課題となろう。なお、横山家では同年一一月には、金沢象眼町近岡屋左平娘りうの乳母奉公請合状も残されている（「乳母奉公請合状」）。

茂樹出生における女性達は乳母ばかりでなく、授乳を成す二人の乳付人が家臣の中から選ばれた。一人は小国主馬の妻、もう一人は真田要人の妻である。小国は明治元年では一三〇石、御納戸役、公義御用書写方棟取兼帶、同三年、二七歳である（明治元年の分限帳）。一方、真田（古橋要人、当久・守男）は六〇石、御近習詰、土蔵奉行兼御書物書写役、明治三年三六歳である。乳付人について、領国外の民間における近代の調査報告に依れば、血筋良く、教養のある女性が選ばれており⁽²⁾、まして、近世身分社会においては、当家のようない上級武士の子女の授乳には、身分の低い庶民層による授乳は避けられたとみるべきであろう。この乳付人の主な役割は最初だけのこととみられ、一方、先の乳母の役割はとりあえず、五年間子守、養育の手伝いを主としたのではなかろうか。なお、真田の妻が頭痛のため、夫の要人が代参して御七夜祝の下賜

金を拝領している。また、出産の際には、医師とともに重要な役割を担つた穏婆（産婆）や年寄女中が勤めた出生児の介抱人、さらに、雑事を担つた平女中たちが、茂樹出生前後から御色直までの間、種々活動した。その様子の一端は次のよう下賜金の授与に窺うことができる⁽³⁾。

〔表2〕茂樹出生関連祝の女性達への主な下賜金品

（＊「御奥様御産向留帳外ニ御道具等調理帳附」より。年齢は明治二年正月「隆平君御代御臣分限帳」をもとにし、錢換算は金一両につき錢一〇貫文として算定した。）

役職・人名（年齢）	祝の種類	金品		（錢：貫文）	合計
		（貫文）	（錢：貫文）		
穏婆	着帯祝	金200疋	鳥目10貫文		
穏婆下女	御七夜内祝	米2俵、赤飯2斗	金100疋		
乳付人	枕直			10	5
乳付人	御色直				
小国主馬妻	着帯祝				
真田要人妻	御七夜内祝				
乳母 （御指）	御七夜内祝				
年寄女中 兼介抱人 (45歳) 岩井	御七夜内祝				
枕直 着帯祝	御色直				
金300疋 金100疋	鳥目1貫50文 1貫文	生者 生者	金100疋 1貫文	2 2	5 5
7 5	1 1	1 1	0 5	0 5	7 5
12 5	3 5	生者 生者	生者 生者	2 2	5 5

三 横山隆平娘茂樹出生と乳母・穩婆

横山隆平の第一子、茂樹（女兒）の生誕については、御用振向を勤めた堀内素入による「御奥様御産向留帳外ニ御道具等調理帳附」（以下、留帳と略称）を初め、「紙もの及び帳冊物など、一連の文書が「御産御用諸事留書入」として袋入れにして残されていた。留帳の内容は着帶祝、生誕の様子、御七夜内祝、御産髪垂規式、御枕直と表向御七夜祝、御色直等をめぐって、様々な準備とそれに関する人々の勤めや諸儀式など、隆貴・隆平出生関係文書に見られなかつた一連の事柄が含まれ、興味深い（前稿）。なお、御産準備の一例として「金錢請払帳」に同三年四月四日、出産時用の「上敷呉座」代等合わせ一七貫文が脛屋喜助に支払われている。茂樹の御七夜祝は真龍院（一二二代藩主前田斉広室、隆）の逝去につき、内祝を先に行い、その後、表向祝は枕直と兼ねて行われた。茂樹の内祝における家族間、特に夫婦・出生児の三者間の進物授受は、簡略化の傾向にあり、その使者について、父隆平の時と比較すると、御産の御用振向の素入及び年寄女中の岩井という、いわば御産関連の臨時のかつ奥向の役職の者が勤めたのに対し、隆平の時は父隆貴の御附頭及び奥御用聞といった、平常時の役職の者が勤めた点に相違がある。これらの背景には、明治維新の職制の変革による担当職の変化や何事も簡素にという時代の趨勢、さらに内祝であつたこと、出生児が後継者の男児ではなく、女兒であつたことなどに依るものとみられる。

次に医者の関わりについて、隆平妻の懷妊は、家中医伏田元幹・石川見斎の診察により判明し、以降兩人は出生を中心に重要な任務をなすが、まず、着帶祝に上下着用で出勤するよう命ぜられる。産前元幹は、妊娠に安神丸や「御種々人參」等の薬を服用させ、特に人参は「御宜ニ付」御買手役へ追加し買求めるよう、素入を通し指示を出し、引渡されてい

る。また、出産後の七日間は、必ず一日一回は元幹・見斎ともに診察するよう申渡されている。なお、安神丸に関連して当家の支出として、同年二月八日に「安神丸代等品々」の代錢二貫六〇〇文が、また、六月二十四日に「西京御用安神丸」代錢六貫文が書き上げられており、当家の人々が京への出張中も含めて、一般に使用していた薬とみられる（金錢請払帳）。続いて産月に入つたら「何時御催」になられても対応出来るよう、医者等への急使の準備が成された。実際七月七日朝、出産の兆しが有り、医者の元幹・見斎と穩婆に一報が告げられ、六つ半時前、無事に女児生誕、母子ともに「御丈」という元幹等の診断を得た。直後産婦恒の実家奥村家にも吉報が届けられ、同日朝五つ半時頃、同家の医師石川元隆が見舞いの診察に訪れ、翌八日には同じく関周之進が、九日には同家元医師生柴元春が各々診察に来ている。

ところで、加賀藩領内の乳母や乳母座・乳母奉公請合状等に関しても、管見では横山家文書以外に、武家・町屋・寺家の文書や在郷町の御用留等でも確認できるが、今後これらを詳細に分析することにより、乳母に関する様々な姿が解明されよう⁽⁵⁾。金沢瑞泉寺文書に依れば⁽⁶⁾、恐らく乳母奉公人及び同取持人で構成される乳母座は、文政一一年段階では、鍛冶片原町越中屋清兵衛など、金沢の各町に住む町人一〇人が定められ、新たに鑑札制とし、旧來の相対の口入料一割は差止め、一〇匁につき八分、翌年より半季に一〇〇文宛の口入料とし、取持人は一乳母に対し、二人の請人と定められた。横山家では、明治三年茂樹誕生の二週間程前に、松任町在の石川郡末友村長右衛門娘「しゅん」という女性が候補に上がり、その五日後に乳母奉公請合状が、乳母座の越中屋こん及び同じく車屋清兵衛より横山家の御奥御役人中宛に出され、乳母（御指）として奉公することに決まった。右請合状の主な内容は、乳母奉公の期間は五年間で、乳母座の右両人が「しゅん」の請人となる。斡旋料としての

○板前	5	3	
御台所附小者			
【下賜金受取合計人數】	44	43	
家臣全体に占める割合 (%)			
総数550人とした場合	8・0	7・8	
△478	9・2	9・0	

この表で、○は弘化期隆平の出産時の額が、文政期の父隆貴の時より多いのを示し、同額は△、少ないのは×で示した。すなわち、△×の数は少なく、○の数が多い。これは一つには、金銀銭比価変動や米価変動からみると、弘化期の方が文政期より貨幣価値が下がっていることに依るものとみられる。また、台所・賄方・御膳・料理関係以外のものが同額であるのに対し、直接に出生小児に係わる役職を中心には弘化期の方がより多額となっている故、医者など直接的な出生担当の役職や仕事内容そのものが、より評価・重要視されたものと考えられる。

医者への下賜金について、「表1」において、弘化期の医師主附で小児療養等を勤めた津田隨分斎の役手当を含む下賜高は、表の通り銀換算八一匁五分で⁽³⁾、その内訳は金一両及び御七夜祝銀二匁五分である。因みに、先の文政期の主附医師は、同じく津田隨分斎（同一人か否か不明）で、その時と照合すると、表中に銀で七五匁あるのは、金一両及び金一分（銀にして一五匁）の合計額であり、弘化期の方が文政期より多額で、家臣全体でも最高額である。また、他の医者四名の内二名は、伏田渾沌斎・伊藤玄純で二匁五分を下賜され、残り二名の内、一名は（×）印を付した一人は岡部正斎である。同人は先代（隆盛）出生時、医師林元仙が御奥詰でなかつたが、一〇〇疋（銀にして一五匁）下賜された前例を基に、正斎も「診御番」を拝命していないものの、元仙より

少し少額の一匁九分を下賜されている。残る一名は伏田暉々斎で、同人は「組柄茂達申候間、少階扱御座候」という理由から、文政期津田を除く医師達と同額の金一分（銀にして一五匁）を拝領した。なお、家の医者には、ほかに森専良がいるが、同人は江戸へ出立予定で、文政期の隆貴出生時、伏田渾沌斎（元幹）が在京中のため、下賜金が出なかつたという前例に合わせ、専良も同様の扱いとされた。さらに、下賜金を拝領した者は、直接・間接的に出生に関わった者とみられ、その総数は、家臣全体の内、どのくらいの割合なのか。文政六年二月の「惣御家来数大法」では、理想的には五五〇人を必要人数とし、また、明治元年の分限帳では四七八人を数えるが、幕末・維新期には小者を含めると、総勢六〇〇人程の家臣がいたものと推測される（前稿）。隆平及びその父隆貴出生時の正確な家臣総数は不明だが、仮に右二時期の前後の数と仮定するなら、隆平時が四四人で、全体の八、〇・九、二%、隆貴時が四三人で、全体の七、八・九、〇%となり、小者を含めた総数を六〇〇人とすれば、値は当然さらに小さくなる（前稿）。いずれにしても、全体のほぼ一割弱の家臣が「御産所廻り御役人」として、当主の男児出生に関わり、御祝の下賜金を拝領したものと解せる。このほか、表中には部分で安産御用係に任せられている医師の坪田寿徳について、三月一九日に、それまでの同人の出勤日数は一五度で、投薬はなかつた旨、報告される。先代隆盛の出生時、医師小坂寿安・土岐安恵両名に銀五枚が、さらに安恵のみに奥様より郡内縞一端が各々下賜され、また、御充様出生時、文化元年医師横井寿益に銀五枚下賜した前例に合わせ、寿徳には五枚代、

二一五匁という多額な御七夜祝が下賜されており、重要な役目を担つていたことが窺える。

二 横山隆平の出生

横山隆平は文久四年二月二一日金沢城代に就任し、本多政均とその職を勤め、また、明治二年一一月一二日、前田孝敬・奥村栄滋・同則友とともに金沢城番となり⁽⁵⁾、幕末・維新期、金沢城内の管理責任者として勤めることとなる。隆平は弘化三年三月一七日に誕生し、その前後と御七夜に関しては、御用主附太宰孫助による「三郎様御七夜御祝御用留」に記され、右太宰は御用人（のち小将頭）、一八〇石である。また、幼名選は横山家の家老八兵衛の後嗣、横山七郎左衛門（八兵衛、好之、五〇〇石）が拝命しており⁽⁶⁾、前代と同様、家老が担当している故、重要な任務であった。次に、御産髪規式は宝幢寺に都合を問合せており、同寺の僧も立会いの上、執行されたとみられる。この担当者は前代と同職の奥御用聞主附高倉権大夫及び御櫛役として、前代に続き宮崎吉平が勤め、高倉は医師筆頭の津田の次に多い銀換算四五匁を、宮崎は前代の二倍の八匁六分を下賜されている。さらに、家族間進物授受について、出生児の父横山隆貴（徳雄院）、同母（一八二九一八五九。横山孝則娘好、遊仙院、「遊仙院様第二回忌御法事御執行留」「先祖由緒一類附帳草案」）、出生児隆平との三者間については、隆貴出生の時とほぼ同様、前代より「御省略」化傾向にあったが、隆貴出生時にはなかつた出生児の祖父隆章や叔母・叔父との間でも進物の授受が行われたが、その使者については、隆章より隆貴夫婦及び出生児へは近習頭が、さらに、隆貴夫婦より隆章へは御附頭が、また、出生児隆平の叔母・叔父より夫婦・出生児へは奥御用聞が、そして、夫婦・出生児より叔母・叔父へは御附頭がそれぞれ勤めた。

次に、隆平出生における役職別一人当たり御七夜祝下賜金高比較表出生時と比較すると「表1」の如くである。

〔表1〕横山隆平出生役職別一人当たり御七夜祝下賜金高比較表

(*横山家文書、「三郎様御七夜御祝御用留」及び「三郎様御出生二付御七夜御祝御用留」より作成。銀換算高は、金一両につき銀六〇匁、錢六貫文として算出した。)

○奥付足輕	役職等												人數	金額(銀換算 単位:匁)	隆貴出生時銀換算		
	○御勘定役主附	△奥御用聞主附	○御初髪垂	○奥御用聞	△御膳番	△台所惣賄方役	○医師主附	△認方御用等	○医師	(X)	(△)	○右筆					
1	1	1	2	3	3	1	3	1	2	1	1	4	1	1	43	30	
4 3	同右	3	同右	同右	4 3	8 6	10	3	10	同右	12 9	1 1人は15 1人は12 5	81 5	12 9	15	45	3
3	同右	2	同右	同右	3	10	2	同右	10	10	15	75	1 1人は15 1人は12 5	12 9	同右(御鎮口番)	隆貴出生時銀換算	
○御領口下附加人	○同御番引人	○同御番引人	○同御番引人	○同御番引人	○同御番引人	○同御番引人	○同御番引人	○同御番引人	○同御番引人	○同御番引人	○同御番引人	○同御番引人	○同御番引人	○同御番引人	○同御番引人	○同御番引人	○同御番引人

と宮崎吉平が拝命し、御剃刀二挺等が準備された。また家族間での御七夜祝進物は、父隆章出生時の例に倣い行われたが、家臣達の役割を見るに、隆章の使者は近習頭が、また、奥様や清蘭院（横山家九代隆徳妻）、良寛院（同一〇代隆盛妻）の使者には、奥御用聞が各々勤めている。御七夜を含めたこうした御祝品授受は小児の誕生を心より喜び、それを進物という形に表すことにより人間関係をより円滑にするため、代々行われてきたものと解せる⁽³⁾。この他、幼名選定と同謹呈規式担当を横山八兵衛（好察、横山家家老、五〇〇石）が拝命し、勘定主附の林太郎右衛門以下、出産関係役職の家臣などには、次のように下賜金が渡された（ほぼ金銀高等、役職・名目、人名の順に示す）。

- 金2分〈御勘定主付〉林太郎右衛門、金2分〈奥御用聞主付〉金1分〈御初髪規式勤〉長野信藏、金1分〈奥御用聞改役〉小川与五兵衛、〈同平士〉吉川半六郎、〈同〉丹家鉄之丞、銀12匁9分〈御膳番〉稻野十郎兵衛・山倉清右衛門・島村源太、〈御鎖口番〉小林与右衛門・松本弥兵衛・渡部金五右衛門・高桑雅楽助・橋本紋太夫、〈認方等御用勤〉中嶋左兵衛、金1分〈医師、御祝下賜分〉金1両（三郎様療養等勤）津田隨分斎、金1分〈医師、御祝下賜分〉森良斎・森専順・岡部玄竹・津田淡々斎、銀10匁〈右筆主付〉五十嵐久左衛門、〈小算用主付〉岩木和一郎、〈御買手役〉末岡弥三太夫・吉村藤助、〈御料理人〉小竹半次・高桑伴太夫・杉若橋藏・出口覚右衛門、銀4匁3分〈御初髪垂〉宮崎吉平、銀3匁〈御家具才許〉瀬戸利右衛門・林藤弥三次・宮川茂兵衛・升崎宇兵衛、〈御用所下仕〉沖田清兵衛・吉村幸助・能本金右衛門、〈御台所惣縮方役下付〉田中平助、2匁〈同縮方役下付加人〉中村平兵衛、〈当年番引、御祝二付〉山科吉蔵、3匁〈奥付足軽〉上村源七、鳥目200文〈御台所附小者〉（3人）、〈御買手小遣〉（1人）

右のように金一分～一両、銀三匁～一二匁九分、鳥目200文の御祝金が、勘定方・奥御用聞・御初髪規式担当・御膳番・医師・右筆・買手役・御料理人・家具才許・御台所縮方など、役割の輕重や身分・役職に応じて、各々振る舞われた。これらの人々が、出産に関する一連の規式に直接的・間接的に関わったが、下賜金は慰労金の意味も含んでいるものとみられる。また、もっとも高額の者は、出生児三郎（隆貴）の療養方を勤めた医師の津田隨分斎で、金一両及び一分故、合計銀換算七五匁を支給された。次に多いのは奥御用聞の長野信藏で、初髪（産髪）規式を担当した故、合計金三分で、銀換算四五匁となる。なお、同様にこの規式に関わった宮崎吉平は銀四匁三分を下賜されている。長野に統いて多い勘定主付林太郎右衛門は、金二分、銀換算三〇匁である。つまり、新生児の診察はより豊富な知識や高度な技術を要し、産婦の診療より難しいこととみなされていたのか、津田は勘定方の一・五倍の下賜金を支給されることになる。すなわち、新生児の診察医師の役割がいかに重要視されていたか、その一端が窺い知れる。また、穏婆には白銀二枚代として八六匁の他に、米五俵及び赤飯二斗という多額金品が支給されており、これは、当時の出産がある意味で、命がけであった事情を背景に、穏婆が助産婦として最重要視されていたことを物語ついている。因みに、これら下賜金品は先例に基づいて成された。また、御七夜祝の規式の様子については、小児を介抱人が抱き、介抱人は玉女（年寄女中か、穏婆か）の方を後にして座し、小児は玉女の方へ向い、其所へ陰陽の刀等飾付の台の物二飾を小児の右側に置く。そうした所へ奥御用主付・御産髪規式担当の長野信藏が進み出て、陰陽の刀をもつて規式を調べ、御次の間へ退く。この後に御祝物進呈の規式を成すというものであつた。

金沢城代横山家出生にみる家臣と医者と女性

池田 仁子

はじめに

近世武家社会においては、家の安泰と子々孫々に至る繁栄を必須とするため子女の出生は、一大イベントであったものと推察される。近年出生・出産に関し、生活史や女性史の視点、或いは民俗学の分野から若干取り上げられている⁽¹⁾。加賀藩ではこれに関する研究は未開拓であり、また、近世武家文書を詳細に見ていくと、出産・出生の記事には様々な研究材料が盛込まれている場合が少なくない。特に上級武家における出生は、城主・藩主家の規式や作法等を見倣つていてもと推測され、当藩では金沢城内の奥向の作法などを解明する必要がある。このほか近世後半以降、蘭学等の新技術を習得した医者の動向⁽²⁾、さらには、一時的・臨時のともみられる女性職業人の穏婆・乳母達の実務や雇用に関する問題、城下町周辺部の庶民や女性との関わり等、解明の手がかりとなる要素が武家の出生関係文書に含まれている。

筆者は最近、「明治元年の分限帳にみる横山家中」及び「横山家の出生規式」(ともに「金沢城代と横山家文書の研究」金沢城史料叢書五、石川県教育委員会文化財課金沢城研究調査室、平成一九年三月、以下これらを前稿と略称)の中で、金沢城代を勤めた横山家の出生に関する史料の概要と着帯・御七夜・枕直・御色直など、各祝毎の規式について紹介した。本稿では、前稿を基に横山家の隆貴・隆平・茂樹の出生を中心

に、関連規式における家臣や医者・穏婆・乳母・乳付人・年寄女中など、女性達の各役割や諸相を窺い、最後に医者について、新史料や各家の由緒帳、蘭学入門帳などから個々の人物を検索し、金沢城に関する点や石積み棟梁穴生の娘と結婚した者、或いは、蘭学の學習・受容といった点に留意しながら、略歴を人物毎に整理する。これにより出生・出産を通した武家の生活や城下町の生活文化史解明の一助とした。

一 横山隆貴の出生

金沢城代横山隆章（一八〇五—一八六〇）。賢松院。在職は文政一〇年閏六月朔日（同三年一二月一五日、及び嘉永四年三月一〇日）万延元年一一月一二日）の嫡男隆貴（三郎）は、隆章の城代就任五ヶ月後の文政一〇年（一八二七）一一月一三日、隆章と側室某（前田土佐守家臣浅尾氏娘）との間に出生し、直ちに「奥方様御養子」となった（前稿）。この男子生誕は父隆章（当時二三歳）や家族・家臣達を含め横山家全体が大いに心待ちしていた慶事であった。何故なら、隆章はすでに五年前の文政五年に、藩老本多政礼娘鶴と結婚していたが、子供が授からず、同姓横山内記三男多喜松に家督相続させたき旨の遺書草案を書残す程であつたから（横山隆章遺書草案）⁽³⁾。かくして、同一九日に御七夜祝が執行われ、その様子は御用主附高沢五左衛門の文政一〇年一一月「三郎様御出生ニ付御七夜御祝御用留」に記されているが、その作成者高沢は、横山家中のうち家老の次に位置する小将頭、一二〇〇石である（「三郎様御出生ニ付御七夜御祝并御一門方等江御案内御紙面」）⁽⁴⁾。一連の規式は御夫婦夜会の献立、御産髪規式の御飴など詳細に亘つて、主附高沢が伺を出し、宣しき義は、そのまま当主隆章の命が下された。かくして、出生児の頭髪を初めて剃る産剃りや御産髪垂規式には、家臣の長野信藏

執筆者紹介

太田 昌子 金沢美術工芸大学教授

白峰 旬 別府大学准教授
金沢城石垣構築技術等比較研究事業客員研究員

川口 悟 北陸史学会会員

木越 隆三 石川県金沢城調査研究所副所長

正見 泰 石川県金沢城調査研究所員

石野 友康 石川県金沢城調査研究所員

池田 仁子 加能地域史研究会委員

研究紀要 金沢城研究 第6号

平成20年3月 発行

編集・発行 石川県金沢城調査研究所

〒920-0962

石川県金沢市広坂2丁目1番1号 石川県広坂庁舎2号館

電話 076-223-9696 FAX 076-223-9697

E-mail kncastle@pref.ishikawa.lg.jp

<http://www.pref.ishikawa.jp/kyoiku/bunkazai/kanazawazyo/index.htm>